

関原発第441号

2019年12月26日

原子力規制委員会 殿

住 所	大阪市北区中之島3丁目6番16号
申請者名	関西電力株式会社
代表者 の氏名	取締役社長 岩根 茂樹

平成31年3月8日付け関原発第564号をもちまして申請いたしました大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）を下記のとおり一部補正いたします。

記

大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）を別添のとおり一部補正する。

本資料のうち、枠囲みの範囲は
機密に係る事項ですので
公開することはできません。

別 添

別紙 1（設置変更許可の経緯）の一部補正

別紙 2（本 文）の一部補正

申 請 書 図 表 の一部補正

別紙 3（工事計画）の一部補正

添 付 書 類 目 次 の一部補正

添 付 書 類 三 の一部補正

添 付 書 類 五 の一部補正

添 付 書 類 六 の一部補正

添 付 書 類 八 の一部補正

添 付 書 類 十 の一部補正

添付書類十（追補 1）の一部補正

添付書類十（追補 I）の一部補正

添付書類十（追補 II）の一部補正

別紙 1（設置変更許可の経緯）の一部補正

別紙 1（設置変更許可の経緯）を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 4 - ~ - 7 -		(記載変更)	別紙 1 に変更する。

別紙 1

設 置 変 更 許 可 の 経 緯

許可年月日	許可番号	備 考
昭和49年1月30日	48原第11570号	1号及び2号原子炉施設の変更 (水素再結合装置の設置) (ディーゼル発電機の増設) (海水淡水化装置の設置)
昭和49年10月24日	49原第8511号	1号及び2号原子炉施設の変更 (アニュラス空気再循環設備の増設)
昭和50年2月6日	49原第11120号	1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更
昭和51年6月16日	51安(原規)第3号	1号及び2号原子炉施設の変更 (廃樹脂貯蔵タンクの増設) (炉心上部注水設備の設置) (格納容器可燃性ガス濃度制御設備の設置) (17×17燃料集合体の使用)
昭和53年8月31日	53安(原規)第266号	1号及び2号原子炉施設の変更 (炉心上部注水設備の変更)
昭和55年2月22日	54資庁第12614号	1号及び2号原子炉施設の変更 (アスファルト固化装置、雑固体焼却設備及び洗たく排水処理設備の増設)
昭和55年12月19日	55資庁第14589号	1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更
昭和57年5月28日	56資庁第17473号	1号及び2号原子炉施設の変更 (B型燃料の使用に係る変更) (新燃料貯蔵ラックの増設) (使用済燃料輸送容器保管建屋の新設)
昭和58年11月25日	58資庁第2427号	1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料濃縮度の変更-1、2号炉) (2号炉のガドリニア試験燃料体の使用に係る変更)
昭和59年6月2日	59資庁第2199号	1号及び2号原子炉施設の変更 (C廃棄物庫の増設)

許可年月日	許可番号	備 考
昭和60年5月17日	59資庁第15717号	1号及び2号原子炉施設の変更 (燃料棒最大線出力密度の変更) (B型バーナブルポイズンの使用)
昭和61年8月20日	60資庁第13023号	1号原子炉施設の変更 (燃料4体の高燃焼度照射)
昭和62年2月10日	60資庁第1989号	3、4号炉増設
昭和62年5月13日	61資庁第15340号	1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用) (出力分布調整用制御棒クラスタの撤去) (保修点検建屋の設置)
平成2年4月4日	元資庁第4731号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (燃料集合体最高燃焼度の変更－1、2、3、4号炉) (取替燃料の濃縮度の変更－1、2、3、4号炉) (初装荷燃料の濃縮度の変更－3、4号炉) (減損ウラン入り燃料に係る濃縮度の変更－2号炉) (取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用－3、4号炉) (雑固体焼却設備等の1、2、3、4号炉共用化) (セメントガラス固化装置の設置－1、2、3、4号炉) (使用済燃料の国内の再処理委託先の変更－1、2号炉)
平成4年8月21日	2資庁第13165号	1号及び2号原子炉施設の変更 (炉心上部注入系の撤去、蓄圧注入系蓄圧タンクの加圧ガス圧力の変更－1、2号炉) (安全注入設備作動回路の一部変更－1、2号炉) (廃樹脂処理装置の設置－1、2号炉) (蒸気発生器の取替え－1号炉) (蒸気発生器保管庫の設置－1号炉)

許可年月日	許可番号	備 考
平成 6 年 3 月 9 日	5資庁第5354号	1号及び2号原子炉施設の変更 (蒸気発生器の取替え－2号炉) (蒸気発生器保管庫の設置－2号炉) (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動軸撤去－1、2号炉)
平成 7 年12月22日	6資庁第12143号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (燃料8体の高燃焼度先行照射－4号炉) (3号炉及び4号炉の使用済燃料貯蔵設備等を1号炉及び2号炉と共用化)
平成 9 年 3 月18日	8資庁第8900号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置の撤去－1、2号炉) (蒸気発生器保管庫の1号及び2号炉共用化及び保管対象物の変更) (雑固体廃棄物の処理方法の変更－1、2、3、4号炉)
平成10年 5 月28日	平成09・08・01資第12号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更－3、4号炉) (変更後における3号炉及び4号炉の使用済燃料貯蔵設備を1号炉及び2号炉と共用化)
平成12年 6 月30日	平成11・05・27資第2号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (原子炉補機冷却設備の号機間分離－1、2号炉) (使用済燃料の再処理委託先確認方法の一部変更－1、2、3、4号炉)
平成15年 9 月25日	平成14・08・21原第5号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (燃料集合体最高燃焼度の変更－1、2、3、4号炉) (イオン交換器廃樹脂の処理方法の変更－1、2号炉)

許可年月日	許可番号	備 考
平成17年10月14日	平成17・04・08原第13号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更及び共用化－1、2、3、4号炉)
平成20年5月30日	平成19・06・14原第7号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (ほう素再生系の撤去に伴うほう素濃度調整方式の変更－1、2号炉) (ほう酸回収装置の増設－1、2号炉) (廃液蒸発装置の取替えに伴う廃液蒸発装置の容量の変更－1、2号炉) (洗たく排水処理設備の取替えに伴う処理方式の変更－1、2号炉) (洗たく排水処理設備の設置－3、4号炉) (海水淡水化装置の一部撤去－1、2、3、4号炉)
平成21年8月13日	平成20・08・12原第32号	1号及び2号原子炉施設の変更 (非常用電源設備のうち蓄電池の負荷の変更)
平成28年11月2日	原規規発第16110234号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉使用済燃料の処分の方法の変更
平成29年5月24日	原規規発第1705242号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (重大事故等対処設備の設置及び体制の整備等)
平成30年9月19日	原規規発第1809198号	1号炉及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更
平成31年1月16日	原規規発第1901164号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に係る記載の変更) (内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に係る記載の変更) (地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針の追加)

令和元年12月11日	原規規発第 1912112 号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (3号及び4号炉共用の緊急時対策所建屋内への緊急時対策所の設置) (重大事故等対策に係る体制の変更) (重大事故等対策における操作の想定時間の一部変更)
------------	-----------------	---

別紙 2 (本文) の一部補正

別紙2（本文）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
- 10 -	上5行	…構造の(i)の___b.の (b)火災による損傷の防止 の…	…構造の(i)の <u>a.の(a)</u> <u>外部からの衝撃による損</u> <u>傷の防止の(a-3)、b.の(b)</u> 火災による損傷の防止 の…
	下6行	…を行う。なお、___特 定重大事故等対処施設 に…	…を行う。なお、 <u>原子炉</u> <u>補助建屋等への故意によ</u> <u>る大型航空機の衝突その</u> <u>他のテロリズムによる重</u> <u>大事故等は、人為的な事象</u> <u>であり確率論的な議論は</u> <u>困難であるが、特定重大事</u> <u>故等対処施設に…</u>
- 15 -	下4行		
	下1行		
- 16 -	下7行～ 下6行	a. 設計基準対象施設 ___ (c) 火災による損傷の防 止	a. 設計基準対象施設 <u>(a)外部からの衝撃による</u> <u>損傷の防止</u> <u>(a-3)安全施設は、想定さ</u> <u>れる外部火災において、最</u> <u>も厳しい火災が発生した</u> <u>場合においても安全機能</u> <u>を損なうことのない設計</u> <u>とする。</u> 想定される森林火災に ついては、延焼防止を目的 として発電所周辺の植生 を確認し、作成した植生デ

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<p>一夕等により求めた最大火線強度から設定した防火帯（18m以上）を敷地内に設けた設計とする。</p> <p>また、森林火災による熱影響については、最大の火炎輻射発散度（600kW/m²）の影響を考慮した場合においても離隔距離を確保することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>想定される近隣の産業施設の火災及び爆発については、離隔距離を確保することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、想定される発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災については、建屋表面温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすること、また、二次的影響のばい煙及び有毒ガスに対して、換気空調設備等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(c) 火災による損傷の防止</p>

頁	行	補正前	補正後
- 25 -	上 13 行 下 12 行～ 下 10 行	屋外の____重大事故等 対処設備・・・ ・・・設計とする。また、可 搬型重大事故等対処設備 については、____必要によ り当該設備・・・	屋外の <u>常設</u> 重大事故等 対処設備・・・ ・・・設計とする。 屋外の <u>可搬型</u> 重大事故 等対処設備は、 <u>重大事故等 時における屋外の環境条 件を考慮した設計とする。</u> <u>操作は中央制御室から可 能な設計又は設置場所で 可能な設計とするか、人が 携行して使用可能な設計 とする。また、地震、積雪 及び降下火砕物による荷 重を考慮して、機能を損な うことのない設計とする とともに、風（台風）及び 竜巻による風荷重の影響 に対しては、位置的分散を 考慮した保管、又は風（台 風）及び竜巻による風荷重 を考慮して、機能を損なわ ない設計とする。また、必 要により当該設備・・・</u>
- 61 -	上 6 行		
- 70 -	上 9 行		
- 74 - ～ - 75 -	下 1 行～ 上 1 行	(a-1-6) <u>前兆事象として 把握ができるか、原子炉補 助建屋等への大型航空機 の衝突その他のテロリズ ム____により想定され る・・・</u>	(a-1-6) <u>原子炉補助建屋 等への大型航空機の衝突 その他のテロリズムの<u>前 兆事象を把握ができるか、 それにより想定される・・・</u></u>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
- 75 -	上 7 行	…発生した場合____、原則として…	…発生した場合又は発生するおそれがあると原子力防災管理者又は当直課長が判断した場合、原則として…
- 76 -	下 5 行～ 下 4 行	…除去可能なブルドーザ及び油圧ショベルを保管し…	…除去可能なブルドーザを保管し…
- 77 -	下 15 行	…重大事故等が____発生する…	…重大事故等が発生した場合又は発生する…
- 83 -	上 5 行～ 上 6 行	発電所対策本部は、 <u>3号炉及び4号炉の同時被災</u> の場合において、____本部長の指示…	発電所対策本部は、 <u>複数号炉の同時被災</u> の場合において、 <u>発電所対策本部長</u> の指示…
	上 8 行～ 上 9 行	…実施する。 ____ 特重施設要員…	…実施する。 また、 <u>発電所対策本部長の指示により3号炉及び4号炉ごとに指名された指揮者は、特重施設指揮者として、特重施設要員に指示を行い、特定重大事故対処施設による対応を実施する。</u> 特重施設要員…
	上 9 行～ 上 10 行	…常時確保し、 <u>3号炉及び4号炉の同時被災</u> が発生…	…常時確保し、 <u>複数号炉の同時被災</u> が発生…

申請書図表の一部補正

申請書図表を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 99 -		第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (1/11)	別紙 1 に変更する。
- 100 - ～ - 101 -		第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (2/11)	別紙 2 に変更する。
- 102 - ～ - 103 -		第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (3/11)	別紙 3 に変更する。
- 106 - ～ - 108 -		第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (6/11)	別紙 4 に変更する。
- 109 - ～ - 110 -		第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (7/11)	別紙 5 に変更する。
- 111 -		第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (8/11)	別紙 6 に変更する。
- 112 -		第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (9/11)	別紙 7 に変更する。
- 113 -		第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (10/11)	別紙 8 に変更する。

第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (1/11)

a. 特定重大事故等対処施設の準備操作の手順

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (2/11)

b. 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作の手順

--

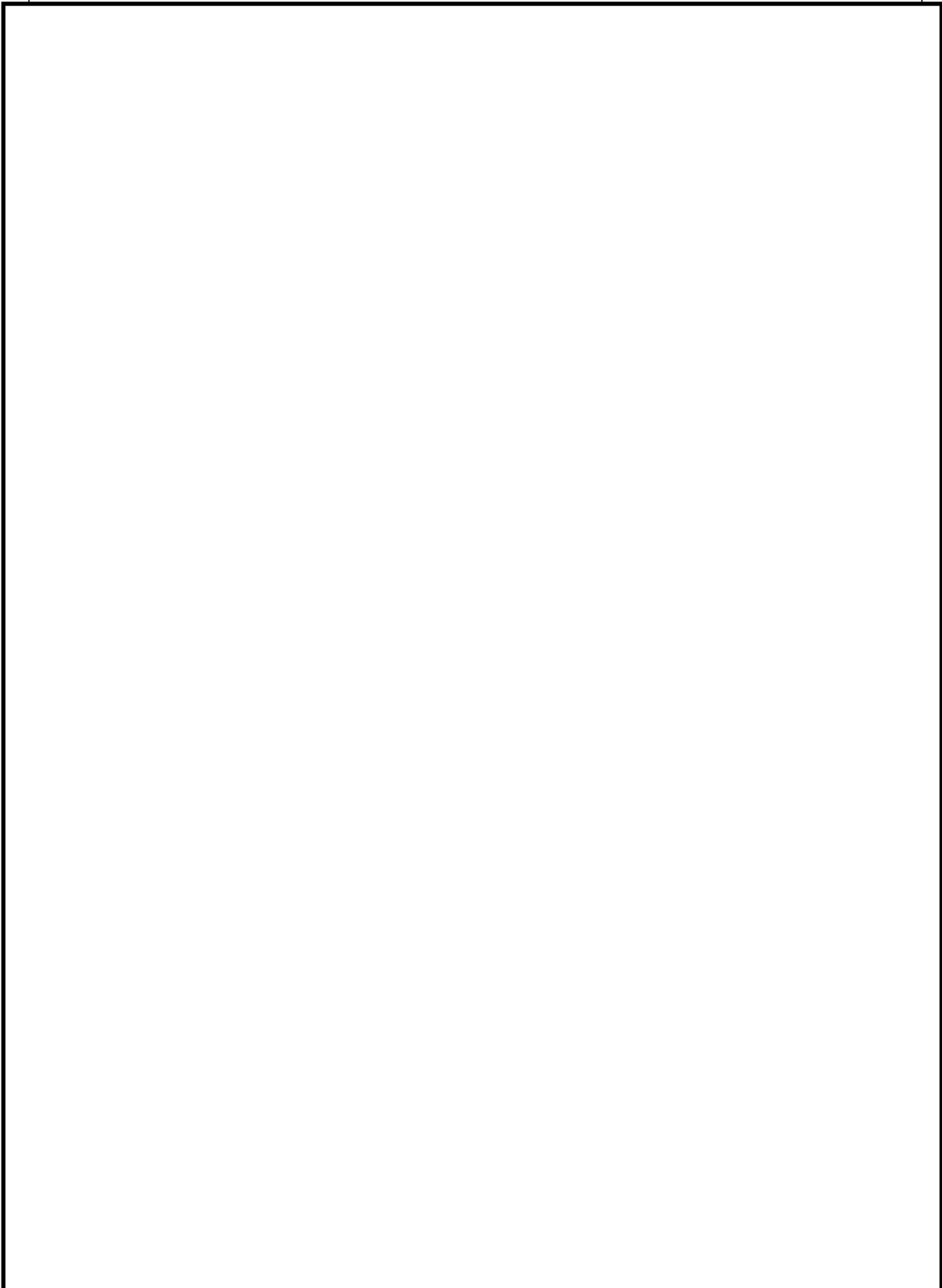
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



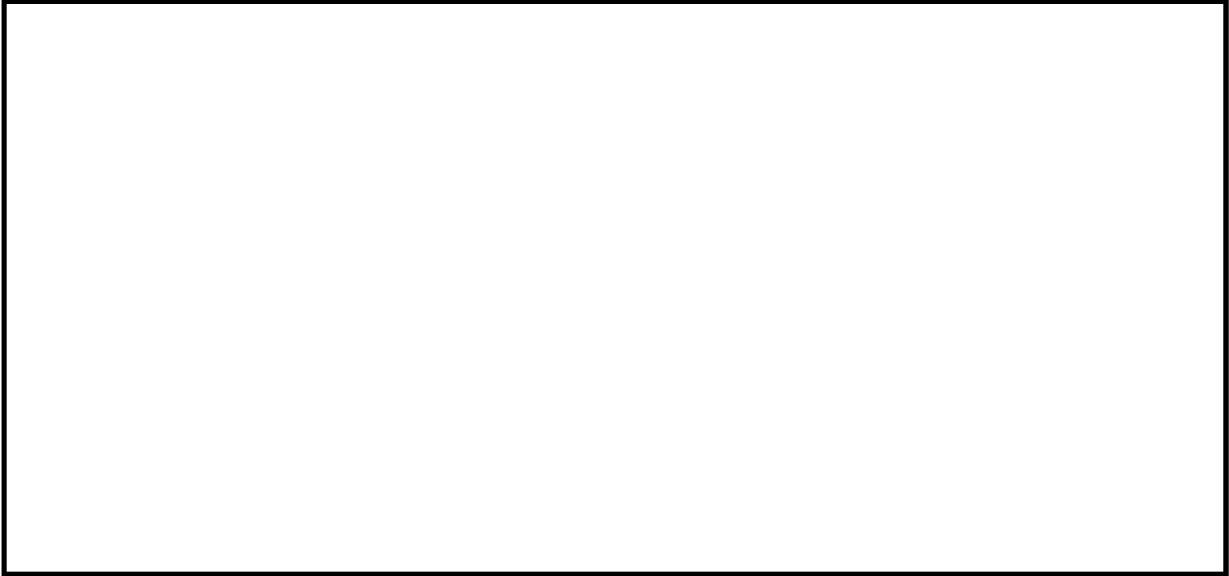
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (3/11)

c. 炉内の溶融炉心の冷却の手順



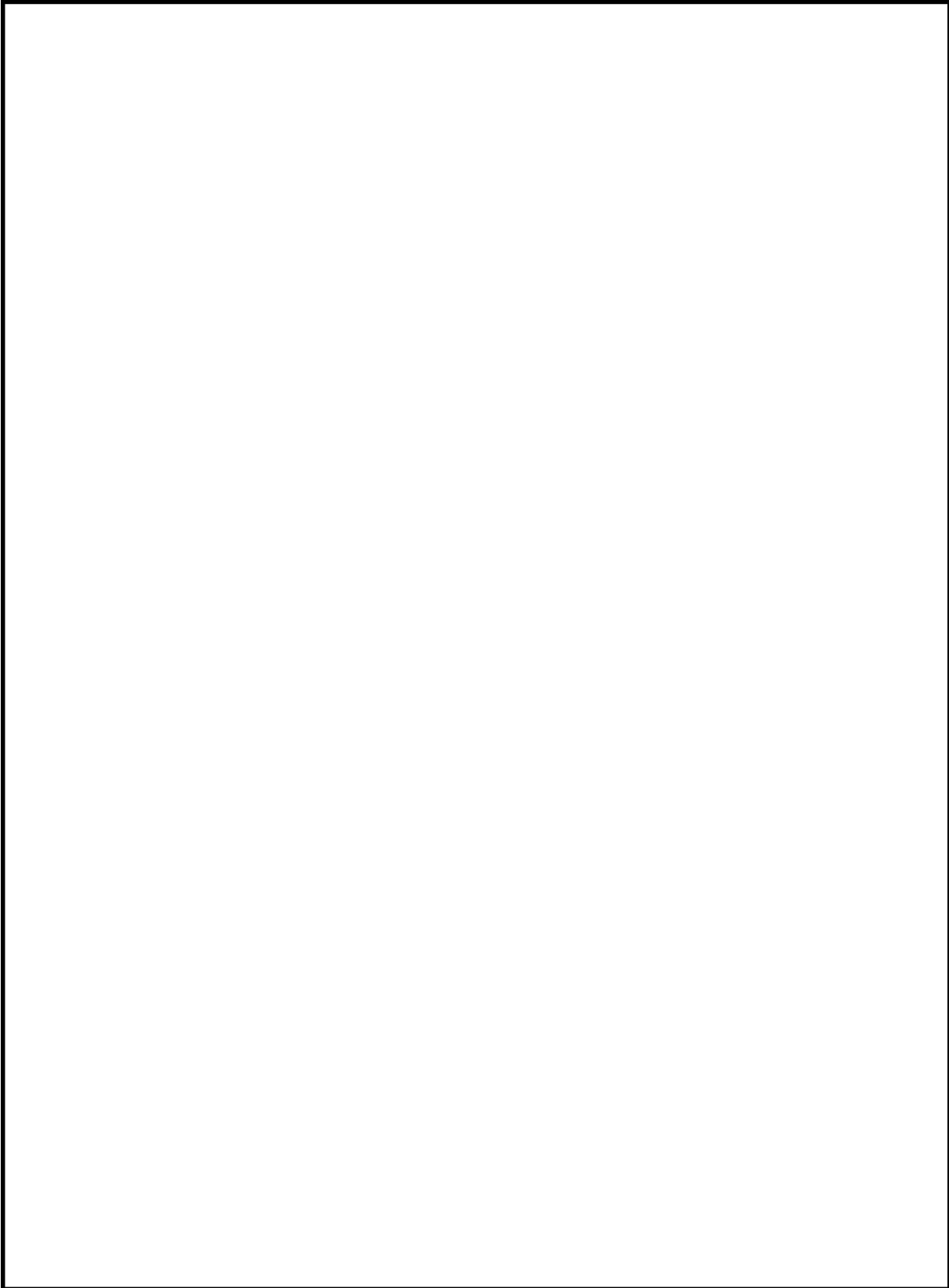
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



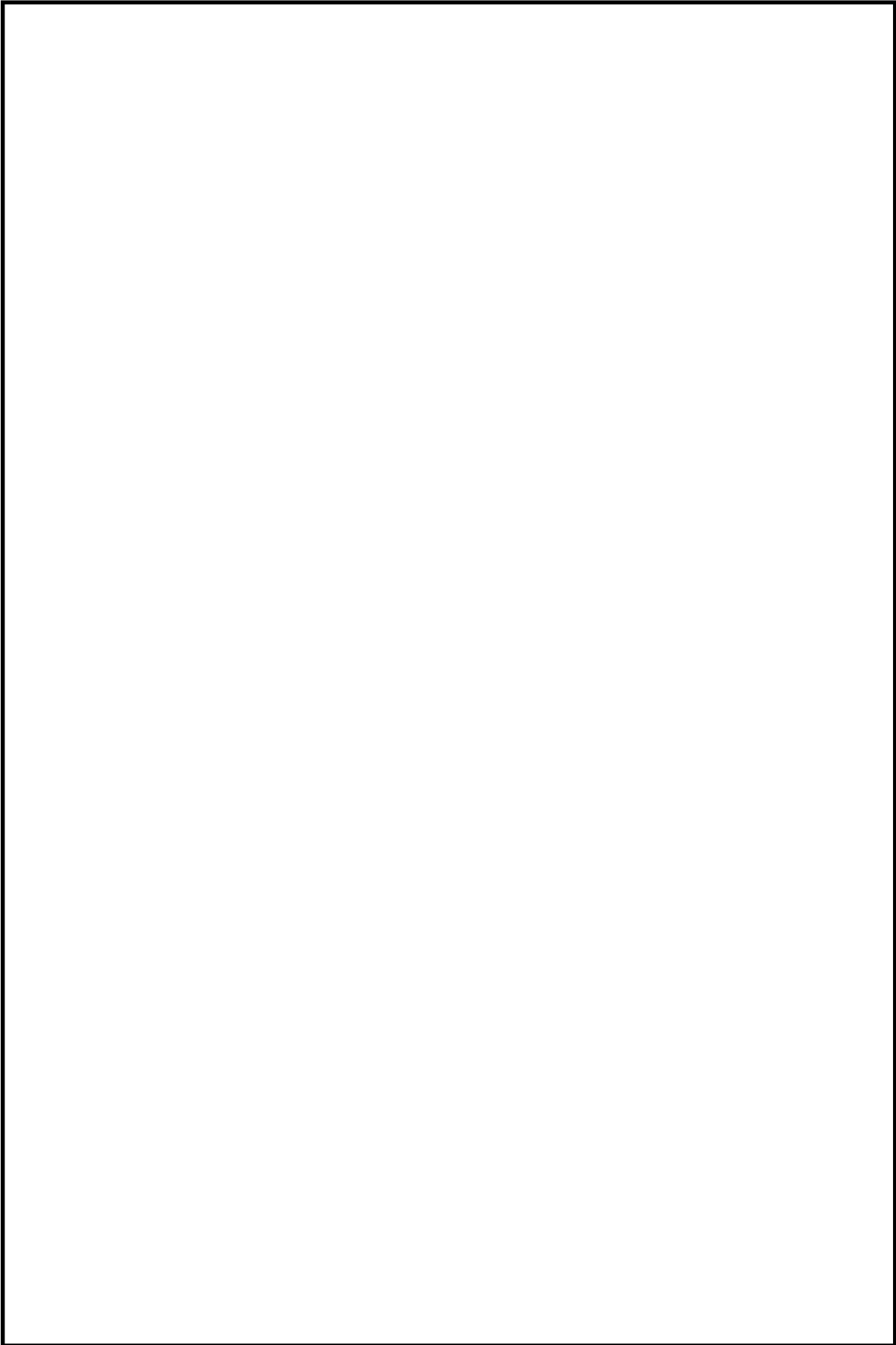
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (6/11)

f. 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (7/11)

g. の居住性に関する手順

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (8/11)

h. 電源設備の手順

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (9/11)

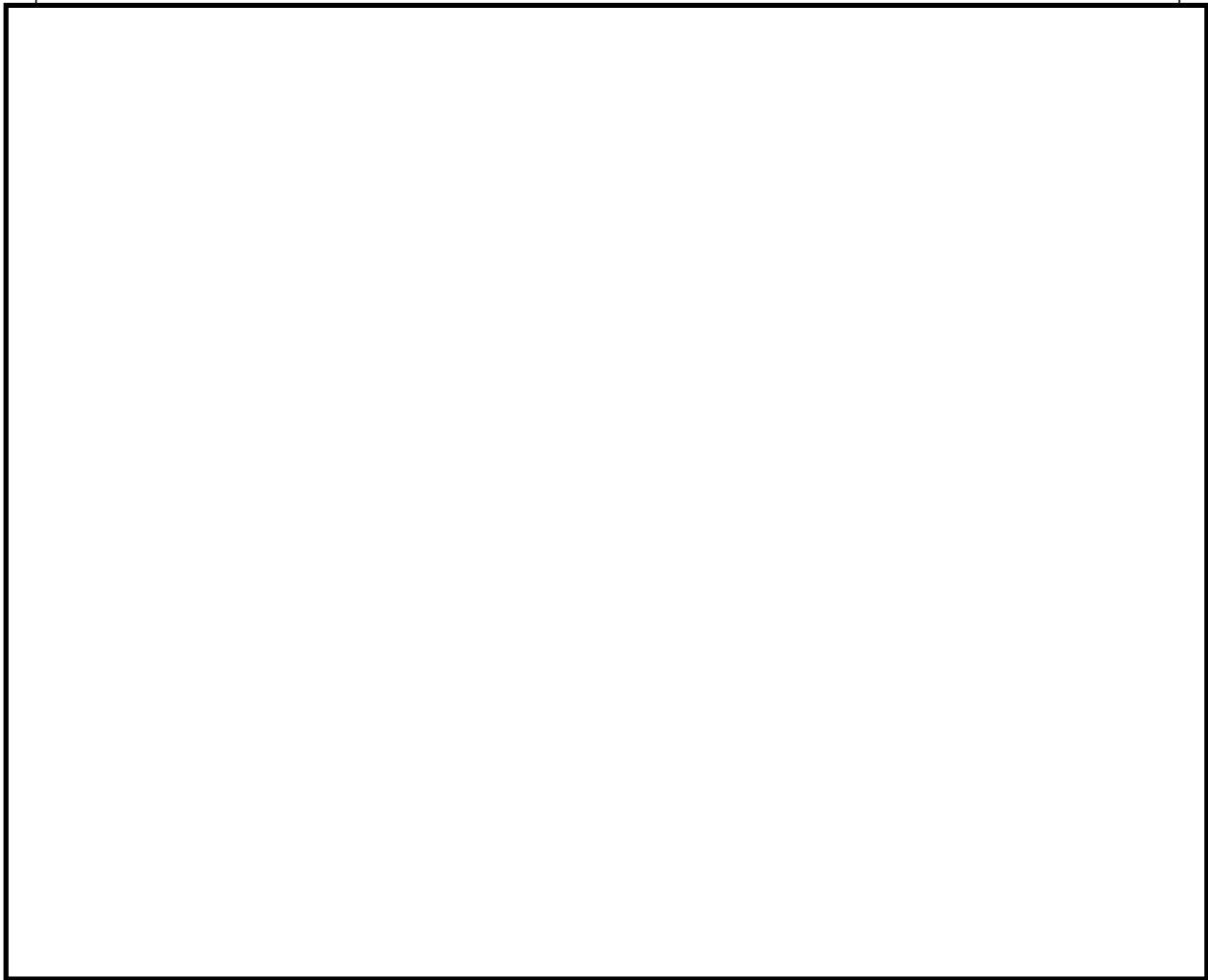
i. 計装設備の手順

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 10.4 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (10/11)

j. 通信連絡設備の手順



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

別紙 3 (工事計画) の一部補正

別紙3（工事計画）を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 115 -		(記載変更)	別紙1に変更する。

添付書類目次の一部補正

添付書類目次を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
- 119 -	上4行～ 上5行	<u>平成31年1月16日付</u> け原規規発第 <u>19011</u> <u>64</u> 号をもって設置変更 許可…	<u>令和元年12月11日付</u> け原規規発第 <u>19121</u> <u>12</u> 号をもって設置変更 許可…
	上8行～ 上9行	<u>平成31年1月16日付</u> け原規規発第 <u>19011</u> <u>64</u> 号をもって設置変更 許可…	<u>令和元年12月11日付</u> け原規規発第 <u>19121</u> <u>12</u> 号をもって設置変更 許可…
	下8行～ 下7行	<u>平成31年1月16日付</u> け原規規発第 <u>19011</u> <u>64</u> 号をもって設置変更 許可…	<u>令和元年12月11日付</u> け原規規発第 <u>19121</u> <u>12</u> 号をもって設置変更 許可…
	下2行～ 下1行	<u>平成31年1月16日付</u> け原規規発第 <u>19011</u> <u>64</u> 号をもって設置変更 許可…	<u>令和元年12月11日付</u> け原規規発第 <u>19121</u> <u>12</u> 号をもって設置変更 許可…
- 120 -	上5行～ 上6行	<u>平成31年1月16日付</u> け原規規発第 <u>19011</u> <u>64</u> 号をもって設置変更 許可…	<u>令和元年12月11日付</u> け原規規発第 <u>19121</u> <u>12</u> 号をもって設置変更 許可…
	上9行～ 上10行	<u>平成31年1月16日付</u> け原規規発第 <u>19011</u> <u>64</u> 号をもって設置変更 許可…	<u>令和元年12月11日付</u> け原規規発第 <u>19121</u> <u>12</u> 号をもって設置変更 許可…
	下3行～ 下2行	<u>平成31年1月16日付</u> け原規規発第 <u>19011</u> <u>64</u> 号をもって設置変更 許可…	<u>令和元年12月11日付</u> け原規規発第 <u>19121</u> <u>12</u> 号をもって設置変更 許可…

添付書類三の一部補正

添付書類三を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
3-1	上5行～ 下4行	…合計約 <u>1,308</u> 億円 である。	…合計約 <u>1,507</u> 億円 である。

添付書類五の一部補正

添付書類五を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
5-2	上 13 行		
	上 13 行～ 上 14 行		
5-4	下 7 行～ 下 6 行	<p>…23 名 (20 名)</p> <p>_____</p> <p>原子力事業本部の各部門…</p>	<p>…23 名 (20 名)</p> <p><u>特定重大事故等対処施設を運用する上で必要となる特殊な資格はない。</u></p> <p>原子力事業本部の各部門…</p>
5-6	上 3 行	<p>また、____耐震裕度向上工事として…</p>	<p>また、<u>大飯発電所において、耐震裕度向上工事として…</u></p>
	上 10 行	<p>また、経済産業大臣の指示 _____ に基づき実施した…</p>	<p>また、<u>経済産業大臣の指示「平成 23 年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について(指示) (平成 23・03・28 原第 7 号平成 23 年 3 月 30 日付) に基づき実施した…</u></p>
5-9	下 2 行		
	下 2 行～ 下 1 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
5-10	下 3 行	<p>・・・重大事故等発生時____ の対応に必要・・・</p>	<div data-bbox="994 275 1388 398" style="border: 2px solid black; height: 55px; width: 100%;"></div> <p>・・・重大事故等発生時、<u>原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等発生時の対応に必要・・・</u></p>
5-12		<p>第 1 表 原子力事業本部、大飯発電所及び土木建築室の技術者の人数</p>	<p>別紙 5-1 に変更する。</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 1 表 原子力事業本部、大飯発電所及び土木建築室の技術者の人数

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

	技術者の 総人数	技術者のうち 管理職 の人数	技術者のうち有資格者の人数				
			発電用 原子炉 主任技 術者 資格者 の人数	第 1 種 放射線 取扱主 任者 資格者 の人数	運 転 責 任 者 の 基 準 に 適 合 し た 者 の 人数	第 1 種ボ イラー・ タービン 主任技術 者有資格 者の人数	第 1 種 電気主 任技術 者有資 格者の 人数
原 子 力 事 業 本 部 原子力企画部門	47	30 (30)	8	10	0	0	0
原 子 力 事 業 本 部 原子力安全部門	50	13 (13)	8	9	0	0	0
原 子 力 事 業 本 部 原子力発電部門	211	49 (49)	6	18	3	2	3
原 子 力 事 業 本 部 原子力技術部門	132	42 (42)	6	2	0	2	1
原 子 力 事 業 本 部 原子燃料部門	34	14 (14)	5	13	0	0	0
大 飯 発 電 所	410	41 (41)	11	12	20	2	4
土 木 建 築 室 (原子力関係)	18	7 (7)	0	0	0	0	0

注: () 内は、管理職のうち、技術者としての経験年数が 10 年以上の人数を示す。

添付書類六の一部補正

添付書類六を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
6・目・1 ～ 6・目・7		(記載変更)	別紙 6・目・1 に変更する。

別添4

添 付 書 類 六

変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、

水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって設置変更許可を受けた大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の添付書類六の3号炉及び4号炉に係る記述のうち、下記内容を変更又は追加する。また、3号炉及び4号炉の各項目について、別表1のとおり読み替える。

記

3. 地盤のうち以下を変更又は追加する。

3.5 原子炉施設（特定重大事故等対処施設を除く）設置位置付近の地質・地質構造及び地盤

3.6 原子炉施設（特定重大事故等対処施設を除く）設置位置付近の地盤の安定性評価

3.7 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤

3.8 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地盤の安定性評価

3.9 地質調査に関する実証性

表

第 3.6.17 表	すべり安全率一覧表 ([])
第 3.7.1 表	ボーリングコアの R.Q.D
第 3.7.2 表	岩石試験結果平均表
第 3.7.3 表	P S 検層結果
第 3.7.4 表	岩盤変形試験結果
第 3.7.5 表	せん断強度と内部摩擦角一覧表
第 3.8.1 表(1)	解析用物性値 (その 1)
第 3.8.1 表(2)	解析用物性値 (その 2)
第 3.8.2 表	支持力に対する解析結果 ([])
第 3.8.3 表	支持力に対する解析結果 ([])
第 3.8.4 表	すべり安全率一覧表 ([])
第 3.8.5 表	すべり安全率一覧表 ([])
第 3.8.6 表	基礎底面の最大相対変位量及び最大傾斜 ([]) [])
第 3.8.7 表	基礎底面の最大相対変位量及び最大傾斜 ([]) [])
第 3.8.8 表	すべり安全率一覧表 ([])
第 3.9.1 表	地質調査会社一覧表

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

図

- 第 3.5.27 図 原子炉施設設置位置付近の地質水平断面図
(E.L.+3.0m)
- 第 3.5.28 図(5) 地質鉛直断面図 ()
- 第 3.6.3 図 解析用要素分割図 ()
- 第 3.6.14 図 評価対象斜面及び解析断面位置図
- 第 3.7.1 図 特定重大事故等対処施設設置位置付近の調査位置図
- 第 3.7.2 図 岩石試験試料採取位置図
- 第 3.7.3 図 岩盤試験位置図
- 第 3.7.4 図 P S 検層測定位置図
- 第 3.7.5 図 表層弾性波試験位置図
- 第 3.7.6 図 ボーリング孔水位観測位置図
- 第 3.7.7 図 敷地の地質図
- 第 3.7.8 図 地質水平断面図(E.L.+3.0m)
- 第 3.7.9 図(1) 地質鉛直断面図 ()
- 第 3.7.9 図(2) 地質鉛直断面図 ()
- 第 3.7.9 図(3) 地質鉛直断面図 ()
- 第 3.7.9 図(4) 地質鉛直断面図 ()
- 第 3.7.9 図(5) 地質鉛直断面図 ()
- 第 3.7.9 図(6) 地質鉛直断面図 ()
- 第 3.7.9 図(7) 地質鉛直断面図 ()
- 第 3.7.9 図(8) 地質鉛直断面図 ()
- 第 3.7.10 図 ボーリング柱状図 () 孔)
- 第 3.7.11 図 () の連続性確認結果
- 第 3.7.12 図 () の掘削面観察結果
- 第 3.7.13 図 () C T 画像観察結果 () の

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。


掘削面)

- 第 3.7.14 図 [] 条線観察結果 ([] の掘削面)
- 第 3.7.15 図 [] 薄片観察結果 ([] の掘削面)
- 第 3.7.16 図 [] 作業坑掘削面観察結果
- 第 3.7.17 図 [] C T 画像観察結果 (作業坑掘削面)
- 第 3.7.18 図 [] 条線観察結果 (作業坑掘削面)
- 第 3.7.19 図 [] 薄片観察結果 (作業坑掘削面)
- 第 3.7.20 図 [] の連続性確認結果
- 第 3.7.21 図 [] の掘削面観察結果
- 第 3.7.22 図 [] C T 画像観察結果 ([] の掘削面)
- 第 3.7.23 図 [] 条線観察結果 ([] の掘削面)
- 第 3.7.24 図 [] 薄片観察結果 ([] の掘削面)
- 第 3.7.25 図 [] ボーリングコア観察結果 ([] 孔)
- 第 3.7.26 図 [] C T 画像観察結果 ([] 孔)
- 第 3.7.27 図 [] 条線観察結果 ([] 孔)
- 第 3.7.28 図 [] 薄片観察結果 ([] 孔)
- 第 3.7.29 図 [] の連続性確認結果
- 第 3.7.30 図 [] ボーリングコア観察結果 ([] 孔)
- 第 3.7.31 図 [] C T 画像観察結果 ([] 孔)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

- 第 3.7.32 図 [] 条線観察結果 ([] 孔)
- 第 3.7.33 図 [] 薄片観察結果 ([] 孔)
- 第 3.7.34 図 [] の掘削面観察結果
- 第 3.7.35 図 [] C T 画像観察結果 ([] の掘削面)
- 第 3.7.36 図 [] 条線観察結果 ([] の掘削面)
- 第 3.7.37 図 [] 薄片観察結果 ([] の掘削面)
- 第 3.7.38 図 特定重大事故等対処施設設置位置付近に認められる破砕帯の活動ステージの検討結果
- 第 3.7.39 図(1) 荷重—変位曲線図 (その 1)
- 第 3.7.39 図(2) 荷重—変位曲線図 (その 2)
- 第 3.7.39 図(3) 荷重—変位曲線図 (その 3)
- 第 3.7.39 図(4) 荷重—変位曲線図 (その 4)
- 第 3.7.39 図(5) 荷重—変位曲線図 (その 5)
- 第 3.7.39 図(6) 荷重—変位曲線図 (その 6)
- 第 3.7.39 図(7) 荷重—変位曲線図 (その 7)
- 第 3.7.39 図(8) 荷重—変位曲線図 (その 8)
- 第 3.7.40 図 ロックせん断試験結果
- 第 3.7.41 図 残留強度試験結果
- 第 3.7.42 図 異方性の影響に関する確認結果
- 第 3.7.43 図(1) 地下水位調査結果 ([])
- 第 3.7.43 図(2) 地下水位調査結果 ([])
- 第 3.8.1 図 特定重大事故等対処施設の配置及び解析断面位置図
- 第 3.8.2 図 解析用要素分割図 ([])

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

- 第 3.8.3 図 解析用要素分割図 ()
- 第 3.8.4 図 境界条件
- 第 3.8.5 図 せん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存特性 (D 級)
- 第 3.8.6 図 せん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存特性(崖錐堆積物、新期扇状地堆積物及び段丘堆積物)
- 第 3.8.7 図 せん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存特性(盛土及び埋戻土)
- 第 3.8.8 図 せん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存特性 (破碎帯)
- 第 3.8.9 図 入力地震動の考え方
- 第 3.8.10 図 解析用地下水位の設定方法
- 第 3.8.11 図 評価対象斜面及び解析断面位置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

変更前	変更後
3.5 原子炉施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤	3.5 原子炉施設（特定重大事故等対処施設を除く）設置位置付近の地質・地質構造及び地盤
3.6 原子炉施設設置位置付近の地盤の安定性評価	3.6 原子炉施設（特定重大事故等対処施設を除く）設置位置付近の地盤の安定性評価
3.7 地質調査に関する実証性	3.9 地質調査に関する実証性
3.7.1 地質調査の計画	3.9.1 地質調査の計画
3.7.2 地質調査実施に当たっての管理体制	3.9.2 地質調査実施に当たっての管理体制
3.7.3 作業管理及び指導	3.9.3 作業管理及び指導
3.7.4 地質調査結果の評価・とりまとめ	3.9.4 地質調査結果の評価・とりまとめ
3.8 参考文献	3.10 参考文献

(表)

変更前	変更後
第 3.6.20 表～第 3.6.21 表 第 3.6.22 表～第 3.6.28 表	(削除) 第 3.6.20 表～第 3.6.26 表

(図)

変更前	変更後
第 3.6.16 図～第 3.6.17 図 第 3.6.18 図～第 3.6.20 図	(削除) 第 3.6.16 図～第 3.6.18 図

頁	行	補正前	補正後
6-3-1 ～ 6-3-23	上2行～ 下1行	3.2 敷地周辺の地質・地質構造	(記載の削除)
6-3-24 ～ 6-3-28	上1行～ 下1行	3.3 敷地近傍の地質・地質構造	(記載の削除)
6-3-29	上3行～ 下2行	記述は、平成31年1月16日付け原規規発第1901164号をもって設置変更許可を受けた大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の添付書類六の3号炉及び4号炉に係る記述のうち、「3.5 原子炉施設…」	第3.5.27 図及び第3.5.28 図(5)を変更する。 第3.5.27 図及び第3.5.28 図(5)以外の記述は、変更前の「3.5 原子炉施設…」
6-3-30	上1行～ 下1行	3.6 原子炉施設(特定重大事故等対処施設を除く)設置位置付近の地盤の安定性評価	別紙6-3-1に変更する。
6-3-34	上8行～ 上9行	測定位置は第3.7.4 図に示すとおりである。 ―― (6) 地下水位調査	測定位置は第3.7.4 図に示すとおりである。 d. 異方性 [] [] 岩盤物性に対する異方性の影響について確認するため、三軸圧縮強度試験及び表層弾性波試験を実施した。 (a) 三軸圧縮強度試験 [] []にて実施した水平ボーリング及び鉛直ボーリングにより得られた試料から、三軸圧縮強度試験を実施した。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
6-3-35			<p>試験位置は第 3.7.2 図に示すとおりである。</p> <p>(b) 表層弾性波試験</p> <p>〔 〕にて、水平及び鉛直それぞれの方向について表層弾性波試験を実施した。</p> <p>試験位置は第 3.7.5 図に示すとおりである。</p> <p>(6) 地下水位調査</p>
	上 12 行	調査位置は第 3.7.5 図に示すとおりである。	調査位置は第 3.7.6 図に示すとおりである。
	下 14 行～ 下 11 行	〔 〕設置位置中心付近のボーリング柱状図を第 3.7.6 図に示す。また、特定重大事故等対処施設設置位置付近の原縮尺 1 千分の 1 の E.L.+ 3.0m における地質水平断面図を第 3.7.7 図に、地質鉛直断面図を第 3.7.8 図に示す。	地表地質調査、ボーリング調査、トレンチ調査等の結果により作成した原縮尺 5 千分の 1 の地質図を第 3.7.7 図に示す。また、原縮尺 1 千分の 1 の E.L.+ 3.0m における地質水平断面図を第 3.7.8 図に、地質鉛直断面図を第 3.7.9 図に、〔 〕設置位置中央付近のボーリング柱状図を第 3.7.10 図に示す。
	上 8 行～ 上 10 行	…〔 〕は、概ね NE-SW 方向で傾斜は高角度で東傾斜と西傾斜が混在し、輝緑岩に挟在する頁岩中に連続する破砕帯である。	…〔 〕は、N-S～NE-SW 方向で傾斜は高角度で東傾斜と西傾斜が混在し、〔 〕中に連続する破砕帯である。
	上 13 行～ 上 14 行 下 12 行	…最大幅約 5cm) … …深度 32.98m 付近…	…最大幅約 16 cm) … …深度 32.96m 付近…

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
6-3-38	下11行～ 下9行	<p>…F-6 破砕帯と同様に、古い順に「ロ」、「ハ-2」、「ハ-1」のいずれかの活動ステージに分類された(第3.7.36図)。 <u> </u>最新活動ステージ「ハ-1」に…</p>	<p>斜が類似していることから、「3.5.2(1)b.地質構造」と同様に、多重逆解法を用いた活動ステージの検討を行った。…</p> <p>…F-6 破砕帯と同様に、「ロ」、「ハ-2」、「ハ-1」のいずれかの活動ステージに分類された(第3.7.38図)。 <u> </u>このうち、最新活動ステージ「ハ-1」に…</p>
	下12行	…第3.7.37図…	…第3.7.39図…
	下8行	…第3.7.38図…	…第3.7.40図…
	下7行	…第3.7.39図…	…第3.7.41図…
	下4行～ 下2行	<p>…第3.7.5表に示すとおりである。 <u> </u></p> <p>(5) 地下水位調査の結果</p>	<p>…第3.7.5表に示すとおりである。</p> <p>h. 異方性 異方性の影響に関する確認結果は第3.7.42図に示すとおりである。三軸圧縮強度試験及び表層弾性波試験の結果並びに 孔及び 孔のボーリングコアで確認した結果、明瞭な層理面が認められず塊状であるという観察結果を踏まえ、解析用物性値に対する異方性の影響は少ないと考える。</p> <p>(a) 三軸圧縮強度試験 水平ボーリング及び鉛直ボーリングにより得られた試料で実施した三軸圧縮強度試験の結果では、方向の違いによる顕著な</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
6-3-39	下1行	…第3.7.40図…	差異は認められない。 <u>(b) 表層弾性波試験</u> 水平及び鉛直それぞれの方向で実施した表層弾性波試験の結果では、方向の違いによる顕著な差異は認められない。 (5) 地下水位調査の結果
	上7行	…また、 [] []に位置することから、基礎地盤は…	…また、 [] []に位置する。 [] []に設置している。以上から、[]について、基礎地盤は…
6-3-41	上12行	… <u>1.4N/mm²</u> であり、…	… <u>1.6N/mm²</u> であり、…
	下8行	…最小すべり安全率は <u>2.8</u> である。…	…最小すべり安全率は <u>2.9</u> である。…
6-3-43	上9行～ 下11行	…記載のとおりである。 ただし、 [] []周辺斜面においては「 <u>3.7 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤</u> 」で評価した破砕帯が想定するすべり線の範囲に分布することから、 <u>安定性評価を実施する。</u>	…記載のとおりである。 (1) 解析条件

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
6-3-45	上7行	<p>3.8.2.1 [] 周辺斜面の安定性評価</p> <p>以下、[] の周辺斜面の安定性評価を実施した。</p> <p>(1) 解析条件</p> <p>…最小すべり安全率は <u>2.3</u> であり、…</p>	<p>…最小すべり安全率は <u>2.4</u> であり、…</p>
6-3-45 ～ 6-3-46	下13行～ 下1行	<p>3.8.2.2 [] 周辺斜面の安定性評価</p>	(記載の削除)
6-3-48 ～ 6-3-61	上5行～ 下1行	3.10 参考文献	(記載の削除)
6-3-61 と 6-3-62 の間		(記載の追加)	別紙 6-3-2 を追加する。
6-3-69		<p>第 3.8.2 表 支持力に対する解析結果 ([])</p>	別紙 6-3-3 に変更する。
		<p>第 3.8.3 表 支持力に対する解析結果 ([])</p>	別紙 6-3-3 に変更する。
6-3-70		<p>第 3.8.4 表 すべり安全率一覧表 ([])</p>	別紙 6-3-4 に変更する。
6-3-71		<p>第 3.8.5 表 すべり安全率一覧表 ([])</p>	別紙 6-3-5 に変更する。
6-3-72		<p>第 3.8.6 表 基礎底面の最大相対変位量及び最大傾斜 ([])</p>	別紙 6-3-6 に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
		第3.8.7表 基礎底面の最大相対変位量及び最大傾斜 ()	別紙6-3-6に変更する。
6-3-73		第3.8.8表 すべり安全率一覧表 ()	別紙6-3-7に変更する。
6-3-74		第3.8.9表 すべり安全率一覧表 ()	(記載の削除)
6-3-75		第3.9.1表 地質調査会社一覧表	別紙6-3-8に変更する。
6-3-76 と 6-3-77 の間		(記載の追加)	別紙6-3-9～6-3-12を追加する。
6-3-77		第3.7.1図 特定重大事故等対処施設設置位置付近の調査位置図	別紙6-3-13に変更する。
6-3-78		第3.7.2図 岩石試験試料採取位置図	別紙6-3-14に変更する。
6-3-79		第3.7.3図 岩盤試験位置図	別紙6-3-15に変更する。
6-3-80		第3.7.4図 P S 検層測定位置図	別紙6-3-16に変更する。
6-3-80 と 6-3-81 の間		(記載の追加)	別紙6-3-17を追加する。
6-3-81		第3.7.5図 ボーリング孔水位観測位置図	別紙6-3-18に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
6-3-81 と 6-3-82 の間		(記載の追加)	別紙 6-3-19 を追加する。
6-3-83		第 3.7.7 図 特定重大事故 等対処施設設置位置付近 の地質水平断面図 (E.L.+3.0m)	別紙 6-3-20 に変更する。
6-3-84		第 3.7.8 図(1) 地質鉛直 断面図 ([])	別紙 6-3-21 に変更する。
6-3-85		第 3.7.8 図(2) 地質鉛直 断面図 ([])	別紙 6-3-22 に変更する。
6-3-86		第 3.7.8 図(3) 地質鉛直 断面図 ([]) [])	別紙 6-3-23 に変更する。
6-3-87		第 3.7.8 図(4) 地質鉛直 断面図 ([]) [])	別紙 6-3-24 に変更する。
6-3-88		第 3.7.8 図(5) 地質鉛直 断面図 ([]) [])	別紙 6-3-25 に変更する。
6-3-89		第 3.7.8 図(6) 地質鉛直 断面図 ([]) [])	別紙 6-3-26 に変更する。
6-3-89 と 6-3-90 の間		(記載の追加)	別紙 6-3-27～6-3-28 を追 加する。
6-3-90		第 3.7.9 図 [] [] の連続性確認結果	別紙 6-3-29 に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
6-3-91		第 3.7.10 図 [] の掘削面観察結果	別紙 6-3-30 に変更する。
6-3-92		第 3.7.11 図 [] C T 画像観察結果 ([] の掘削面)	別紙 6-3-31 に変更する。
6-3-93		第 3.7.12 図 [] 条線観察結果 ([] の掘削面)	別紙 6-3-32 に変更する。
6-3-94		第 3.7.13 図 [] 薄片観察結果 ([] の掘削面)	別紙 6-3-33 に変更する。
6-3-95		第 3.7.14 図 [] 作業坑掘削面観察結果	別紙 6-3-34 に変更する。
6-3-96		第 3.7.15 図 [] C T 画像観察結果 (作業坑掘削面)	別紙 6-3-35 に変更する。
6-3-97		第 3.7.16 図 [] 条線観察結果 (作業坑掘削面)	別紙 6-3-36 に変更する。
6-3-99		第 3.7.18 図 [] の連続性確認結果	別紙 6-3-37 に変更する。
6-3-100		第 3.7.19 図 [] の掘削面観察結果	別紙 6-3-38 に変更する。
6-3-101		第 3.7.20 図 [] C T 画像観察結果 ([] の掘削	別紙 6-3-39 に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
6-3-102		面) 第 3.7.21 図 [] [] 条線観察結果 ([] [] の掘削面)	別紙 6-3-40 に変更する。
6-3-103		第 3.7.22 図 [] [] 薄片観察結果 ([] [] の掘削面)	別紙 6-3-41 に変更する。
6-3-104		第 3.7.23 図 [] [] ボーリングコア 観察結果 ([] 孔)	別紙 6-3-42 に変更する。
6-3-106		第 3.7.25 図 [] [] 条線観察結果 ([] 孔)	別紙 6-3-43 に変更する。
6-3-108		第 3.7.27 図 [] [] の連続性確認結果	別紙 6-3-44 に変更する。
6-3-109		第 3.7.28 図 [] [] ボーリングコア 観察結果 ([] 孔)	別紙 6-3-45 に変更する。
6-3-110		第 3.7.29 図 [] [] C T 画像観察結 果 ([] 孔)	別紙 6-3-46 に変更する。
6-3-111		第 3.7.30 図 [] [] 条線観察結果 ([] 孔)	別紙 6-3-47 に変更する。
6-3-112		第 3.7.31 図 [] [] 薄片観察結果 ([] 孔)	別紙 6-3-48 に変更する。
6-3-113		第 3.7.32 図 [] [] [] の 掘削面観察結果	別紙 6-3-49 に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
6-3-114		第 3.7.33 図 [] [] C T 画像観察結果 ([] の掘削面)	別紙 6-3-50 に変更する。
6-3-116		第 3.7.35 図 [] [] 薄片観察結果 ([] の掘削面)	別紙 6-3-51 に変更する。
6-3-117		第 3.7.36 図 特定重大事故等対処施設設置位置付近に認められる破砕帯の活動ステージの検討結果	別紙 6-3-52 に変更する。
6-3-128 と 6-3-129 の間		(記載の追加)	別紙 6-3-53 を追加する。
6-3-129		第 3.8.1 図 特定重大事故等対処施設の配置及び解析断面位置図	別紙 6-3-54 に変更する。
6-3-130		第 3.8.2 図 解析用要素分割図 ([])	別紙 6-3-55 に変更する。
6-3-131		第 3.8.3 図 解析用要素分割図 ([])	別紙 6-3-56 に変更する。
6-3-136		第 3.8.10 図 解析用地下水位の設定方法	別紙 6-3-57 に変更する。
6-3-137		第 3.8.11 図 評価対象斜面及び解析断面位置図	別紙 6-3-58 に変更する。
6-3-138		第 3.8.12 図 解析用要素分割図 ([])	(記載の削除)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

3.6 原子炉施設（特定重大事故等対処施設を除く）設置位置付近の地盤の安定性評価

3.6.1 設計基準対象施設の地盤及び周辺斜面の安定性評価

設計基準対象施設のうち、耐震設計上の重要度分類Sクラスの機器及び系統を支持する建物及び構築物（以下「耐震重要施設」という。）の基礎地盤及び周辺斜面について以下の検討を実施した。

3.6.1.1 基礎地盤の安定性評価

変更前の「3.6.1.1 基礎地盤の安定性評価」の記載内容に同じ。

3.6.1.2 周辺斜面の安定性評価

耐震重要施設の周辺斜面の地震時の安定性評価について、以下の検討を実施した。

(1) 解析条件

a. 解析断面

安定性評価の対象とする斜面は耐震重要施設と周辺斜面との離隔距離を考慮して抽出した。

離隔距離を考慮するに当たっては、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」⁽¹⁷⁰⁾及び土砂災害防止法⁽¹⁷¹⁾を参考とし、その結果、評価対象斜面として

、並びに3号及び4号炉海水ポンプ室等の1つの周辺斜面（3号及び4号炉海水ポンプ室周辺斜面）を抽出した。評価対象斜面位置を第3.6.14図に示す。

各評価対象斜面について、周辺斜面の斜面高さ、勾配、風化岩層の厚さ、すべりの方向を考慮して、山頂を通る断面、斜面勾配が急な断面等、最も厳しい評価となると想定される断面を選定し解析断面とした。解析断面位置を第3.6.14図に示す。

b. 解析モデル及び境界条件

ボーリング調査、試掘坑調査等の結果に基づいて作成した地質断面図を工学的見地にたって検討を行い、第3.6.3図、第3.6.4図及び第3.6.15図に示す解析用要素分割図を作成した。

静的解析における境界条件は、モデル下端を固定境界、側方を

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

(第3.6.18表及び第3.6.19表は変更前の記載内容に同じ。)

3.6.2 重大事故等対処施設の地盤及び周辺斜面の安定性評価

変更前の「3.6.2 重大事故等対処施設の地盤及び周辺斜面の安定性評価」
の記載内容に同じ。

第 3.6.17 表 すべり安全率一覧表

すべり面 番号	すべり面形状	基準地震動	最小すべり 安全率
1		Ss-1(-,-)	2.1 [16.27] (1.6)
2		Ss-1(-,-)	9.2 [16.29]
3		Ss-1(-,-)	9.4 [16.50]
4		Ss-1(-,-)	5.8 [16.49]
5		Ss-11	7.2 [10.35]
6		Ss-1(-,+)	5.7 [16.30]

凡例 すべり面 すべり安全率の最小値

※1 基準地震動の(+,+)は位相反転なし、(-,+)は水平反転、(+,-)は鉛直反転、(-,-)は水平反転かつ鉛直反転を示す。

※2 すべり安全率の[]内は発生時刻(秒)、()内は地盤物性のばらつきを考慮したすべり安全率を示す。

※3 すべり安全率は最小値を示す基準地震動、発生時刻における値を記載。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.8.2 表 支持力に対する解析結果 ()

対象建屋	基準地震動	地震時最大接地圧 (N/mm ²)
<input type="text"/>	Ss-1(+,-)	1.6 [16.33]




第 3.8.3 表 支持力に対する解析結果 ()

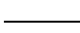
対象建屋	基準地震動	地震時最大接地圧 (N/mm ²)
<input type="text"/>	Ss-2	0.58 [20.12]

- ※1 基準地震動の(+,+)は位相反転なし、(-,+)は水平反転、(+,-)は鉛直反転、(-,-)は水平反転かつ鉛直反転を示す。
- ※2 [] 内は発生時刻(秒)を示す。
- ※3 地震時最大接地圧は最大値を示す基準地震動、発生時刻における値を記載。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.8.4 表 すべり安全率一覧表 ()

すべり面 番号	すべり面形状	基準地震動	最小すべり 安全率
1		Ss-1(-, -)	2.9 [16.48] (2.3)
2		Ss-4	3.6 [10.68]
3		Ss-1(-, -)	4.9 [16.48]

凡例  すべり面 すべり安全率の最小値

※1 基準地震動の(+, +)は位相反転なし、(-, +)は水平反転、(+, -)は鉛直反転、(-, -)は水平反転かつ鉛直反転を示す。

※2 すべり安全率の[]内は発生時刻(秒)、()内は地盤物性のばらつきを考慮したすべり安全率を示す。

※3 すべり安全率は最小値を示す基準地震動、発生時刻における値を記載。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.8.5 表 すべり安全率一覧表 ()

すべり面 番号	すべり面形状	基準地震動	最小すべり 安全率
1		Ss-15	3.8 [13.13] (2.9)
2		Ss-15	4.9 [13.13]

凡例 すべり面 すべり安全率の最小値

※1 基準地震動の(+, +)は位相反転なし、(-, +)は水平反転、(+, -)は鉛直反転、(-, -)は水平反転かつ鉛直反転を示す。

※2 すべり安全率の[]内は発生時刻(秒)、()内は地盤物性のばらつきを考慮したすべり安全率を示す。

※3 すべり安全率は最小値を示す基準地震動、発生時刻における値を記載。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.8.6 表 基礎底面の最大相対変位量及び最大傾斜 ()

対象建屋	基準地震動	最大相対変位 $ \delta A_y - \delta B_y $	最大傾斜 $\frac{ \delta A_y - \delta B_y }{L}$
<input type="text"/>	Ss-13	0.27cm (T=11.40秒)	1/24,600 (L=66.50m)

第 3.8.7 表 基礎底面の最大相対変位量及び最大傾斜 ()

対象建屋	基準地震動	最大相対変位 $ \delta A_y - \delta B_y $	最大傾斜 $\frac{ \delta A_y - \delta B_y }{L}$
<input type="text"/>	Ss-11	0.16cm (T=10.32秒)	1/33,000 (L=52.80m)

- ※1 基準地震動の(+,+)は位相反転なし、(-,+)は水平反転、(+,-)は鉛直反転、(-,-)は水平反転かつ鉛直反転を示す。
- ※2 最大相対変位量、最大傾斜は最大値を示す基準地震動、発生時刻における値を記載。
- ※3 T：最大相対変位量及び最大傾斜の発生時刻（秒）、L：基礎底面幅(m)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.8.8 表 すべり安全率一覧表 ()

すべり面 番号	すべり面形状	基準地震動	最小すべり 安全率
1		Ss-1(-,-)	2.4 [16.31] (1.9)
2		Ss-1(-,-)	5.7 [16.31]

凡例 — すべり面 ○ すべり安全率の最小値

※1 基準地震動の(+, +)は位相反転なし、(-, +)は水平反転、(+, -)は鉛直反転、(-, -)は水平反転かつ鉛直反転を示す。

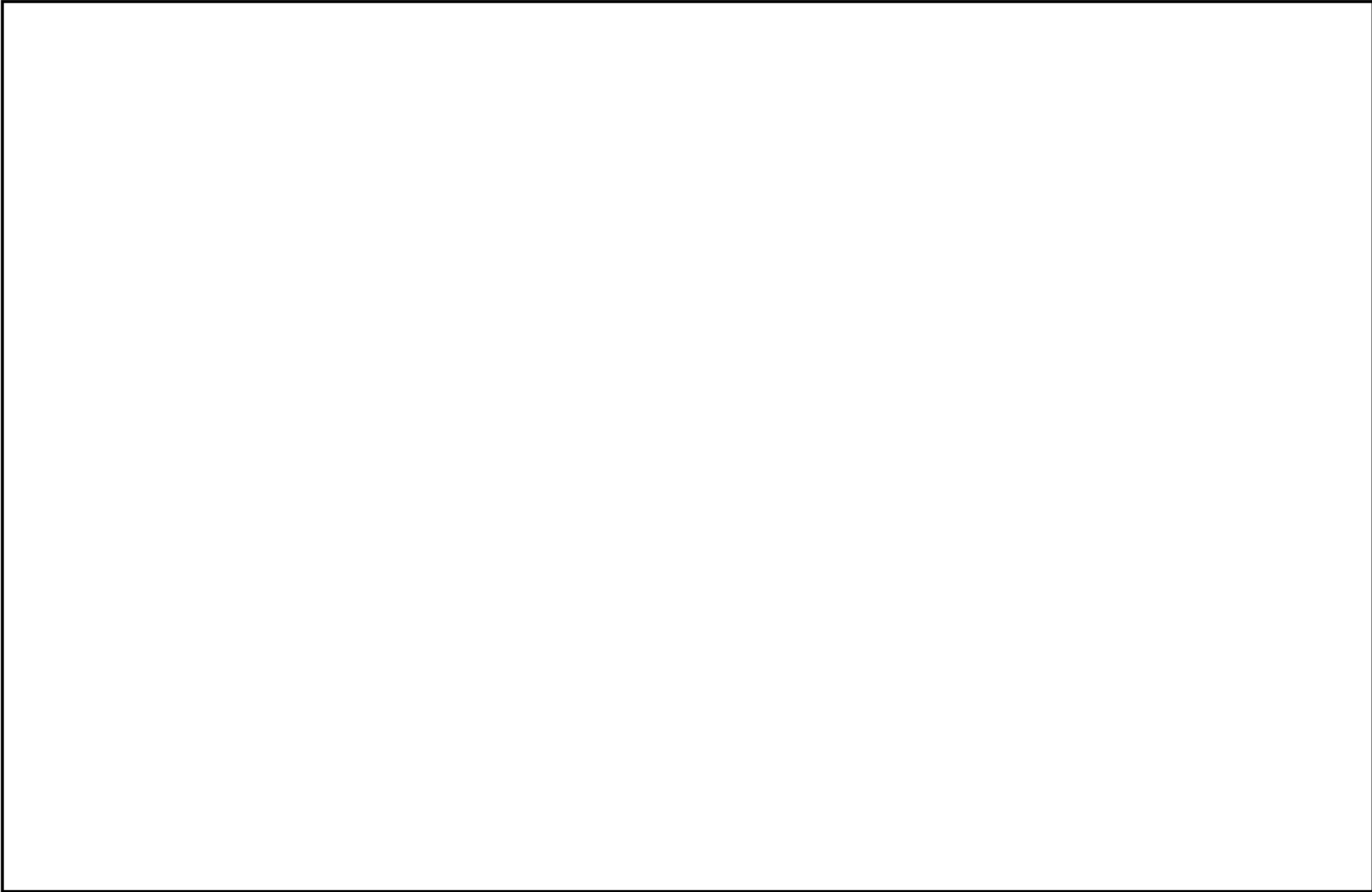
※2 すべり安全率の[]内は発生時刻(秒)、()内は地盤物性のばらつきを考慮したすべり安全率を示す。

※3 すべり安全率は最小値を示す基準地震動、発生時刻における値を記載。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

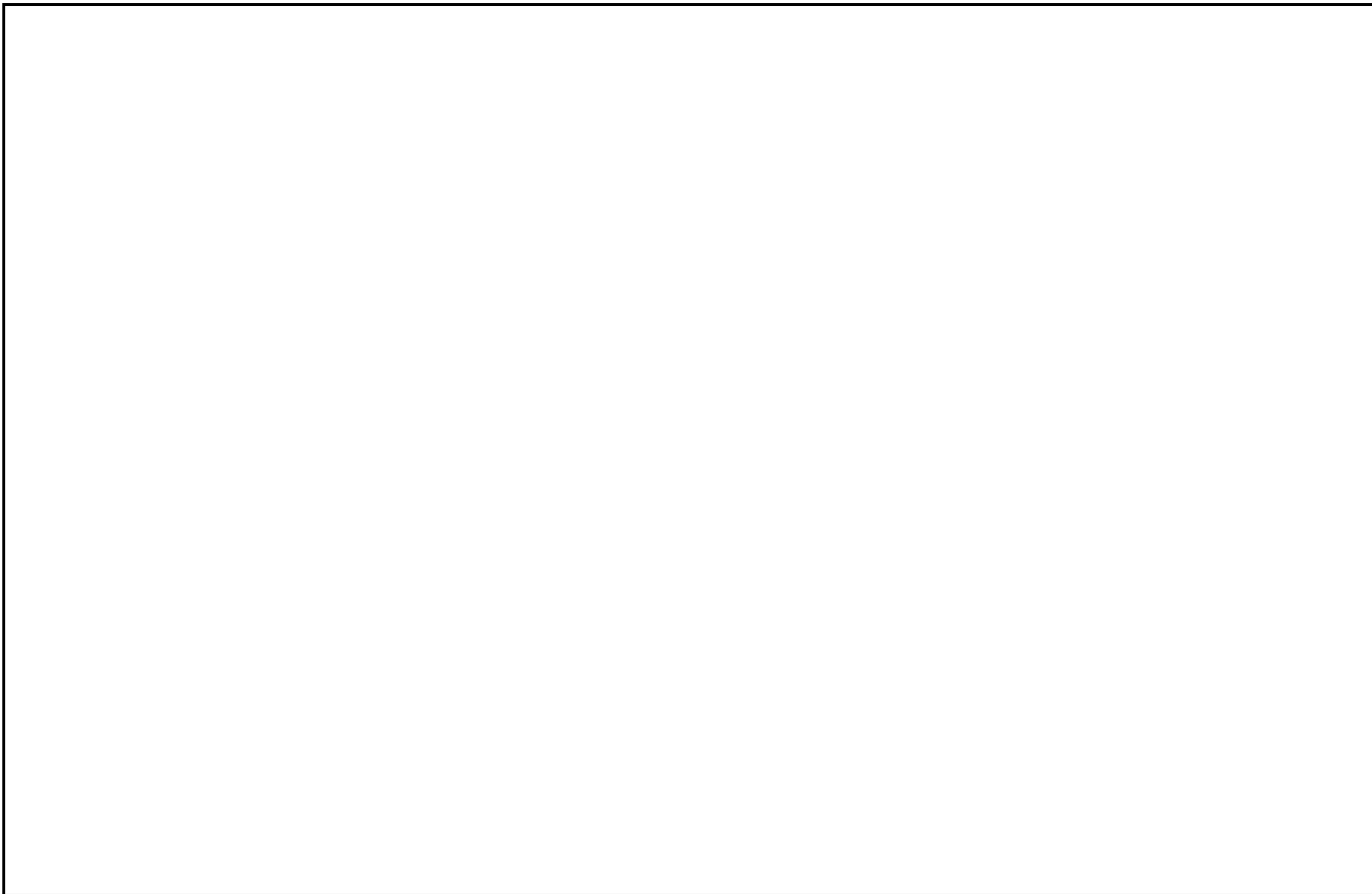
第 3.9.1 表 地質調査会社一覧表

調査名	実施年度	会社名	適用
地質調査	1970 年度 1982 年度～1983 年度 2006 年度 2015 年度～2018 年度	株式会社環境総合テクノス	敷地内 敷地前面海域
	1982 年度	株式会社シャトー海洋調査	敷地前面海域
	1983 年度	総合科学株式会社	敷地前面海域
	1983 年度 2006 年度～2013 年度	総合地質調査株式会社	敷地前面海域 敷地周辺海域
	1982 年度～1983 年度 2006 年度～2019 年度	株式会社ダイヤコンサルタント	敷地内 敷地近傍陸域 敷地周辺陸域 敷地前面海域
	2006 年度	財団法人地域地盤環境研究所	敷地周辺陸域・海域
	1981 年度 2007 年度～2018 年度	株式会社ニュージェック	敷地内 敷地近傍陸域 敷地周辺陸域



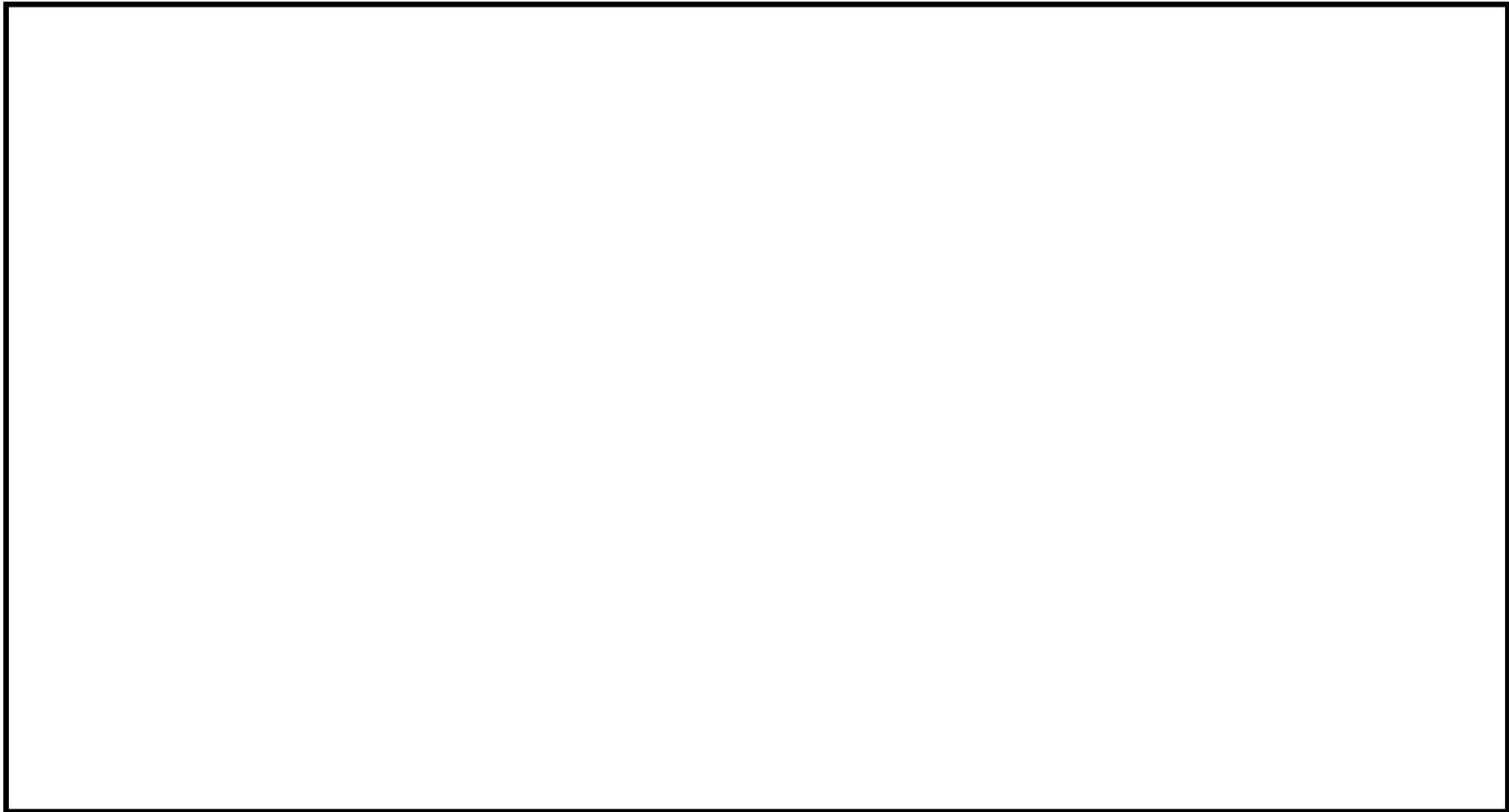
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.5.27 図 原子炉施設設置位置付近の地質水平断面図 (E L +3.0m)



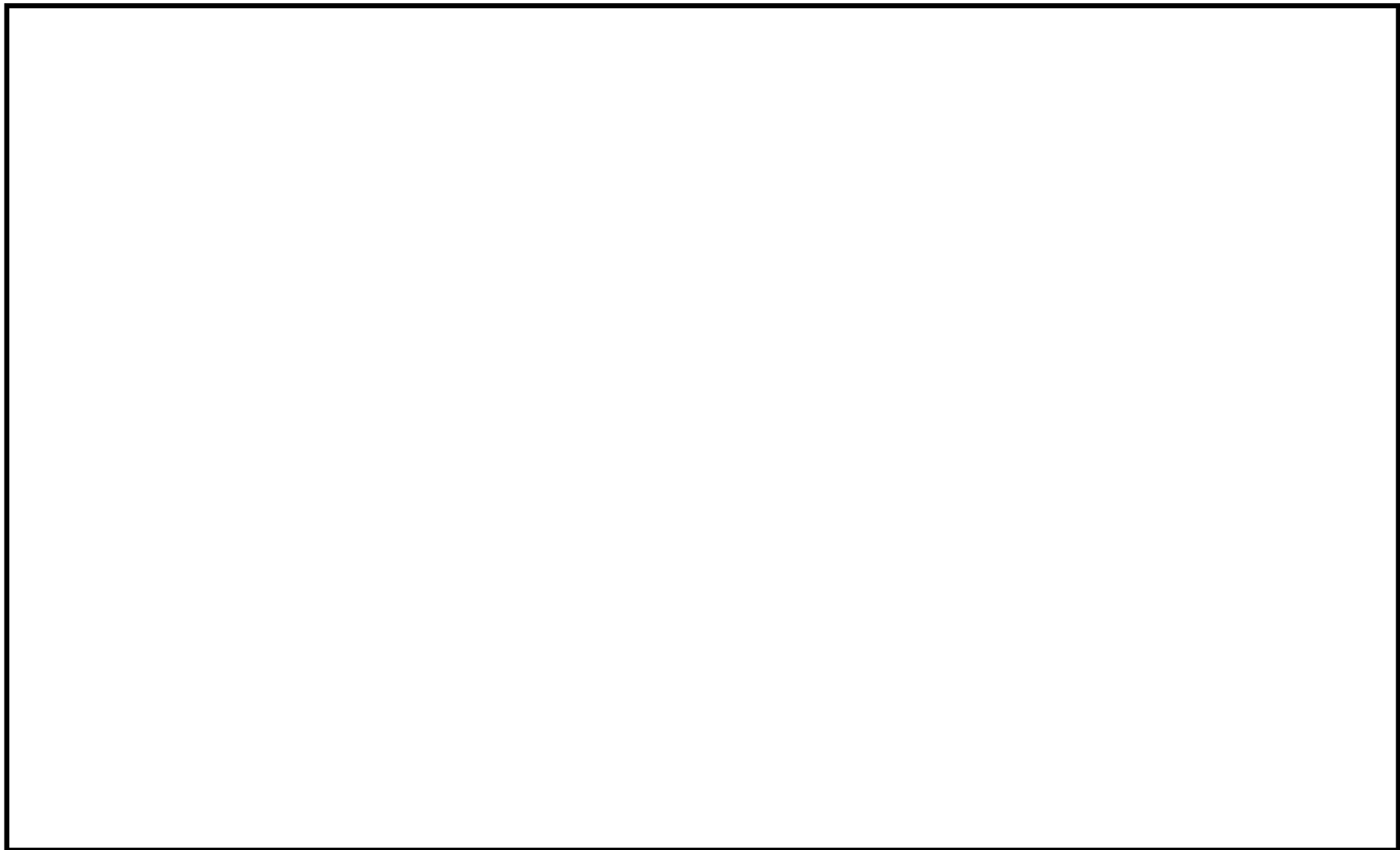
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.5.28 図(5) 地質鉛直断面図



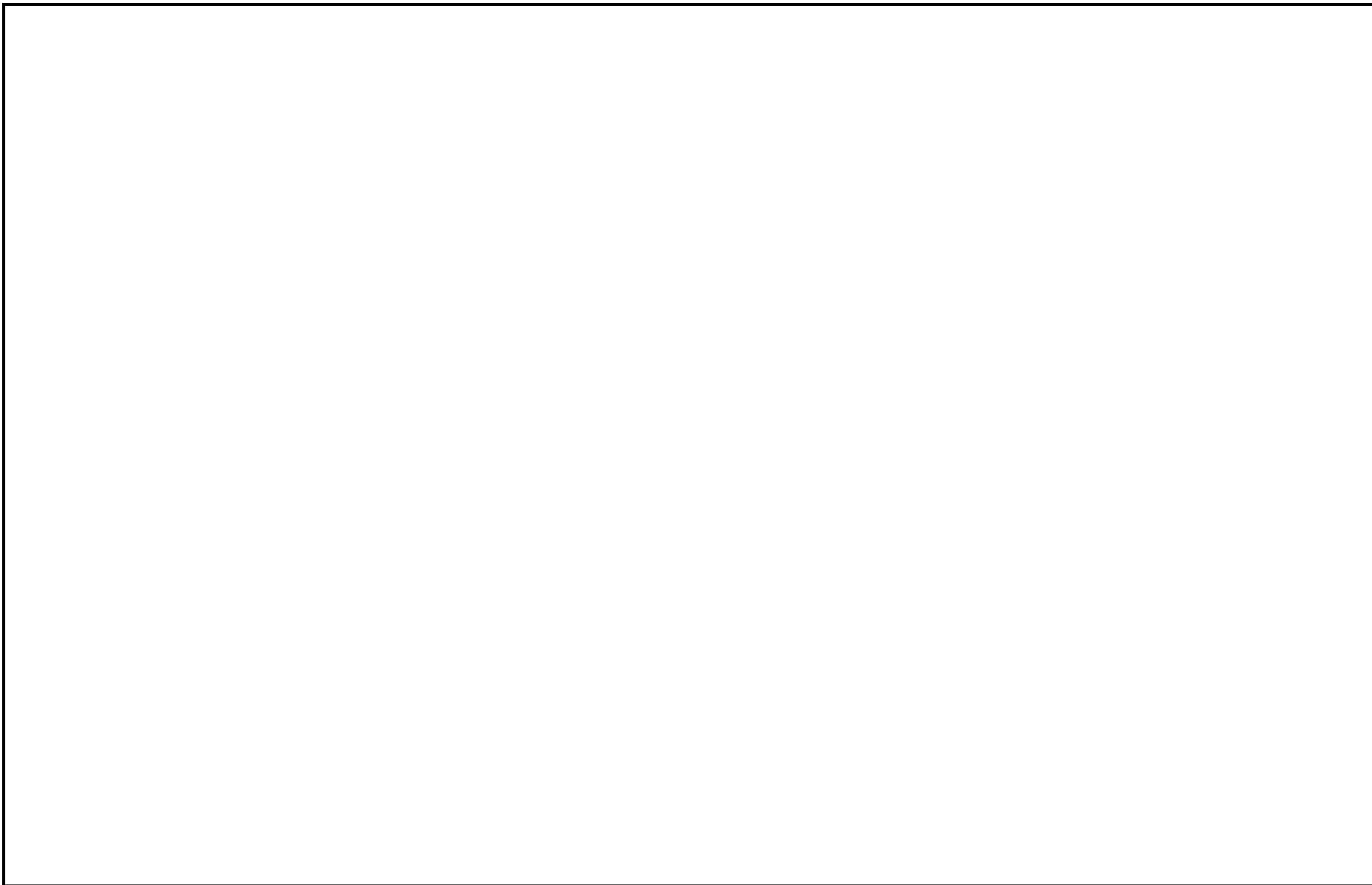
第 3.6.3 図 解析用要素分割図 ()

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することは出来ません。



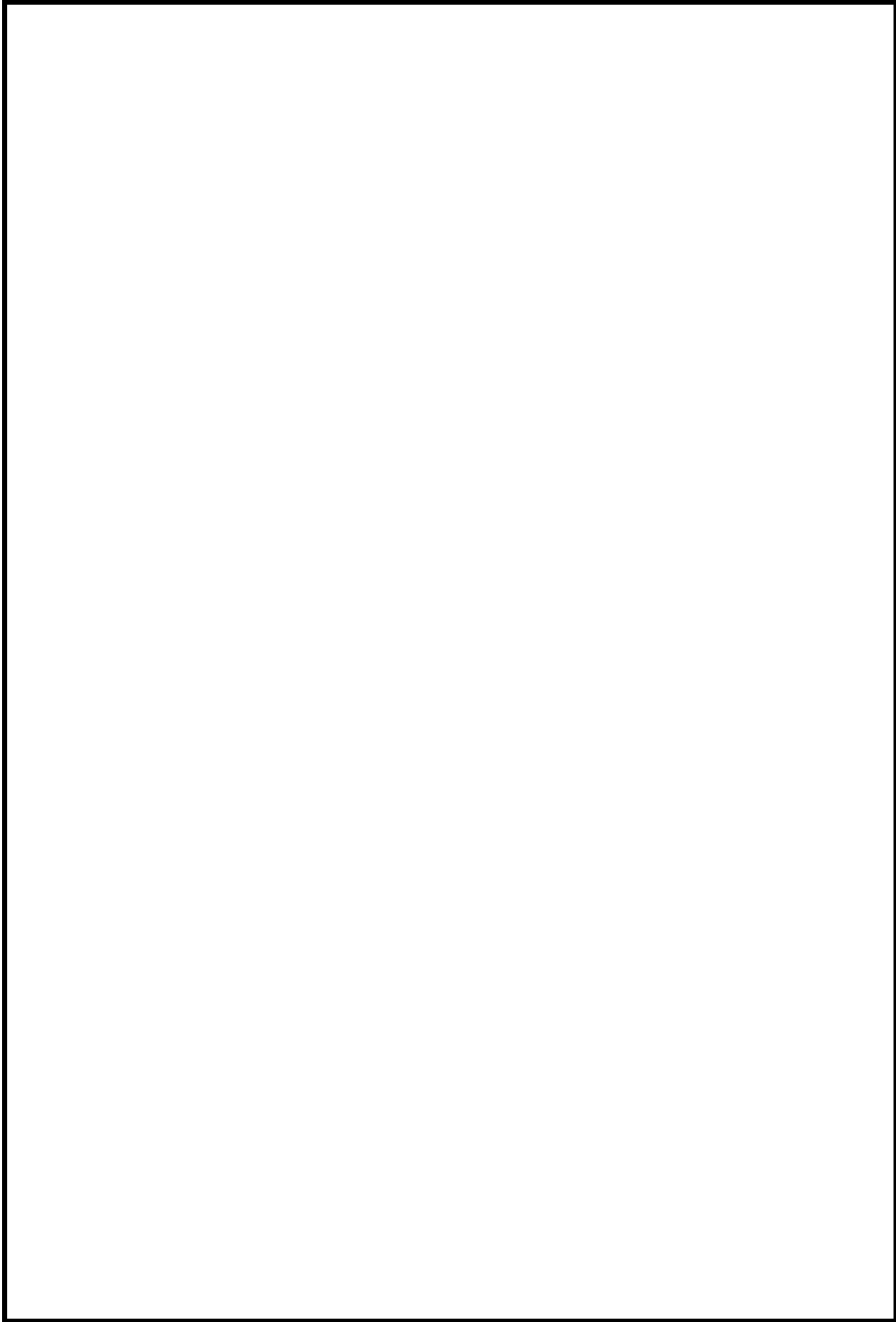
第 3.6.14 図 評価対象斜面及び解析断面位置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することは出来ません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.1 図 特定重大事故等対処施設設置位置付近の調査位置図



第 3.7.2 図 岩石試験試料採取位置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

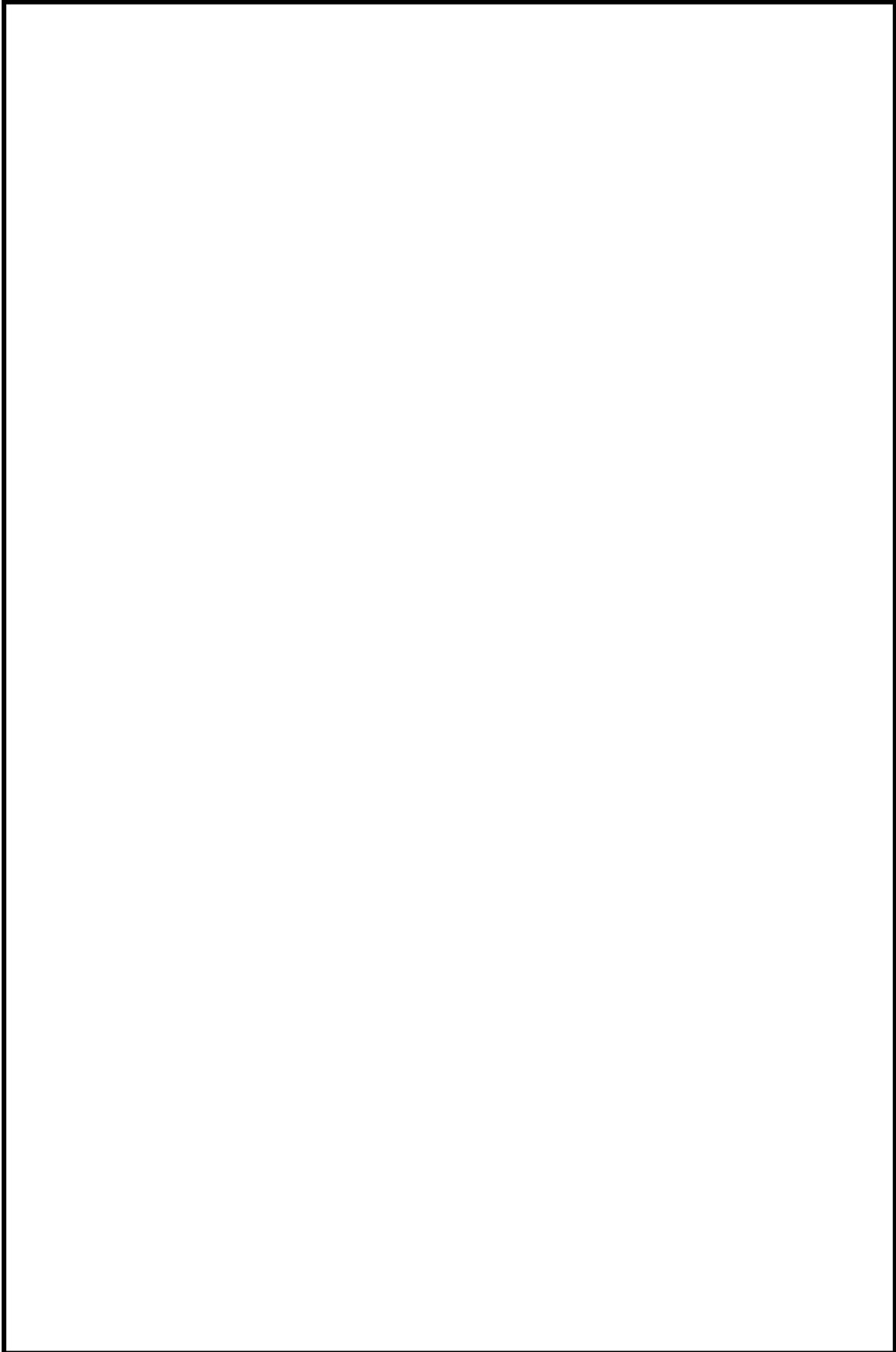
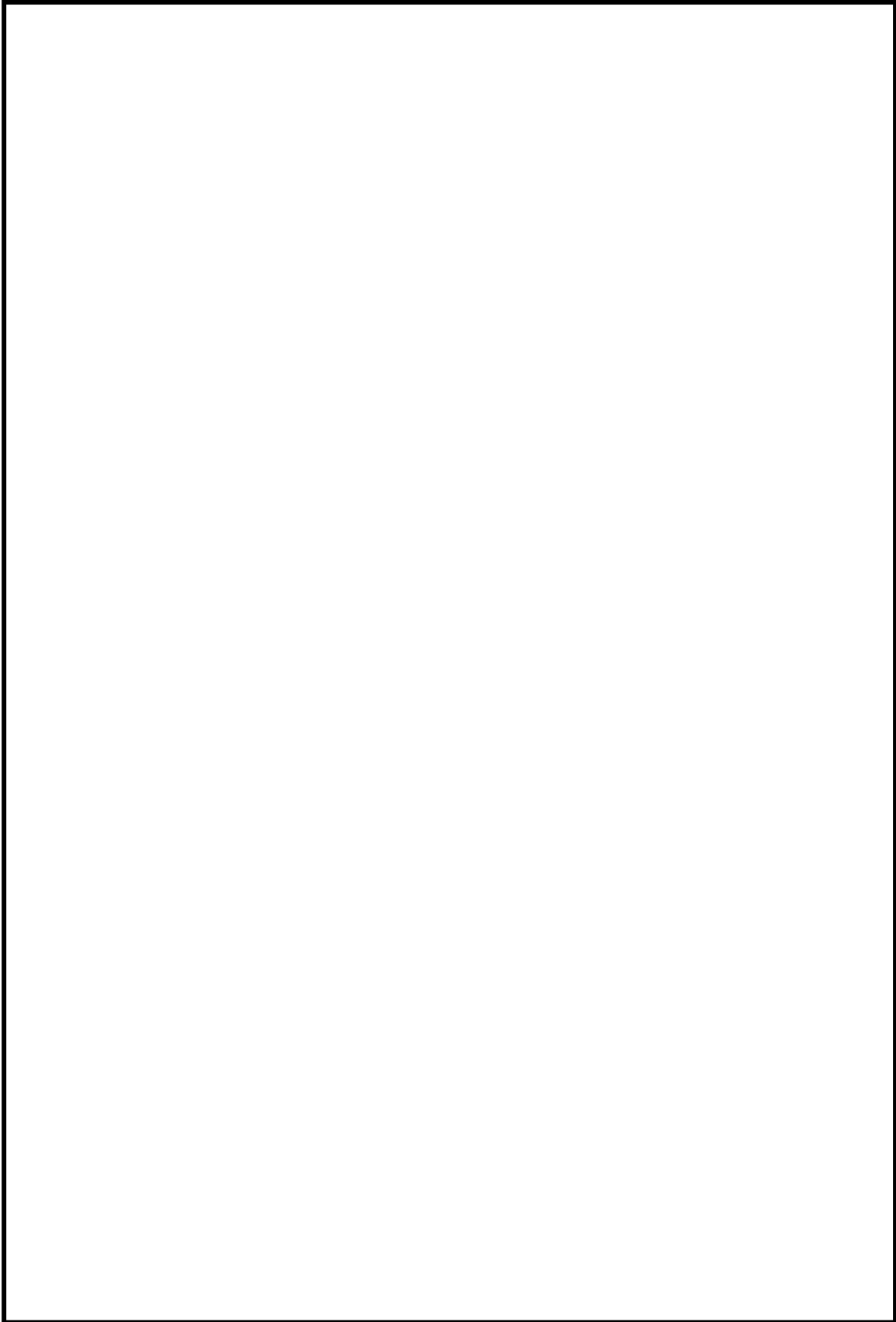


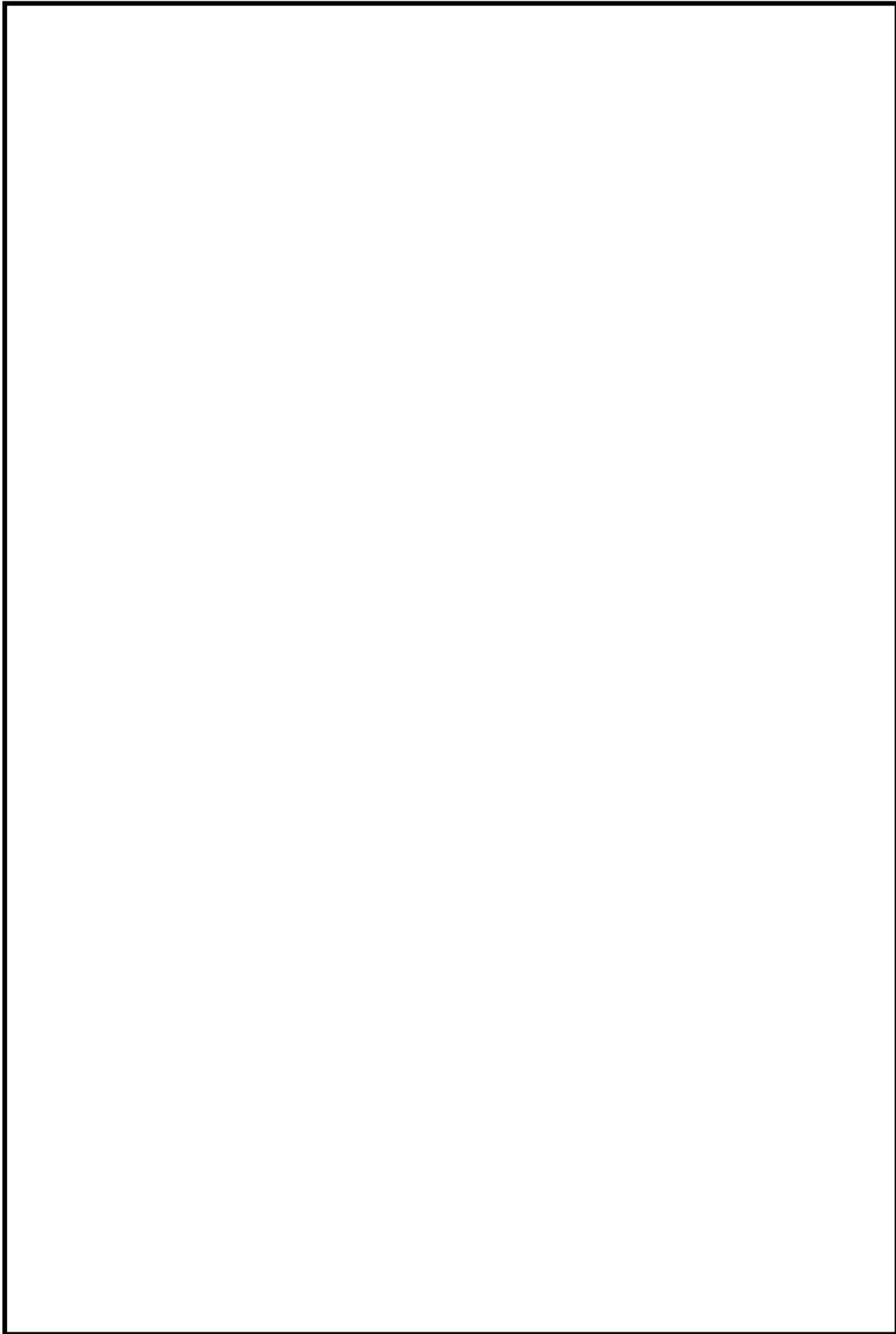
図 位置試験岩盤 第 3.7.3 図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



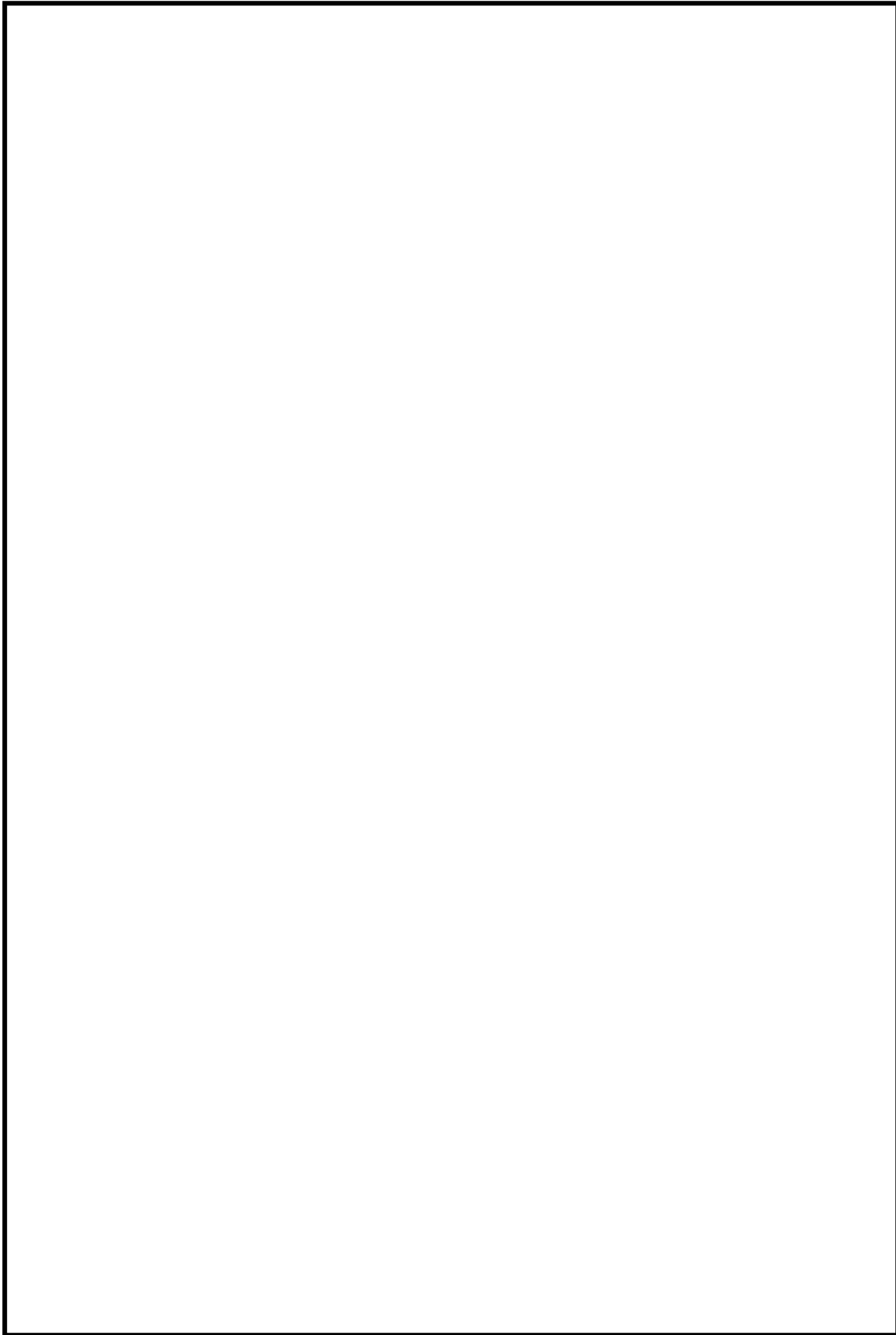
第 3.7.4 図 P S 検層測定位置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



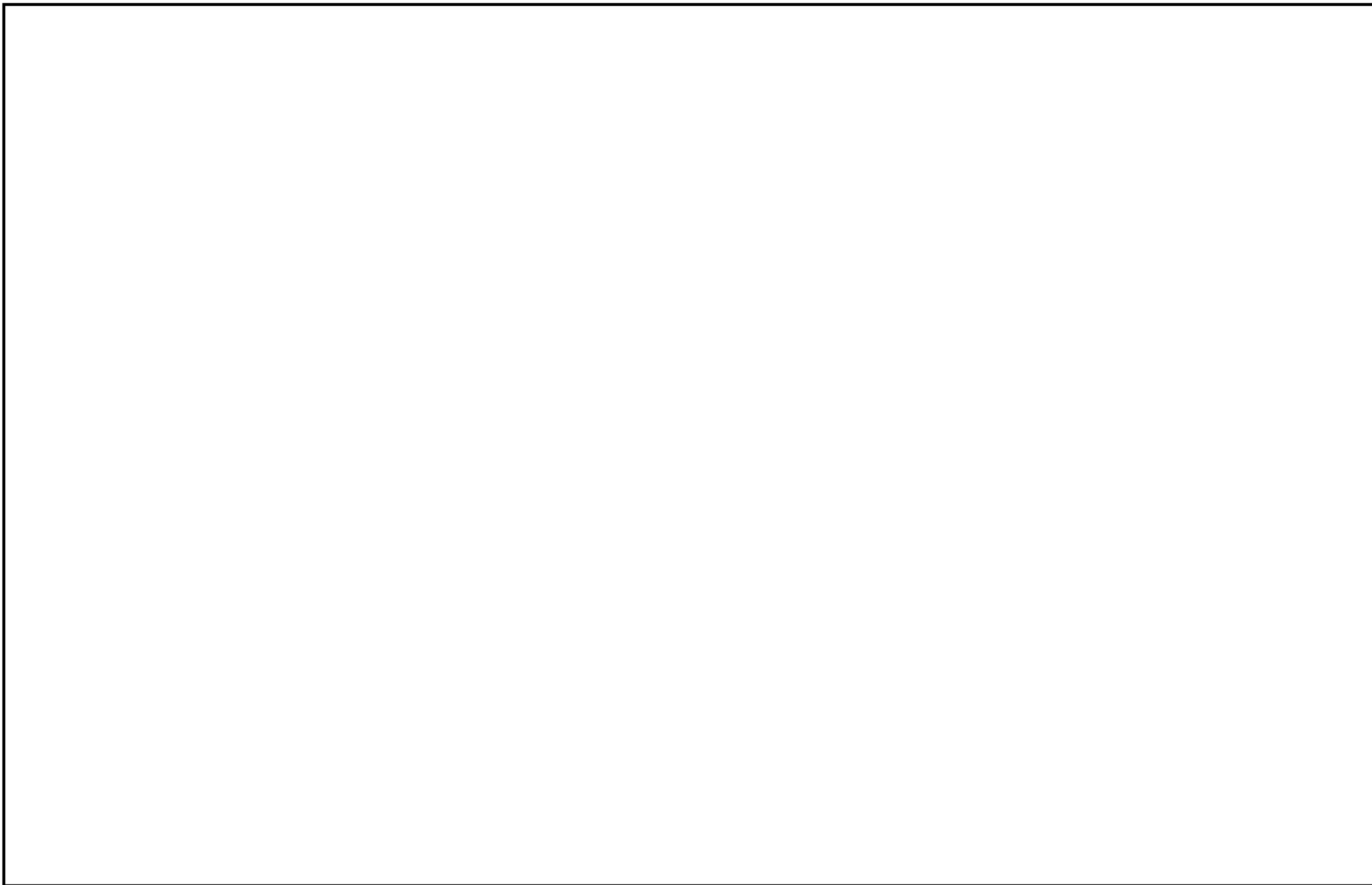
第 3.7.5 図 表層弾性波試験位置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

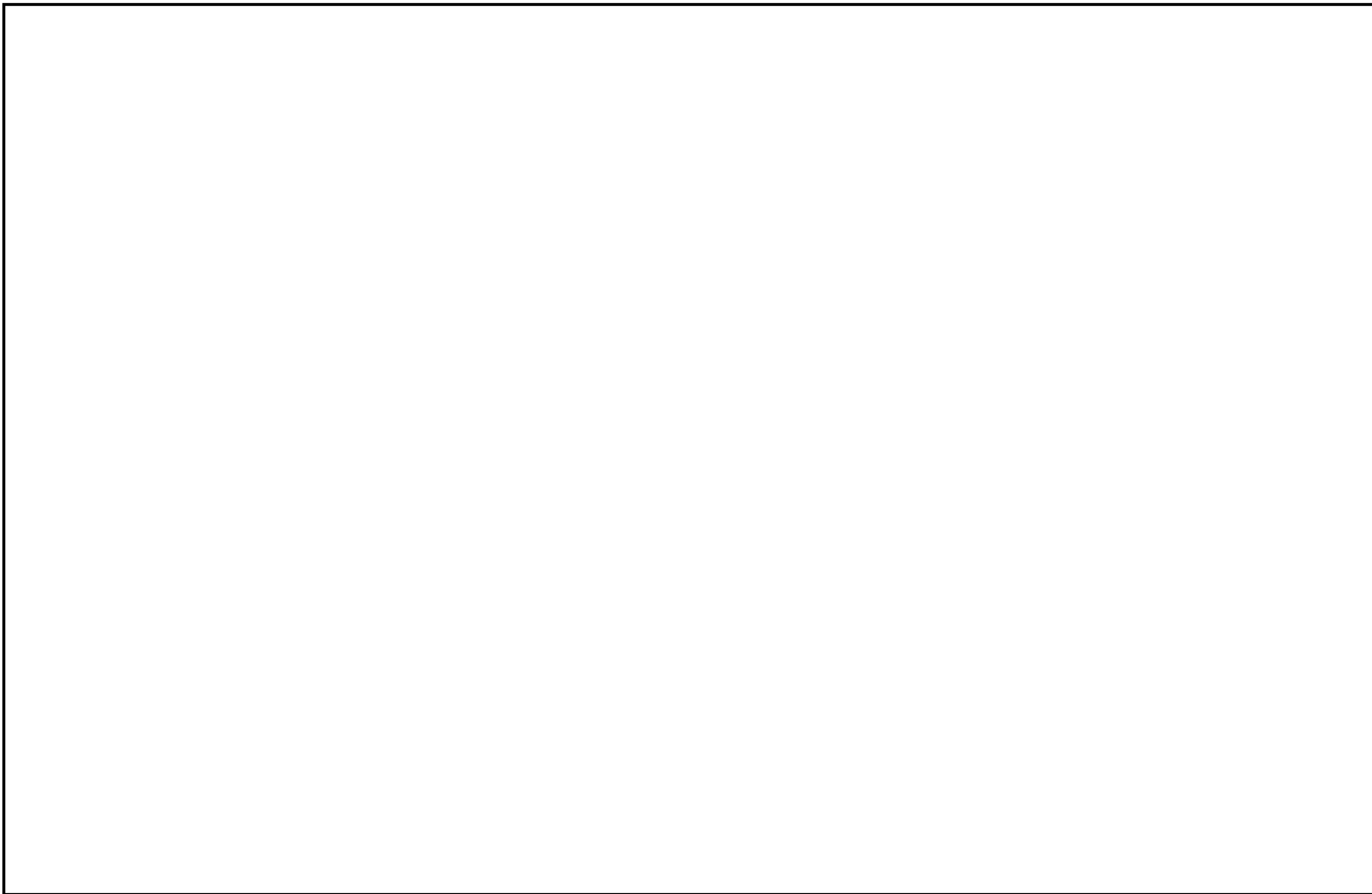


第 3.7.6 図 ボーリング水孔水位観測位置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

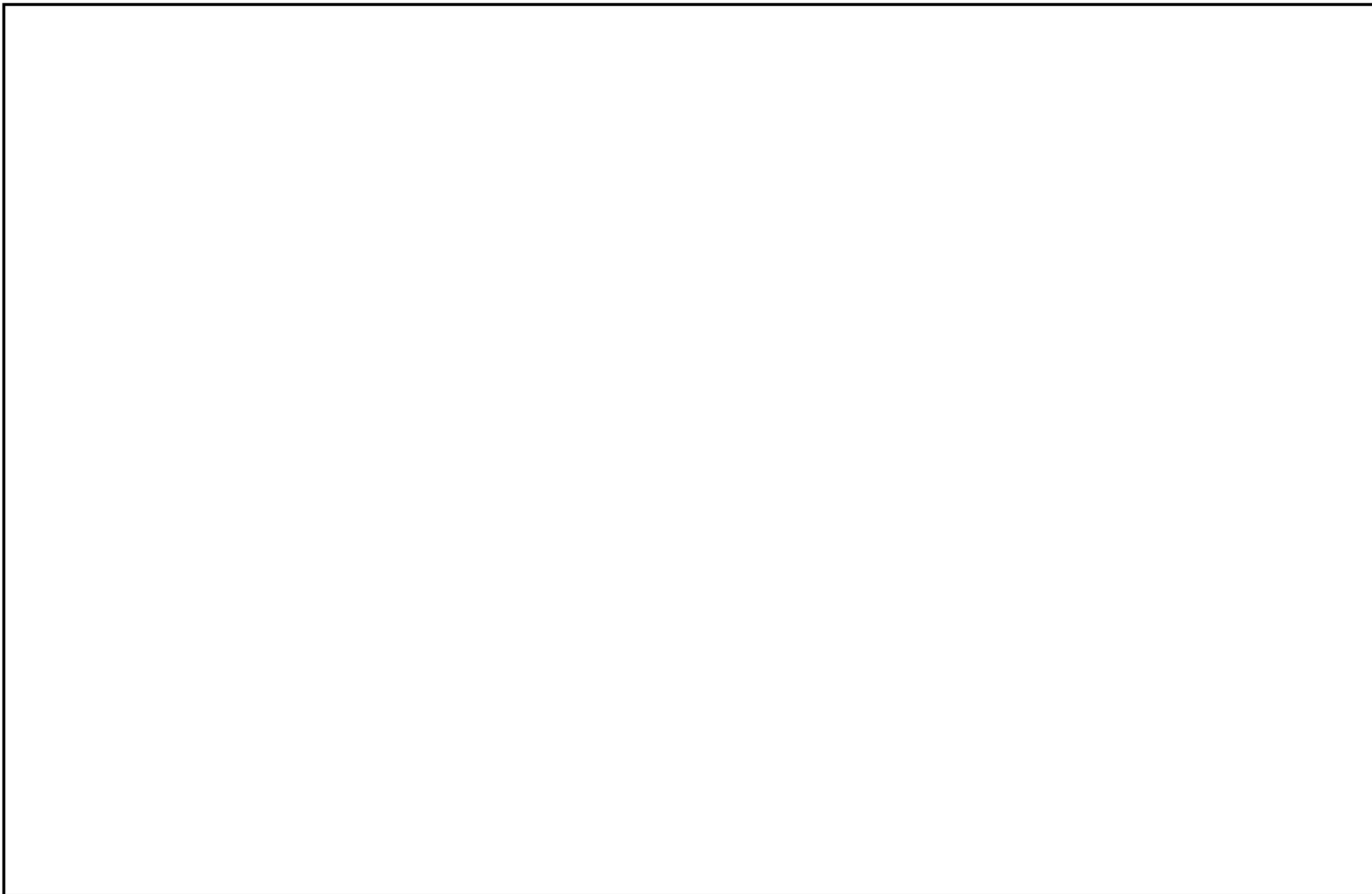


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



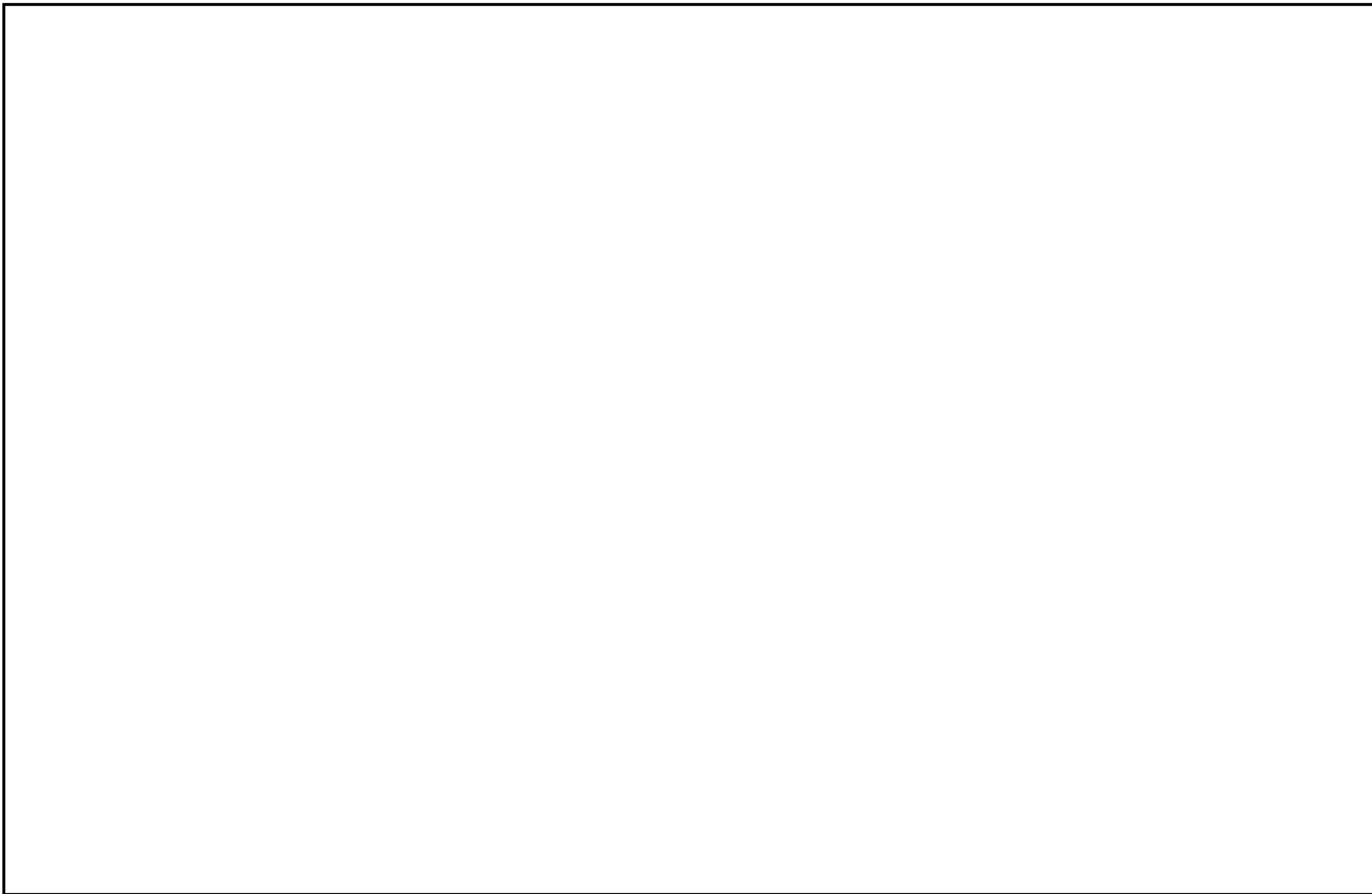
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.8 図 地質水平断面図 (E. L. +3.0m)



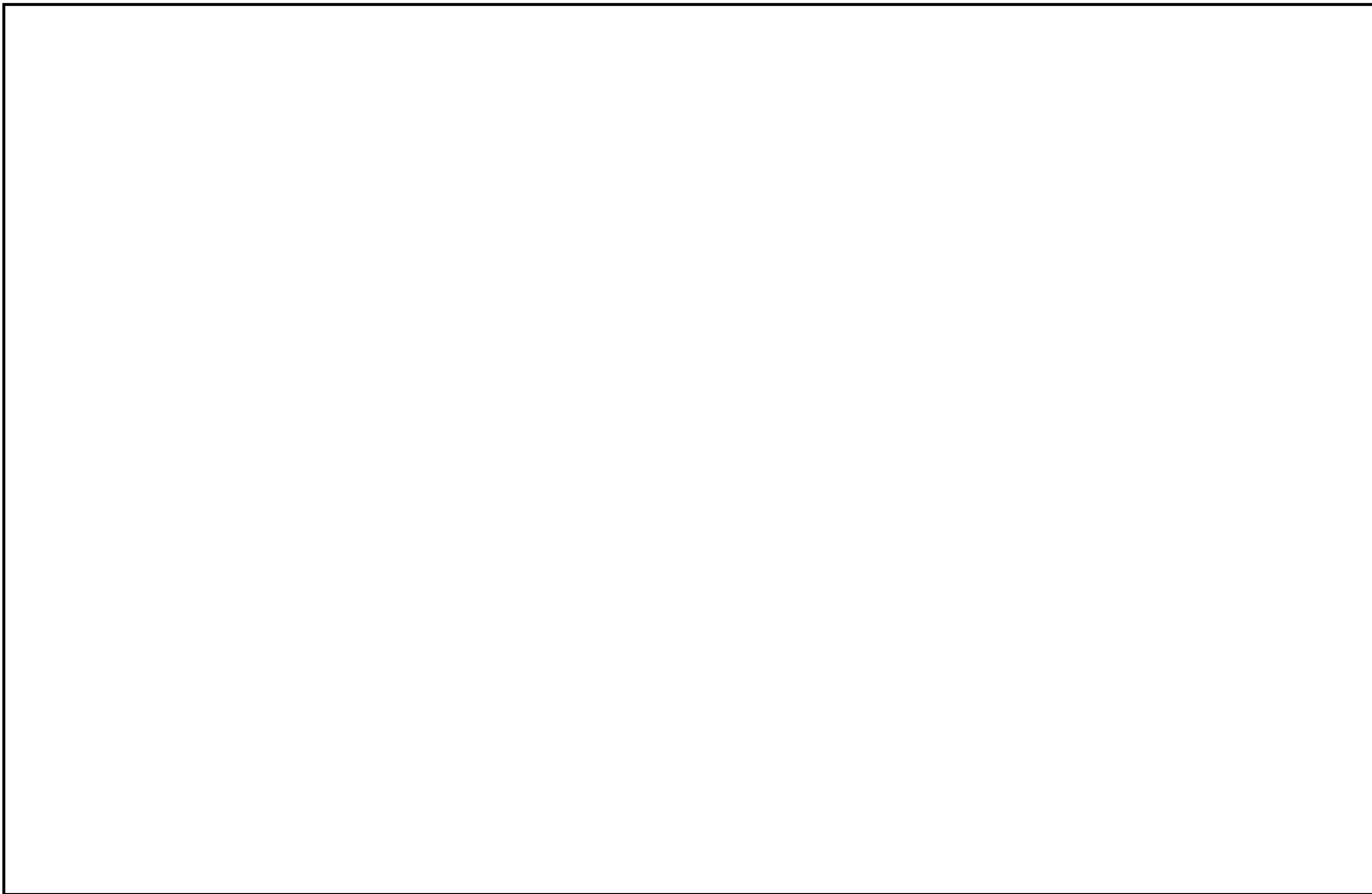
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.9 図(1) 地質鉛直断面図



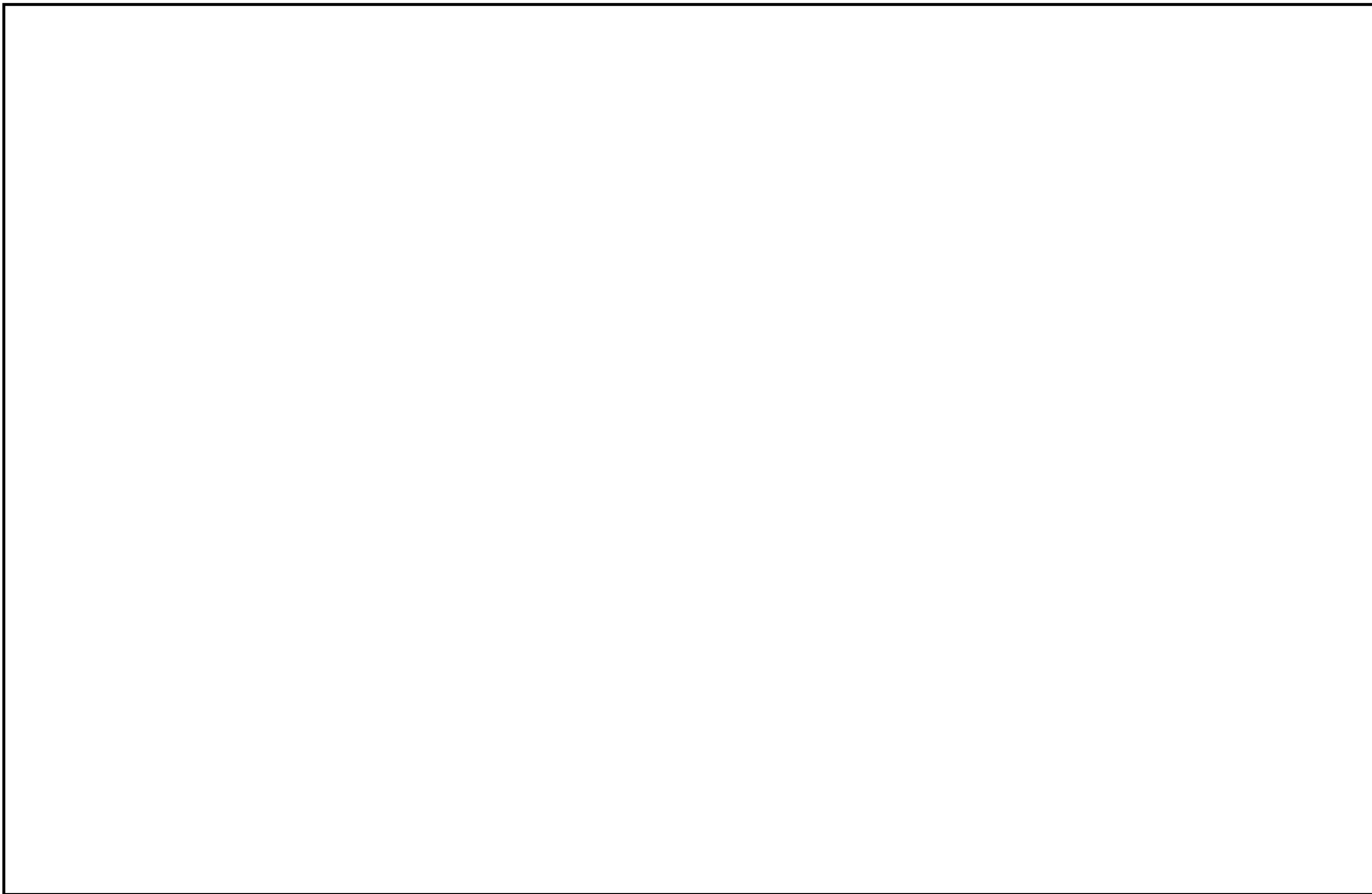
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.9 図(2) 地質鉛直断面図



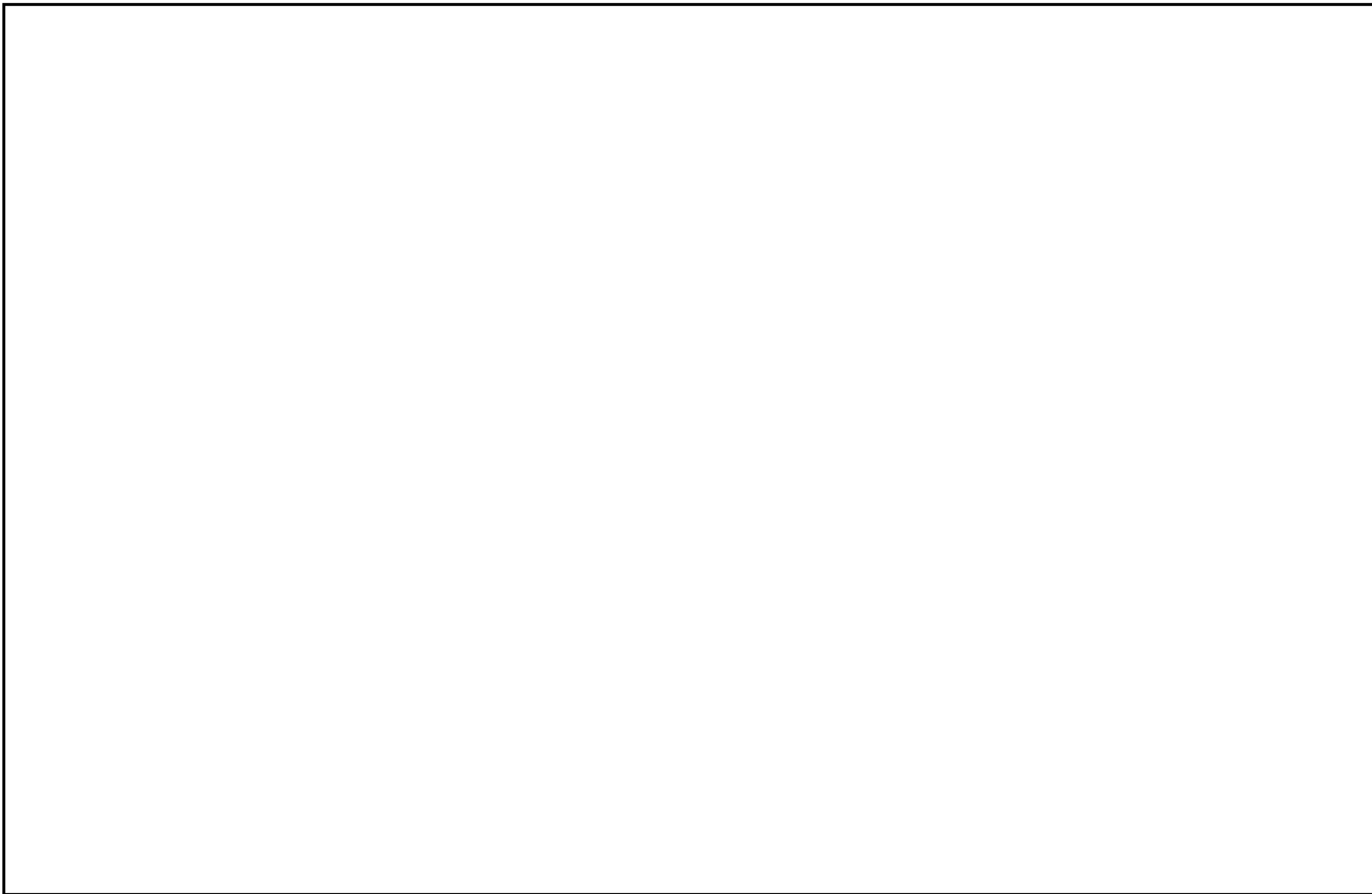
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.9 図(3) 地質鉛直断面図



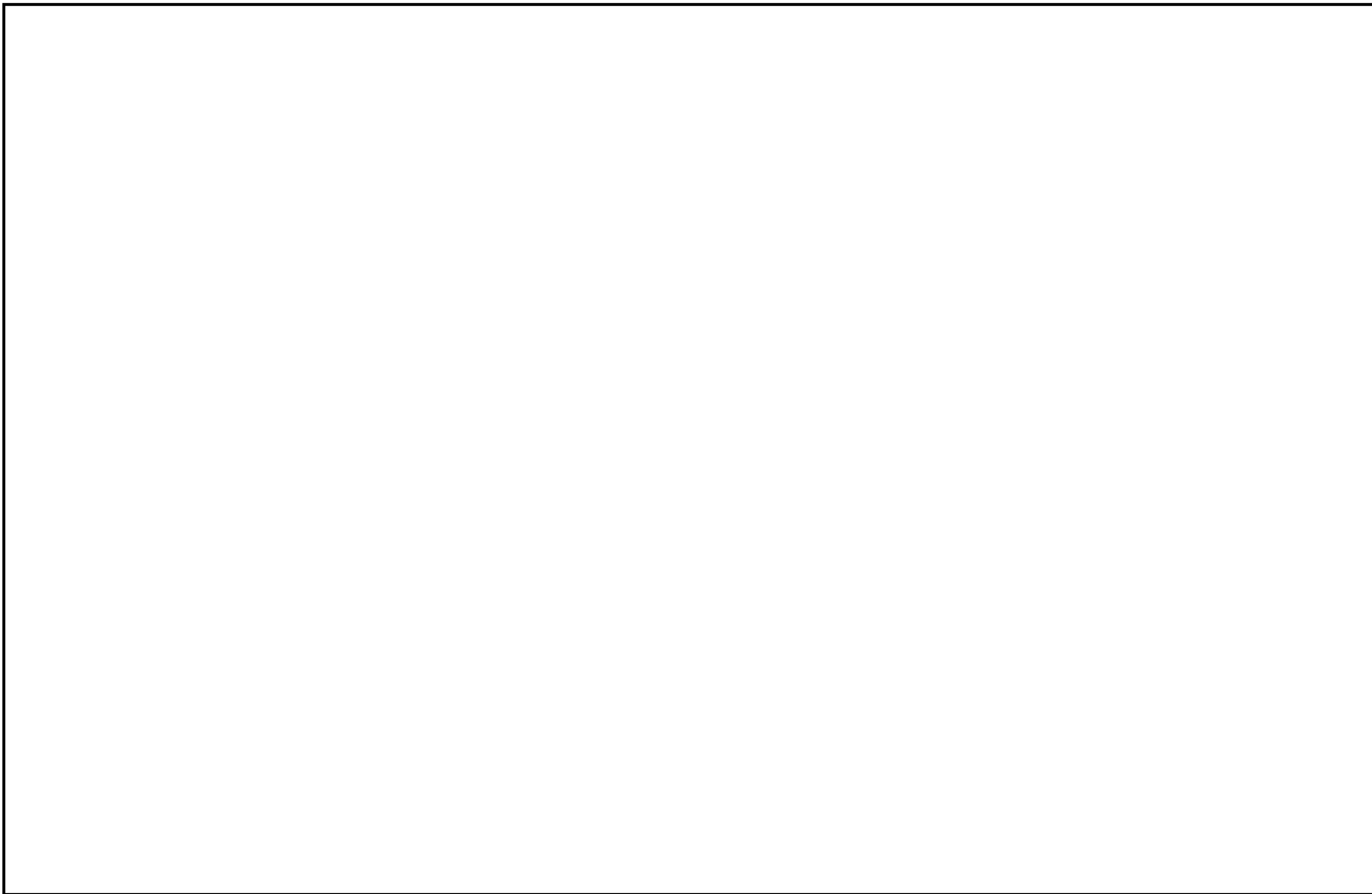
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.9 図(4) 地質鉛直断面図



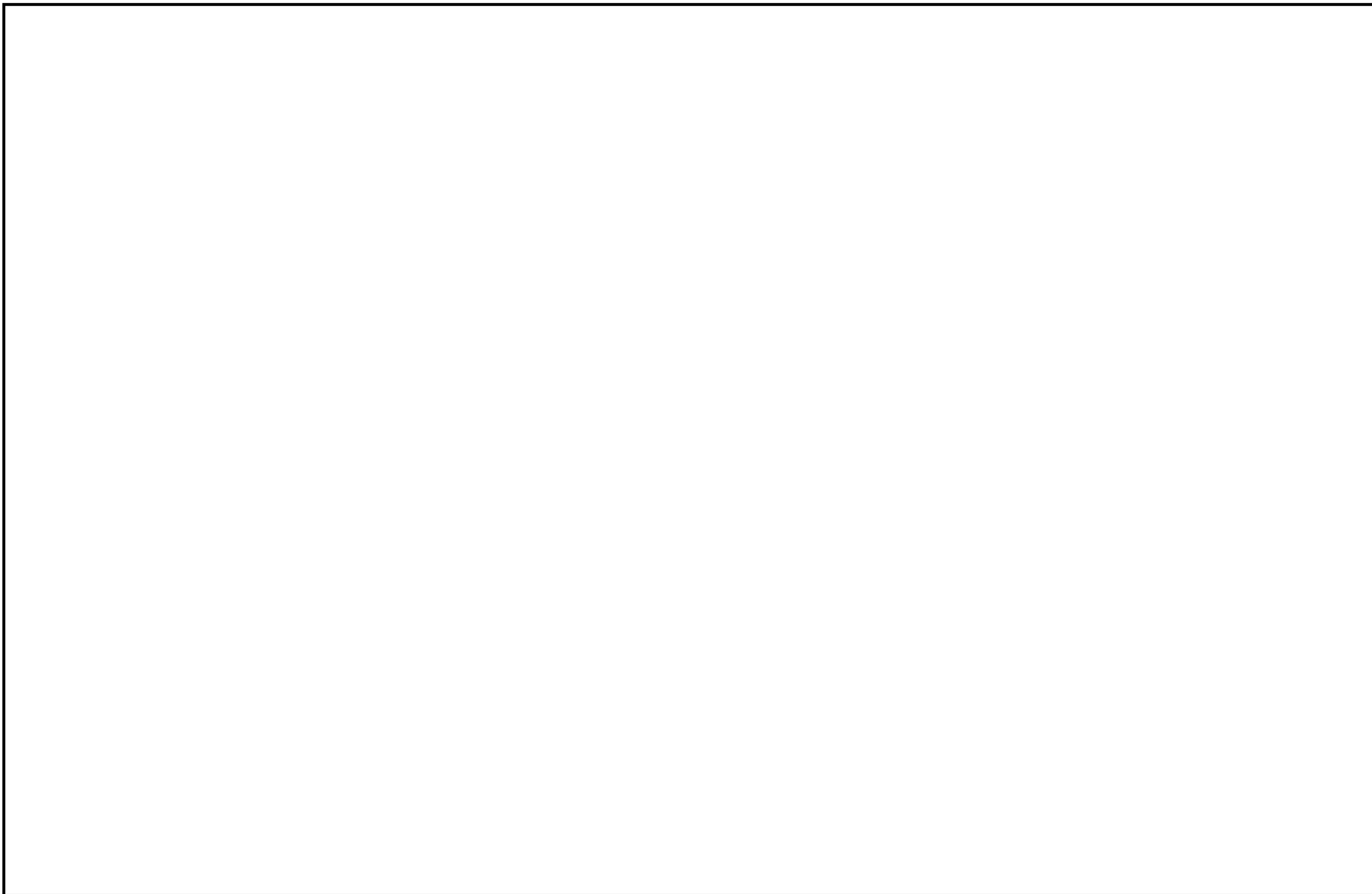
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.9 図(5) 地質鉛直断面図



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

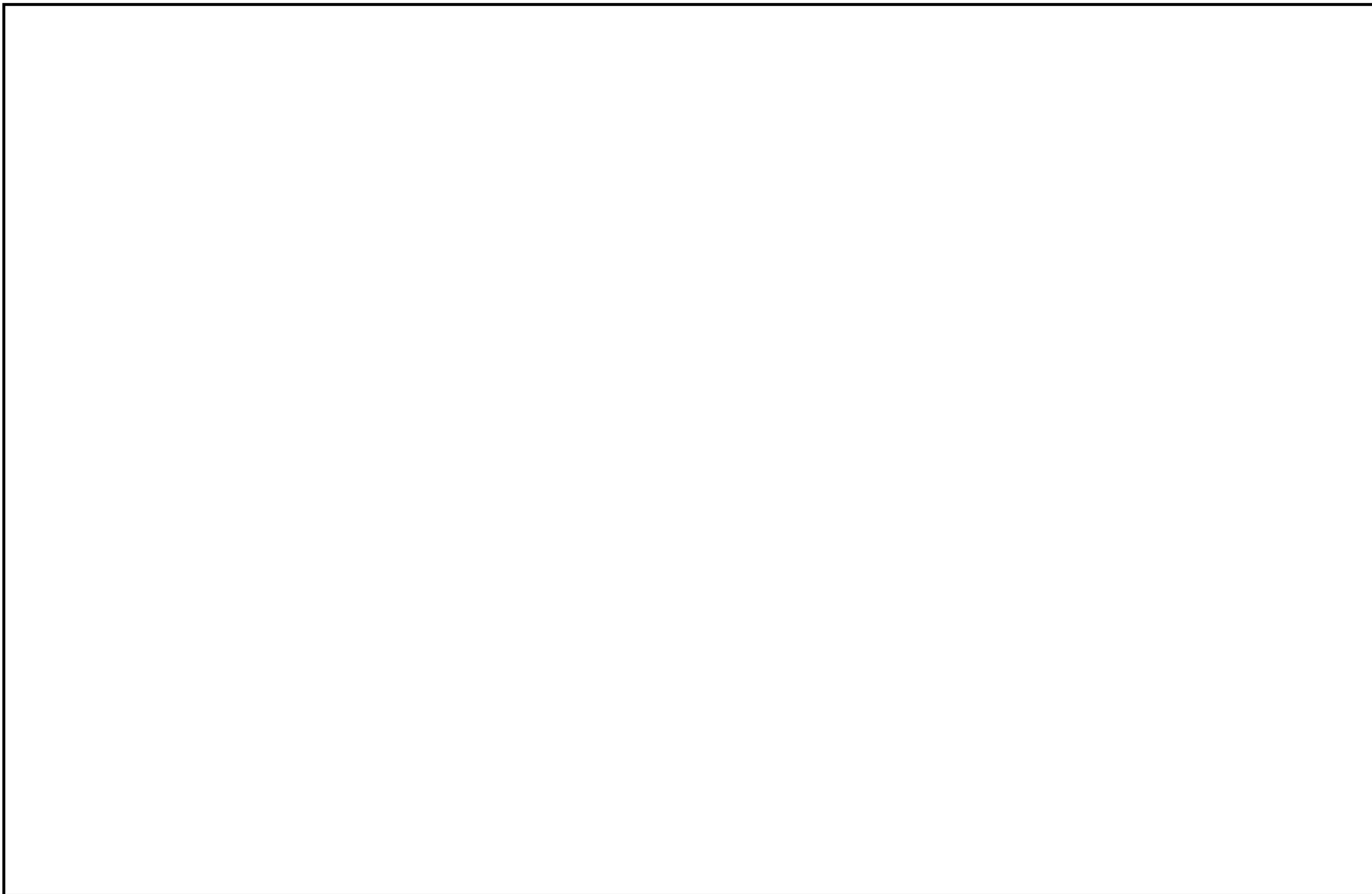
第 3.7.9 図(6) 地質鉛直断面図



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.9 図(7) 地質鉛直断面図

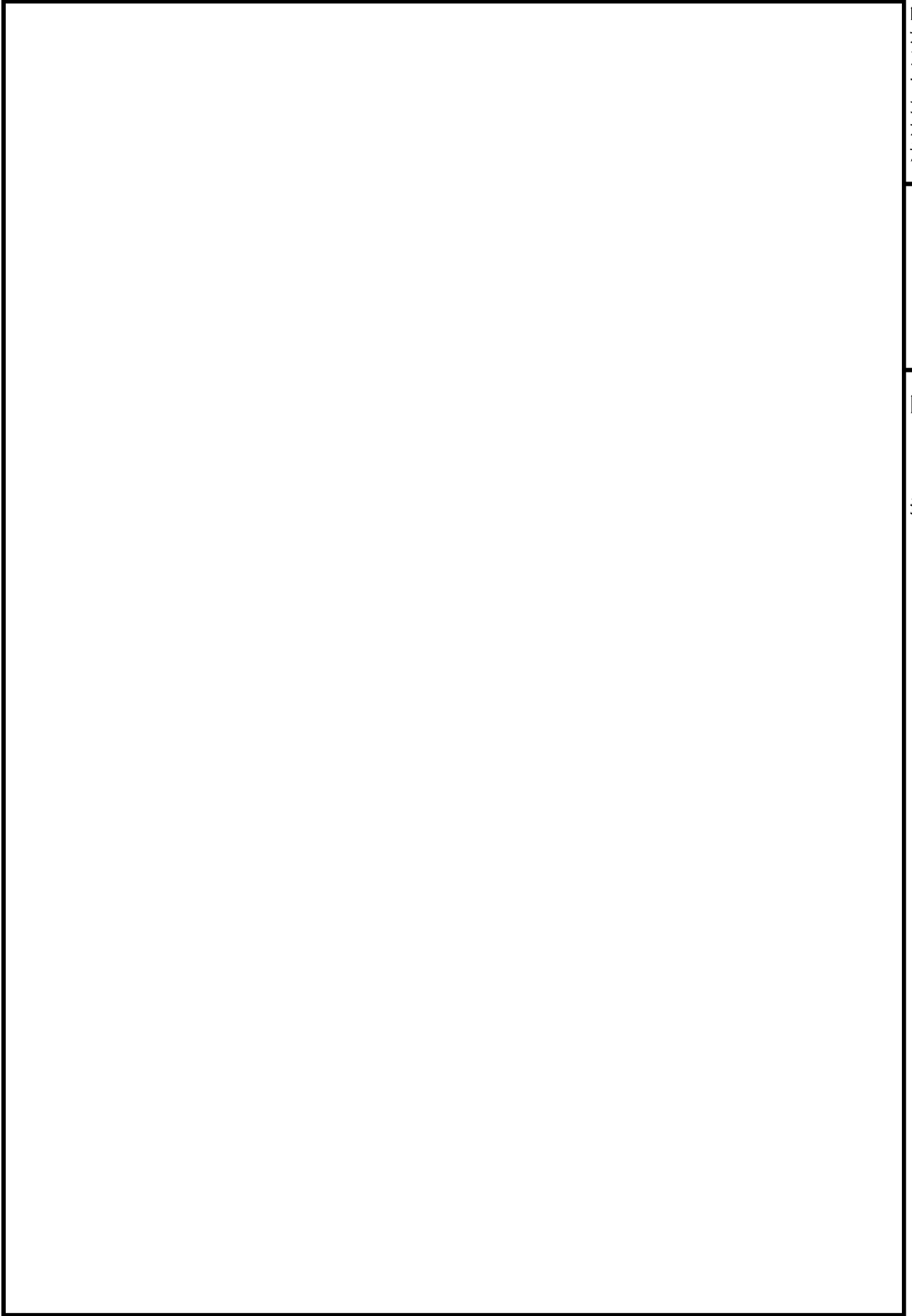
6-3-41



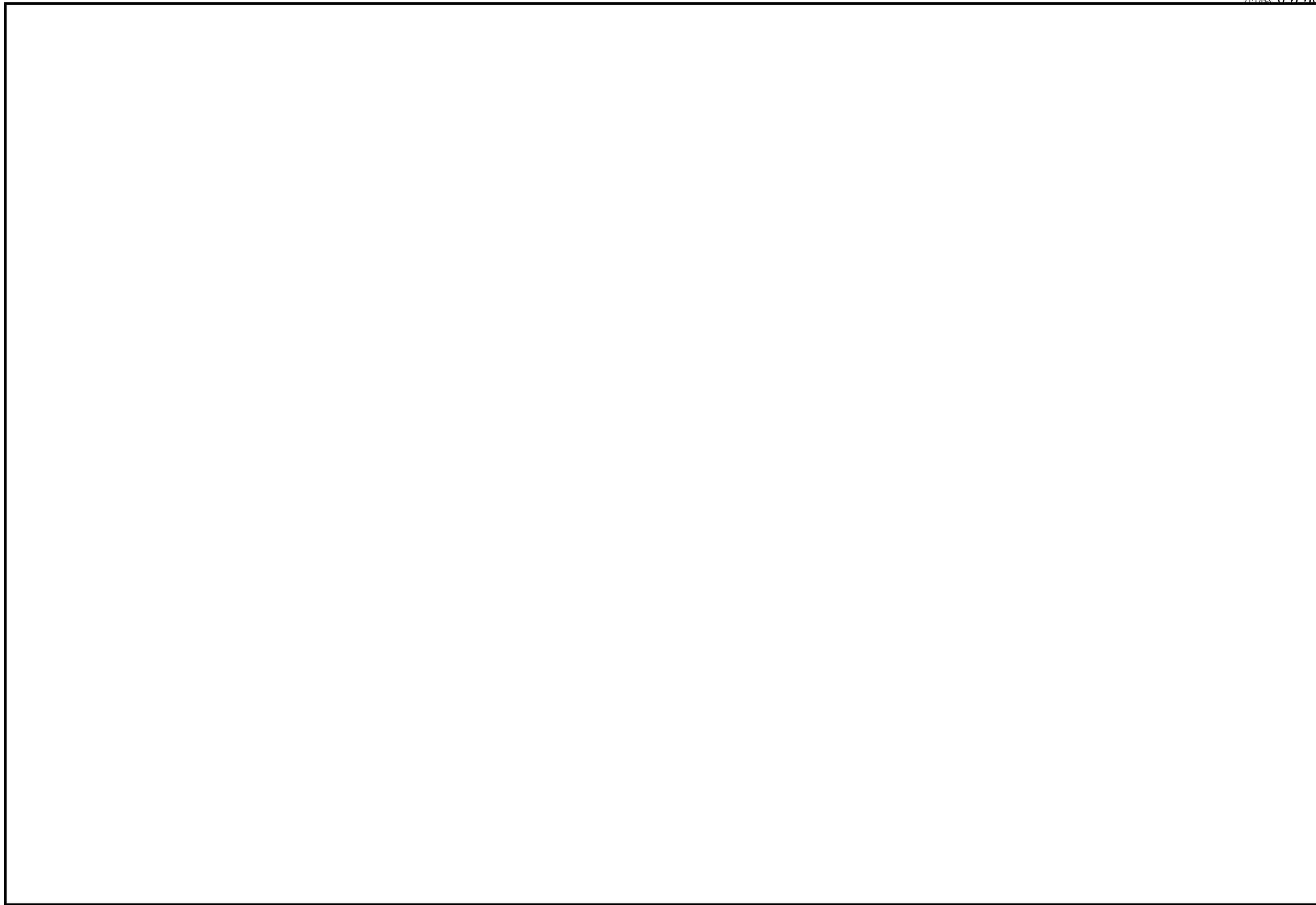
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.9 図(8) 地質鉛直断面図

6-3-42

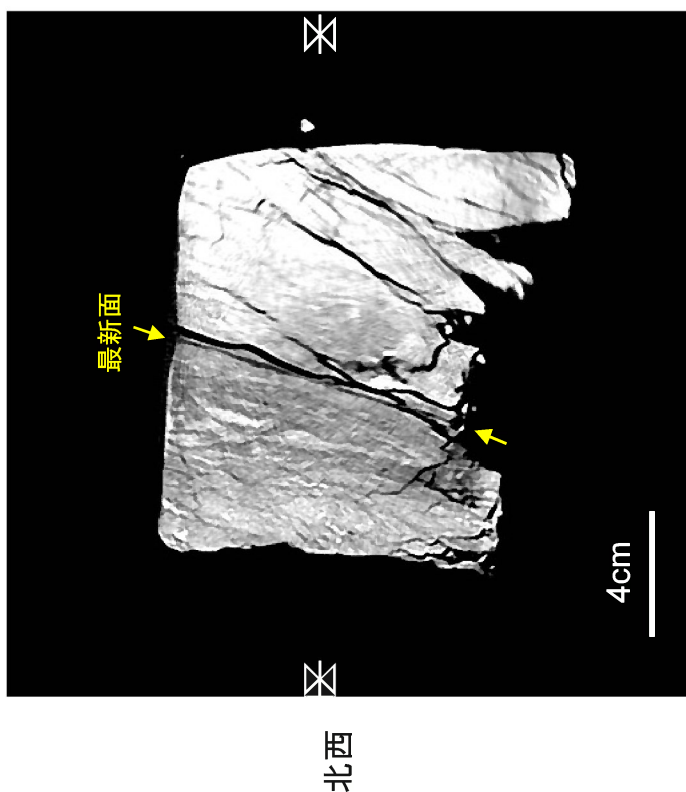
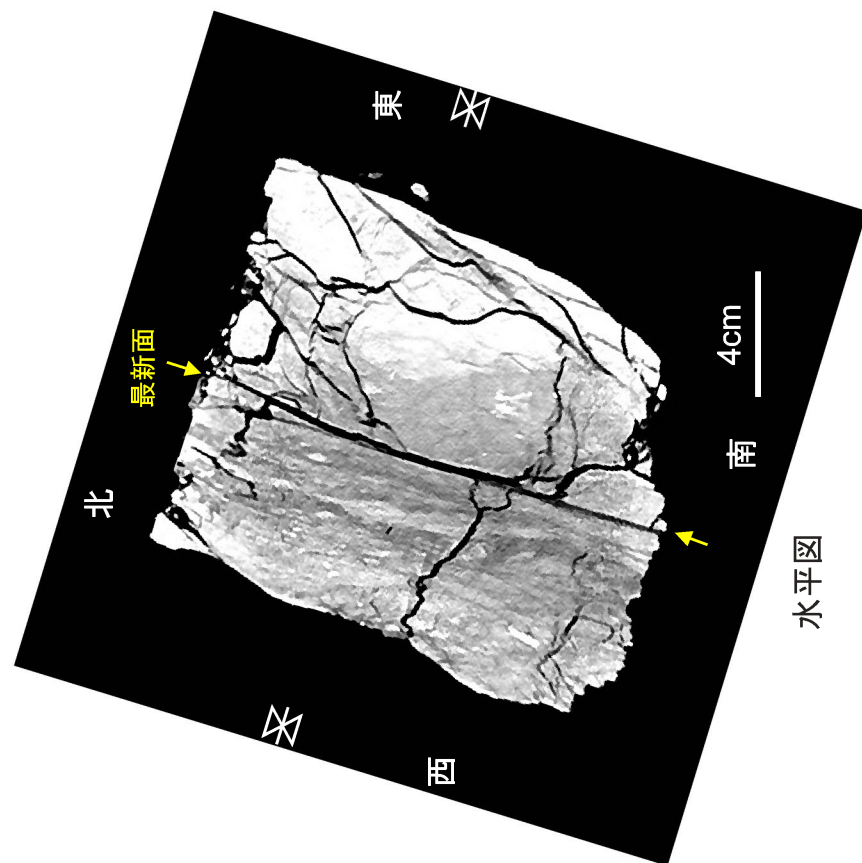


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

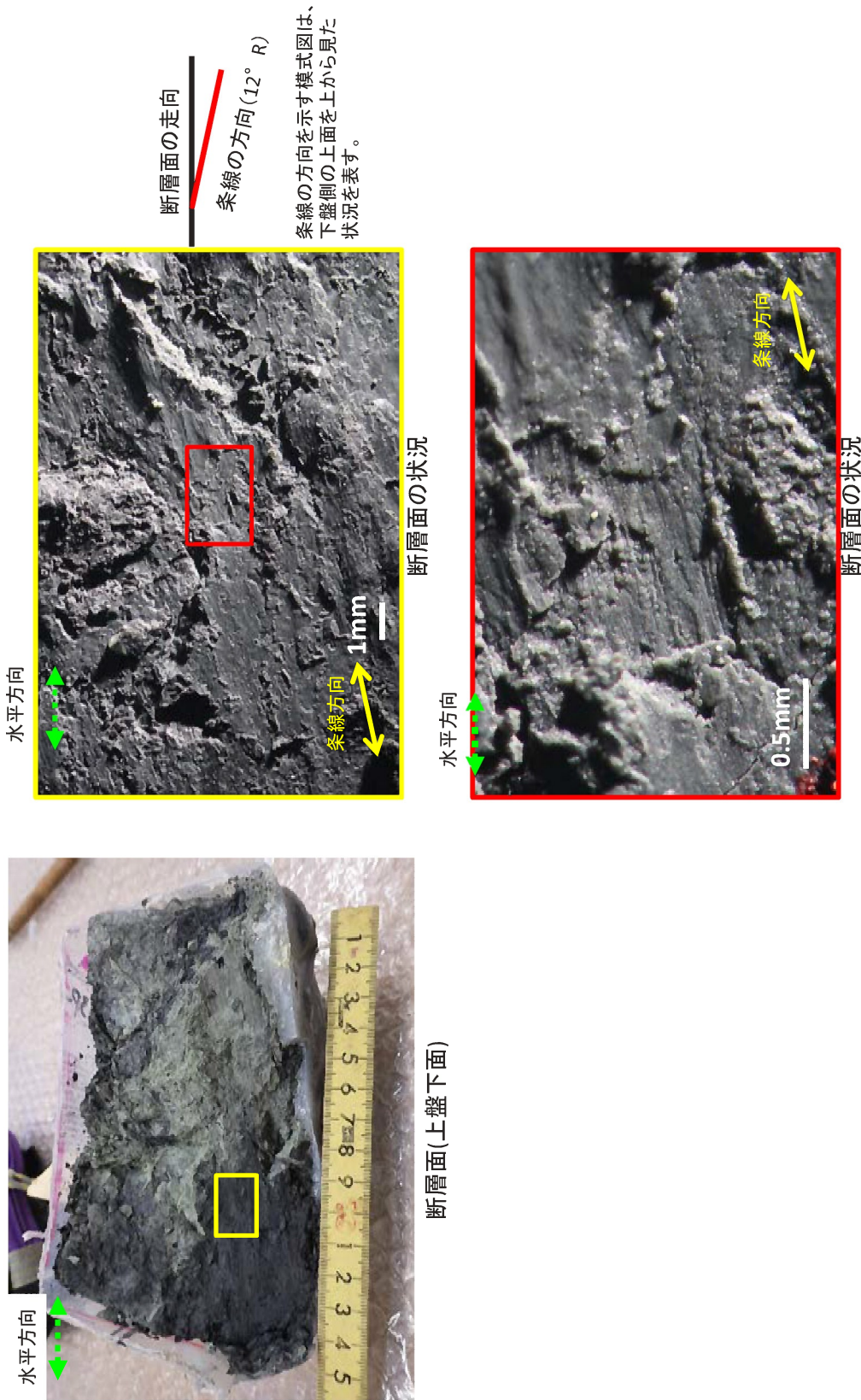
第 3.7.12 図 [redacted] の掘削面観察結果



-幅5mm程度の低密度部が連続する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

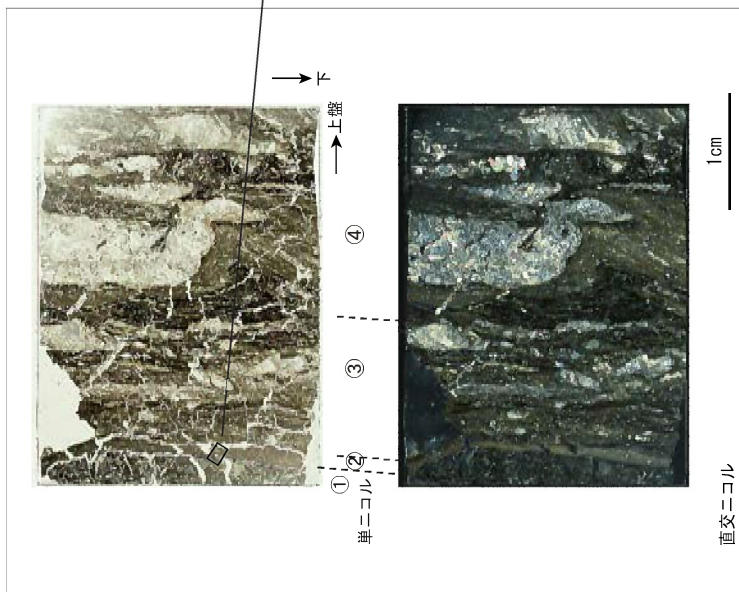
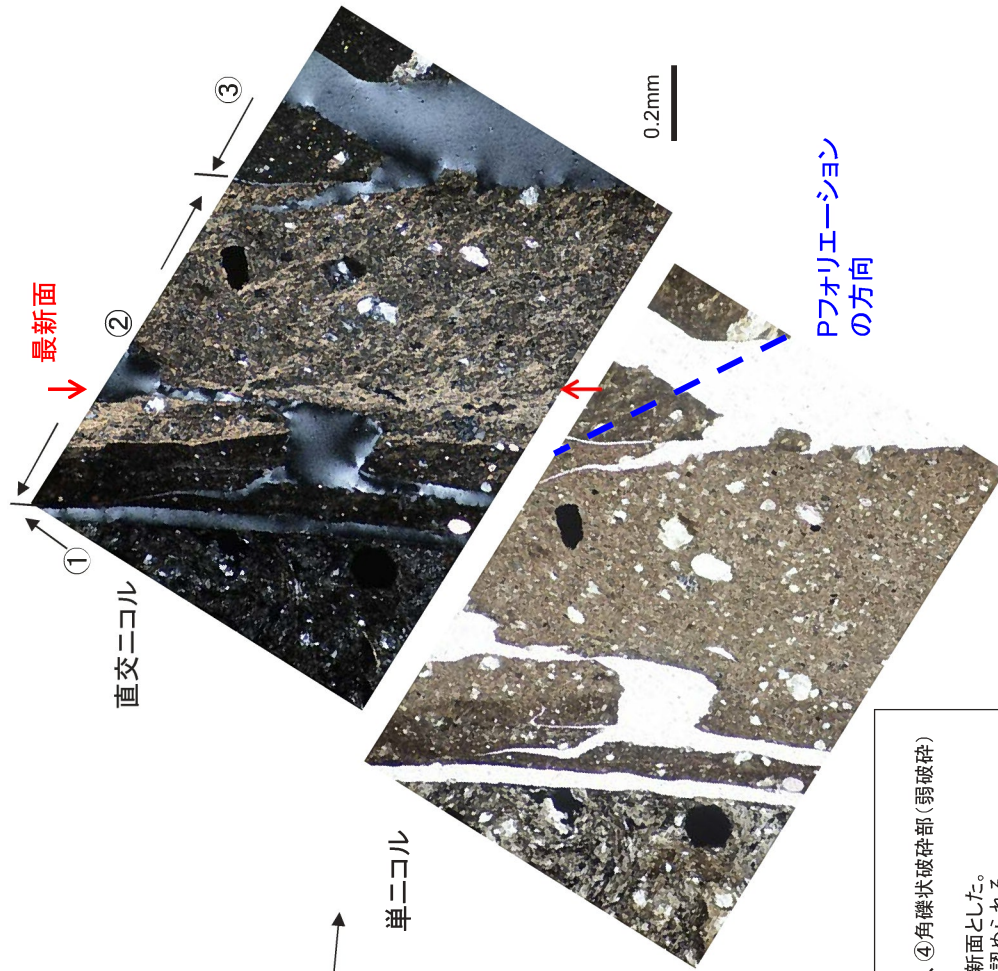
第 3.7.13 図 [] C T 画像観察結果 [] の掘削面)



-最新面に12° Rの条線が認められる。
 -運動センスは不明。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3. 7. 14 図 条線観察結果 (掘削面)



薄片観察結果

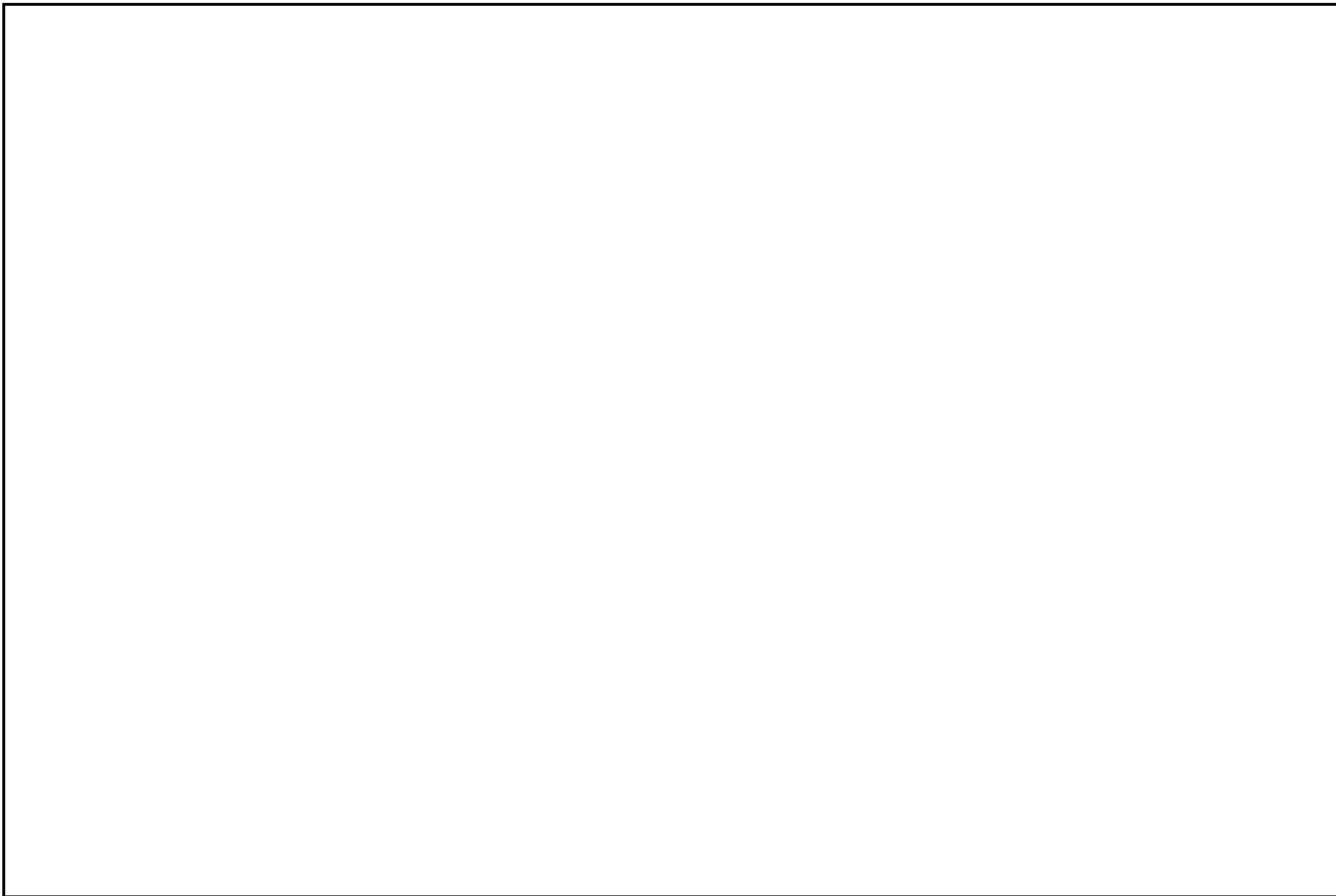
- ・分帯：①角礫状破砕部、②粘土混じり角礫状破砕部、③角礫状破砕部、④角礫状破砕部(弱破砕)
- ・分帯はテクスチャー及び粒度に基づく。
- ・薄片中のY面のうち、最も直線性が良く細粒化した破砕部を伴う面を最新面とした。
- ・最新面を含む②中に左横ずれ正断層センスを示すPフオリエーションが認められる。
- ・④中に逆断層センスを示すR1面が認められるが、方解石脈が横断している。
- ・④中に未固結時の変形構造が認められる。

・最新面を含む②中に左横ずれ正断層センスを示すPフオリエーションが認められる。

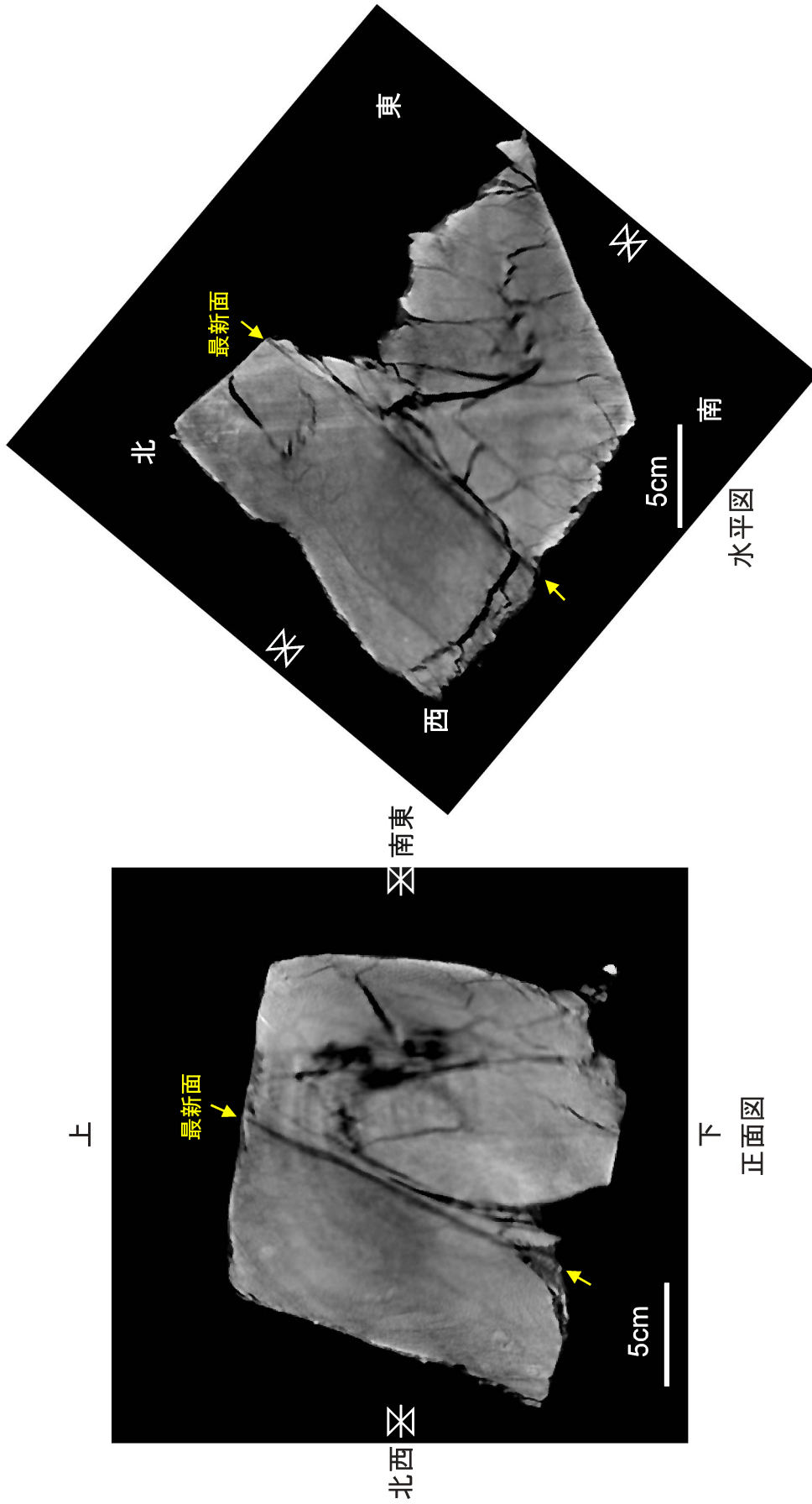
第 3. 7. 15 図

薄片観察結果 (掘削面)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



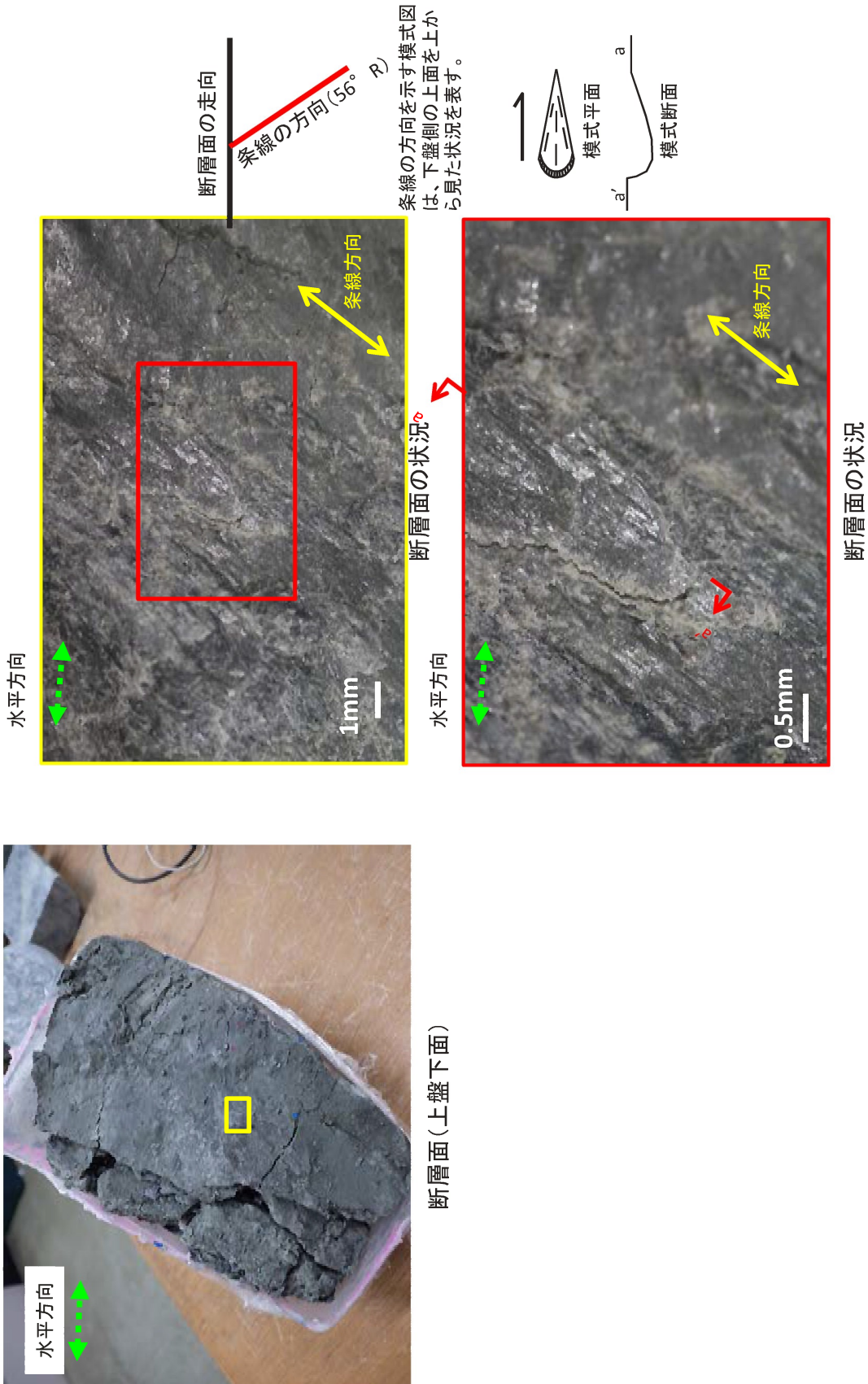
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



幅1~4mmの低密度部が連続する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

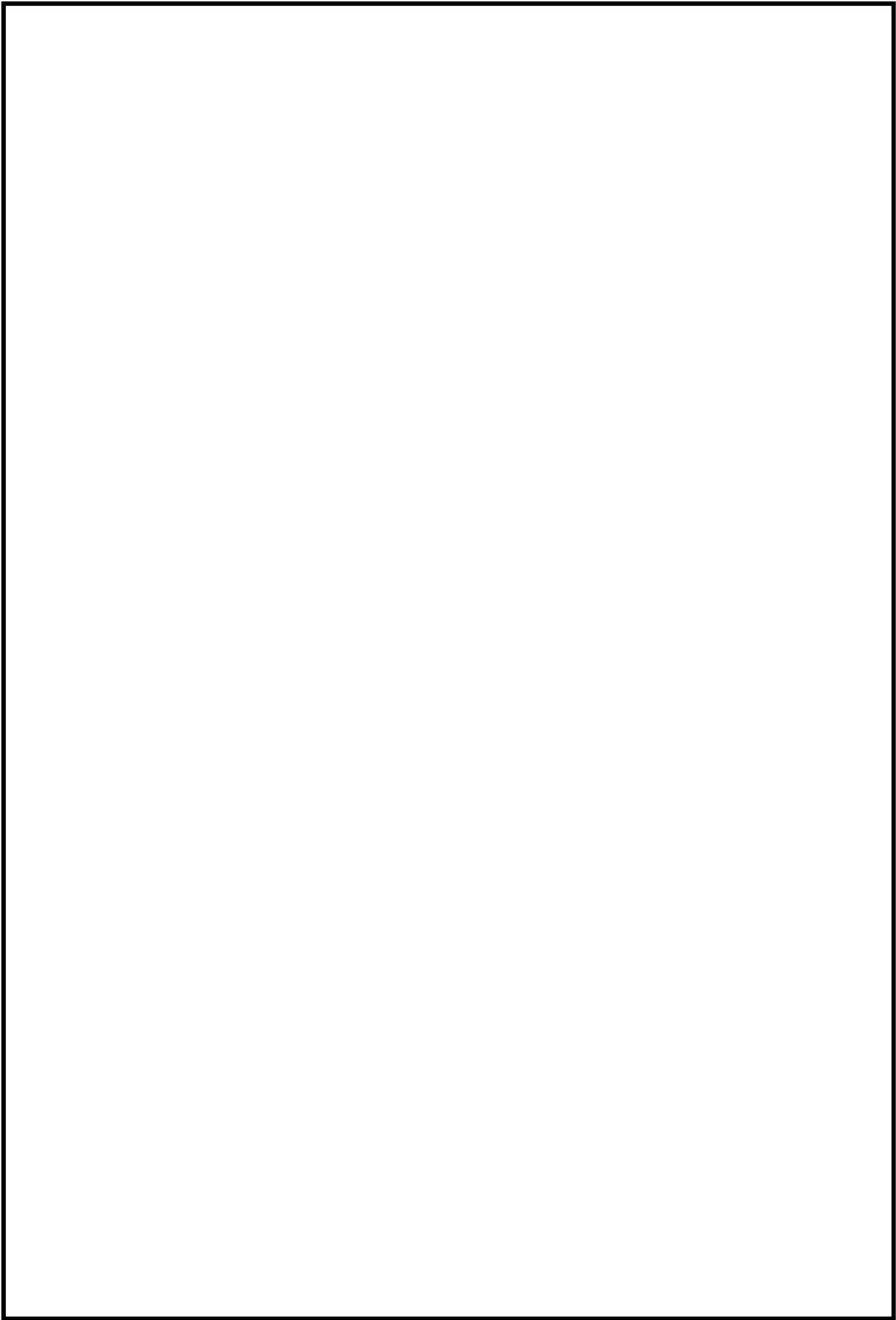
第 3.7.17 図 CT画像観察結果（作業坑掘削面）



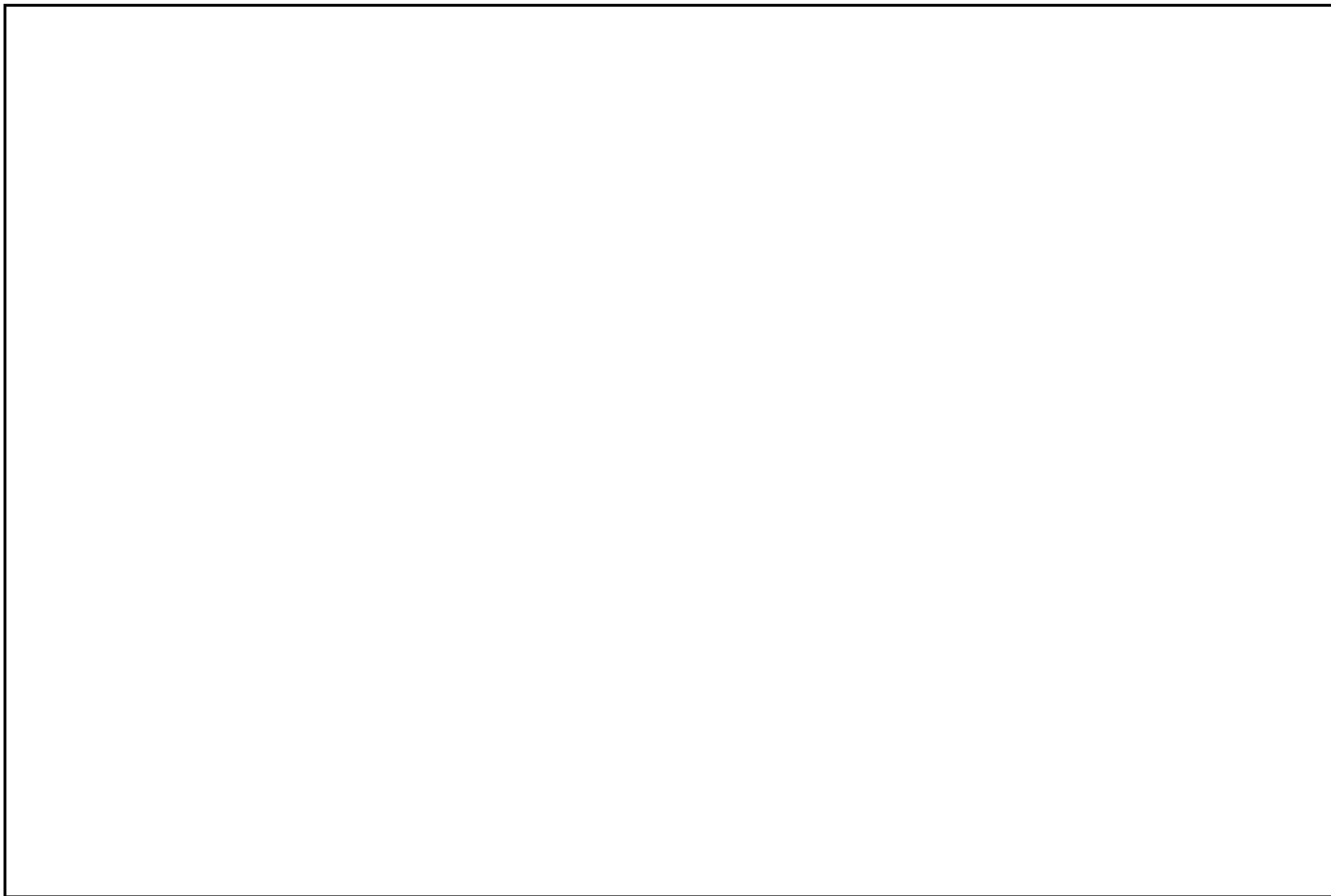
・最新面に56° Rの条線が認められる。
 ・運動センスは正断層センスを示す。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.18 図 条線観察結果（作業坑掘削面）



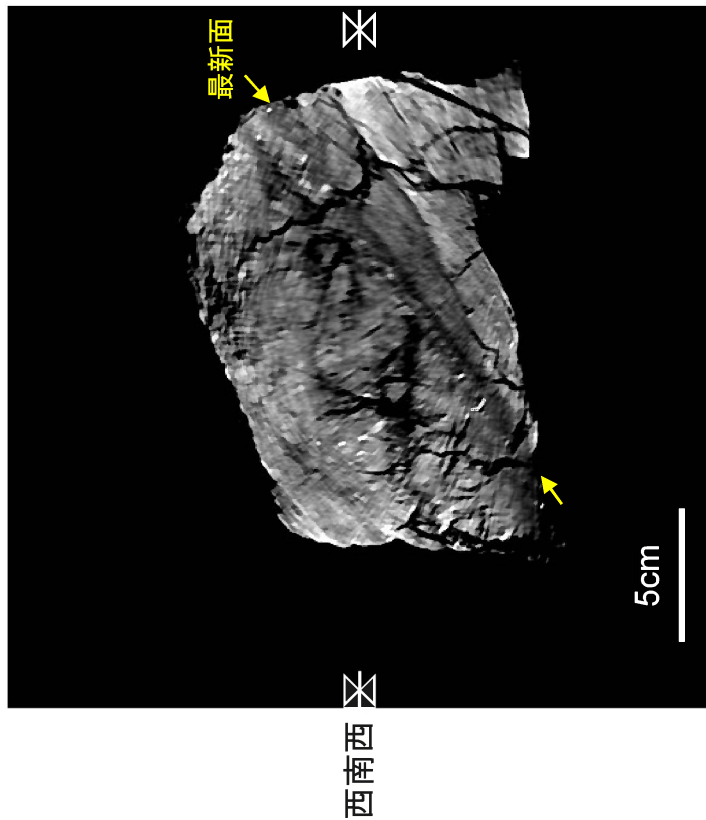
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



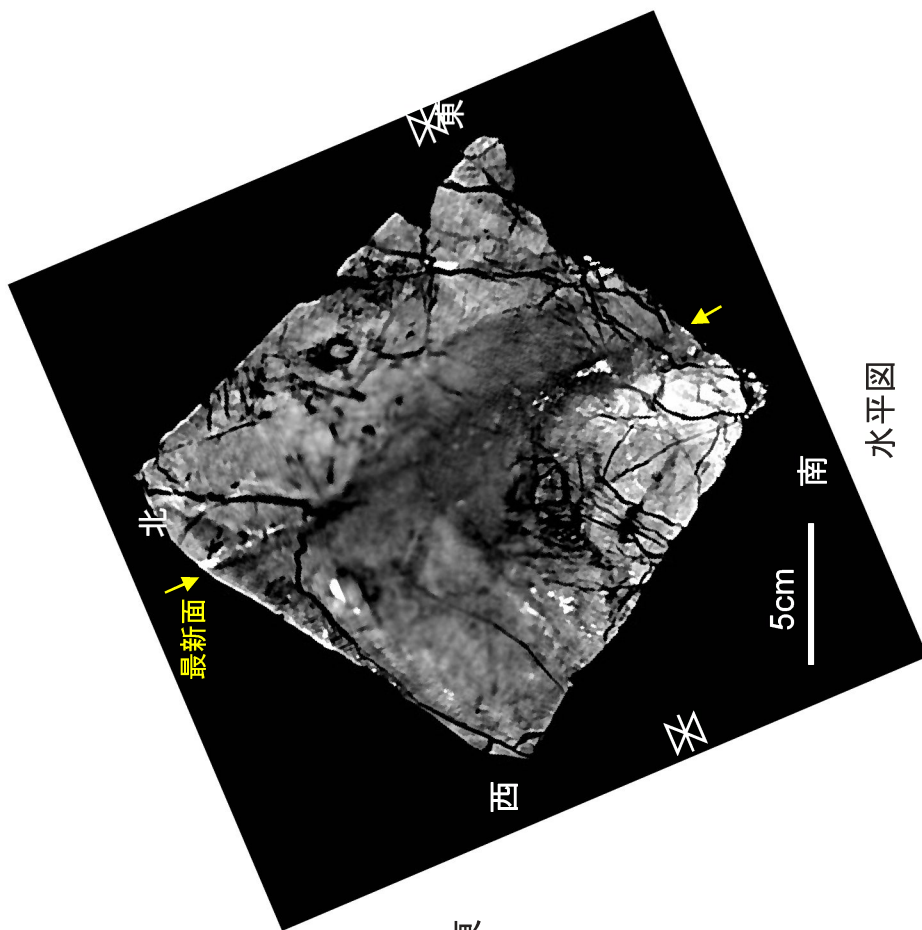
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.21 図 の掘削面観察結果

上



下
正面図



水平図

・幅1～6cmの密度低下部に1～5mmの顕著な低密度部が連続する。

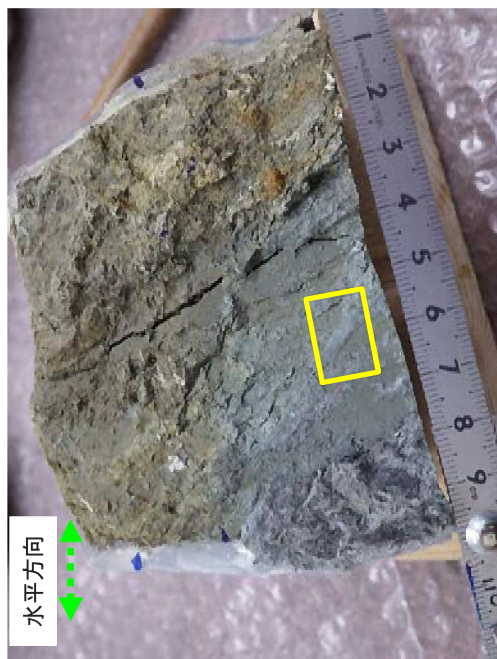
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第3.7.22 図

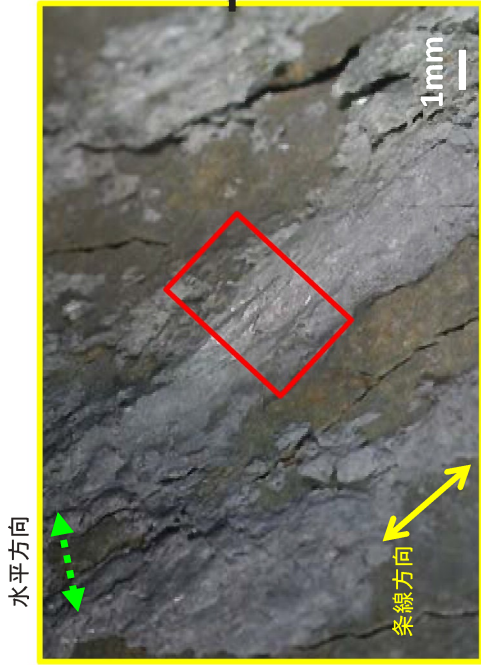
CT画像観察結果



の掘削面)



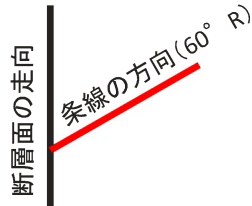
断層面(下盤上面)



断層面の状況



断層面の状況



条線方向を示す模式図は、下盤側の上面を上から見た状況を表す。

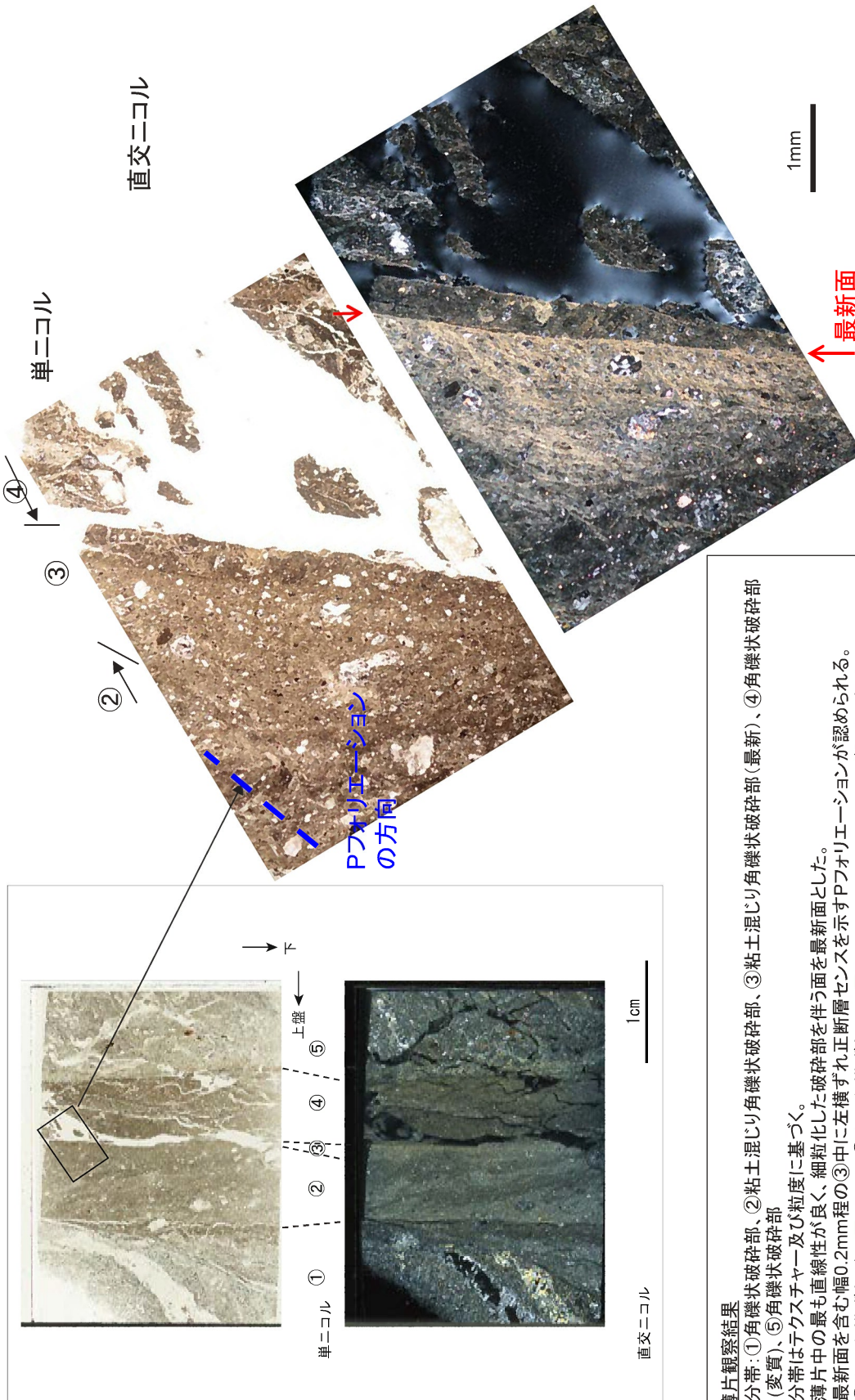
最新面には60° Rの条線が認められる。
運動センスは不明。

第 3. 7. 23 図

条線観察結果

の掘削面)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

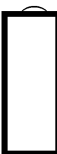
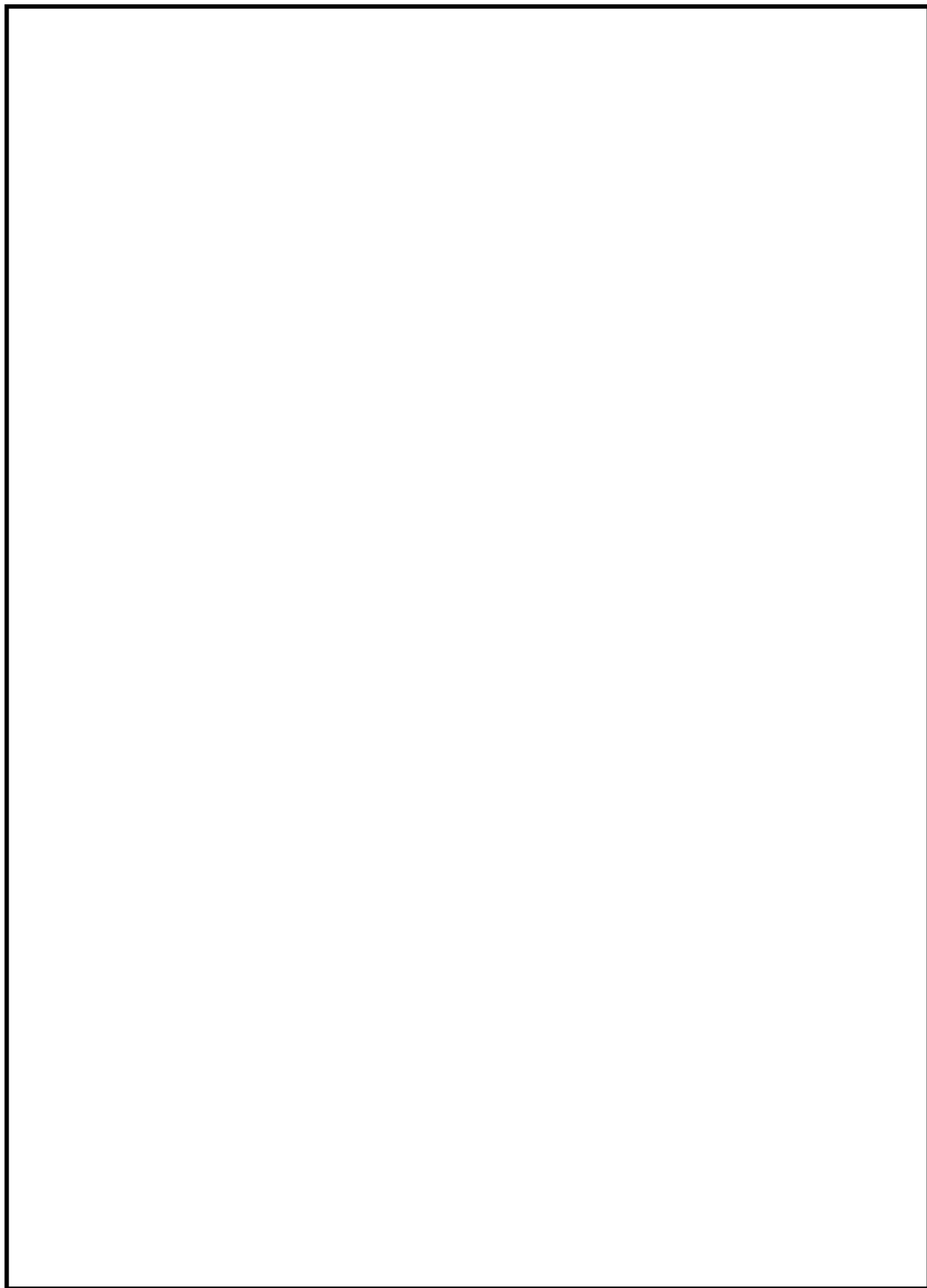


薄片観察結果
 ・分帯: ①角礫状破砕部、②粘土混じり角礫状破砕部、③粘土混じり角礫状破砕部(最新)、④角礫状破砕部(変質)、⑤角礫状破砕部
 ・分帯はテクスチャー及び粒度に基づく。
 ・薄片中の最も直線性が良く、細粒化した破砕部を伴う面を最新面とした。
 ・最新面を含む幅0.2mm程の③中に左横ずれ正断層センスを示すPフオリエーションが認められる。
 ・②中に右横ずれ逆断層センス、④中に左横ずれ正断層センスのPフオリエーションが認められる。

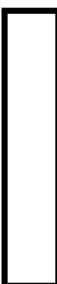
・最新面を含む③中に左横ずれ正断層センスを示すPフオリエーションが認められる。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3. 7. 24 図 [] 薄片観察結果 [] の掘削面



ボーリングコア観察結果



第3.7.25図

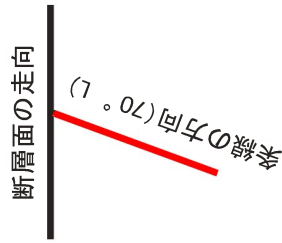
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



断層面(下盤上面)



断層面の状況



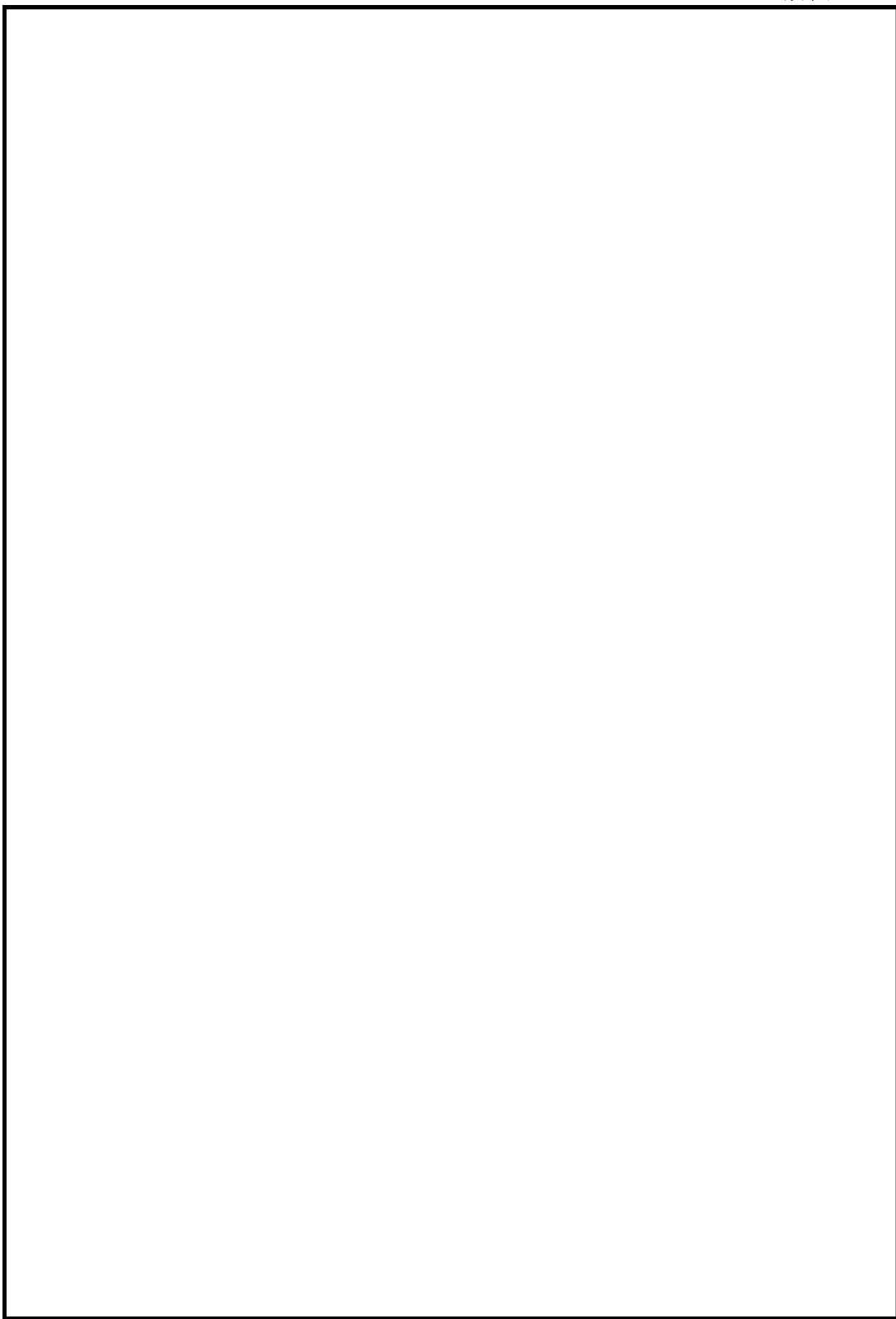
条線の方向を示す模式図は、下盤側の上面を上から見た状況を表す。

最新面には不明瞭な70° Lの条線が認められる。
運動センスは不明。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

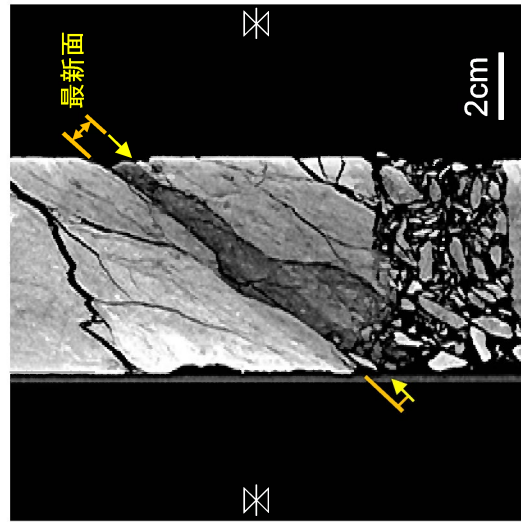
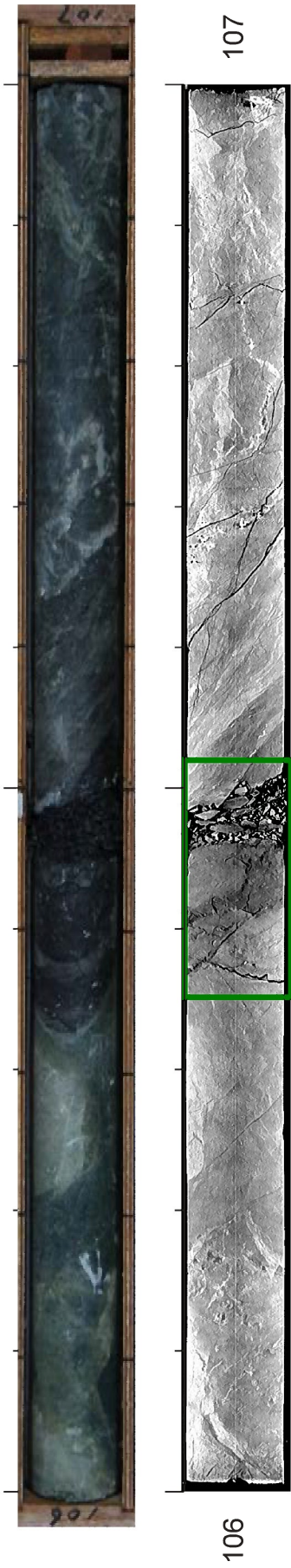
条線観察結果

第3.7.27 図

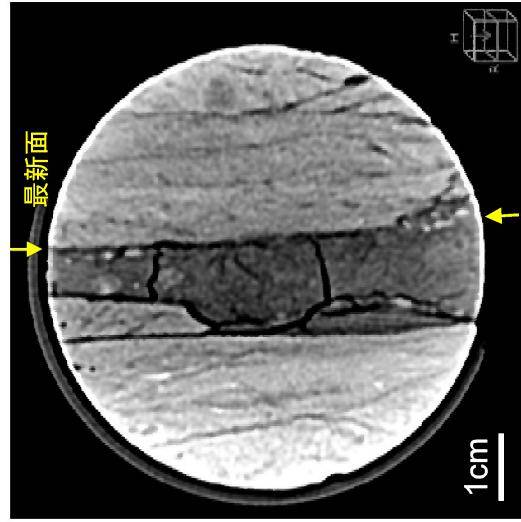


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



最大傾斜方向の断面



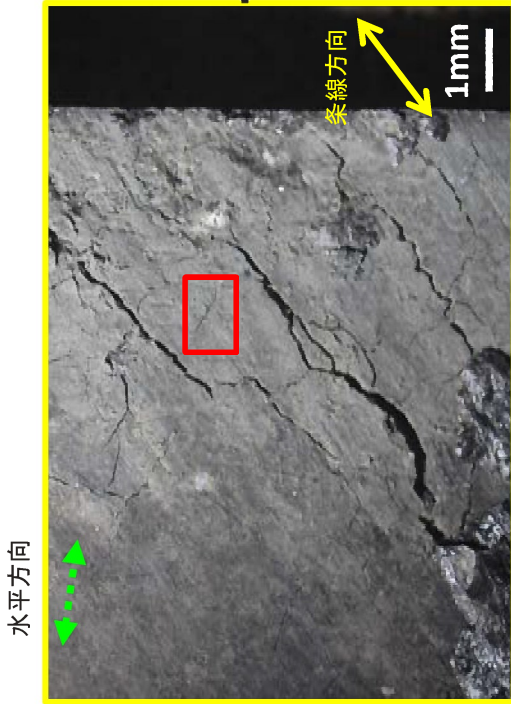
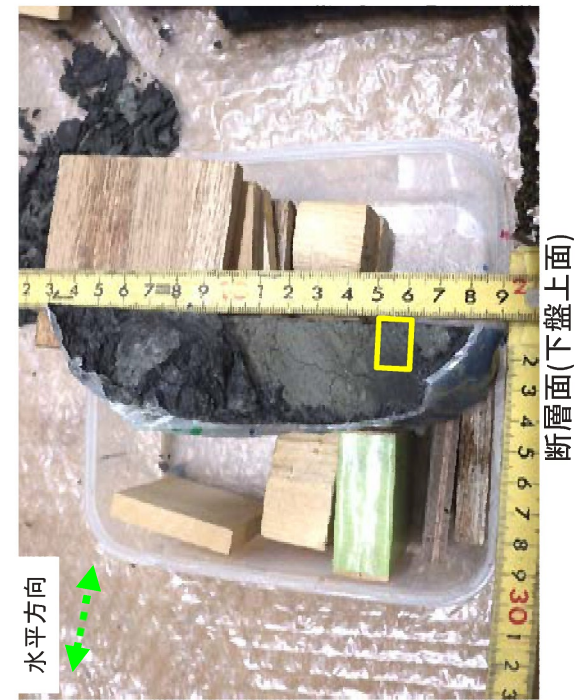
コア軸直交方向の断面

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

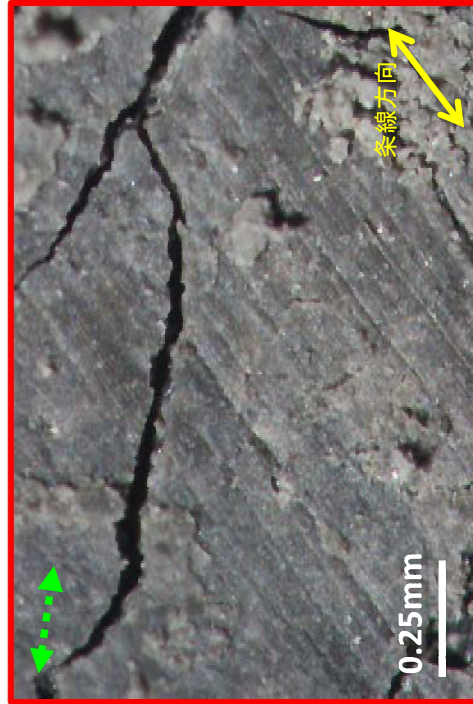
・幅5～10mmの低密度部が連続する。

第3.7.31 図

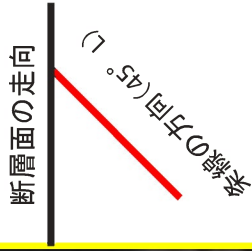
CT画像観察結果



断面面の状況



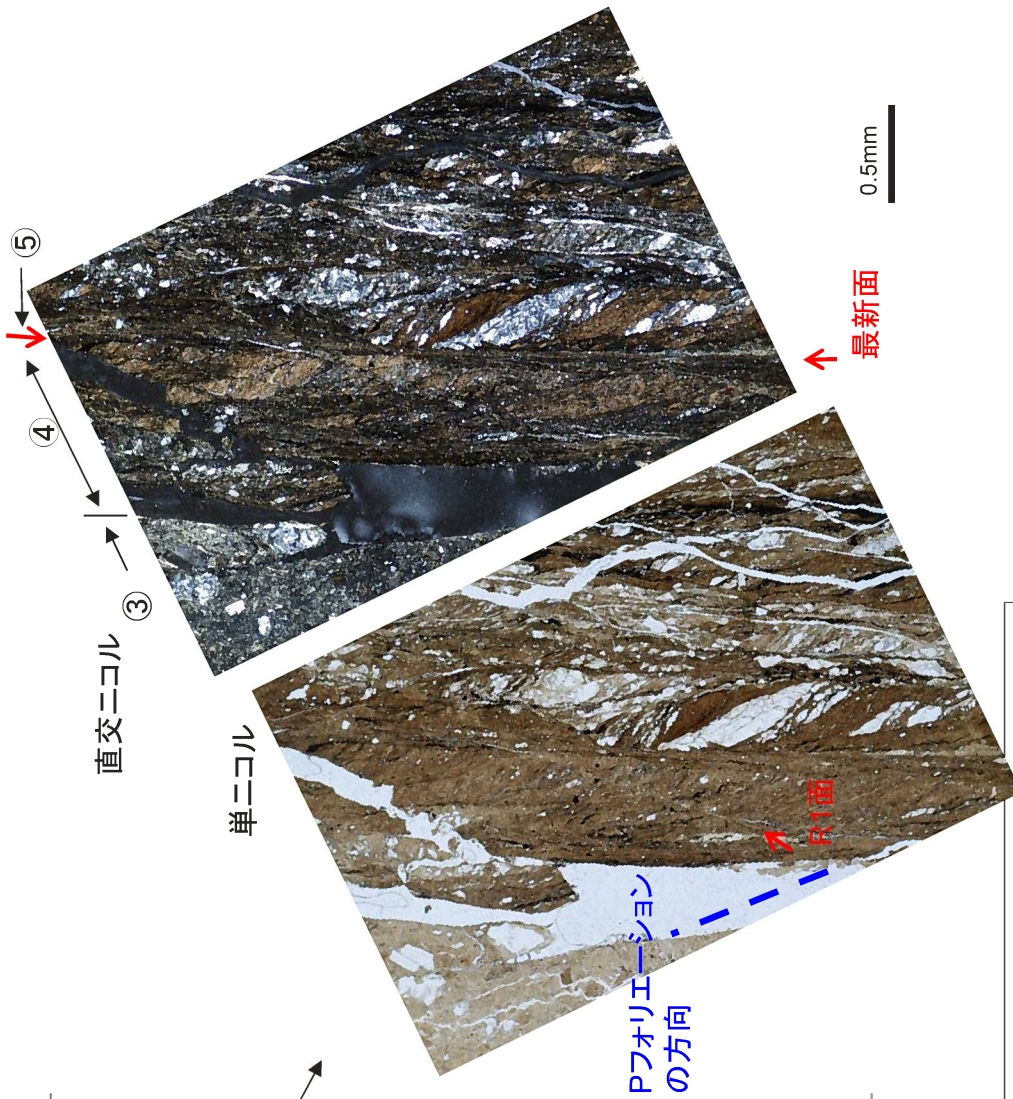
断面面の状況



条線方向を示す模式図は、下盤側の上面を上から見た状況を表す。

- ・最新面に45° Lの微細な条線が認められる。
- ・運動センスは不明。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

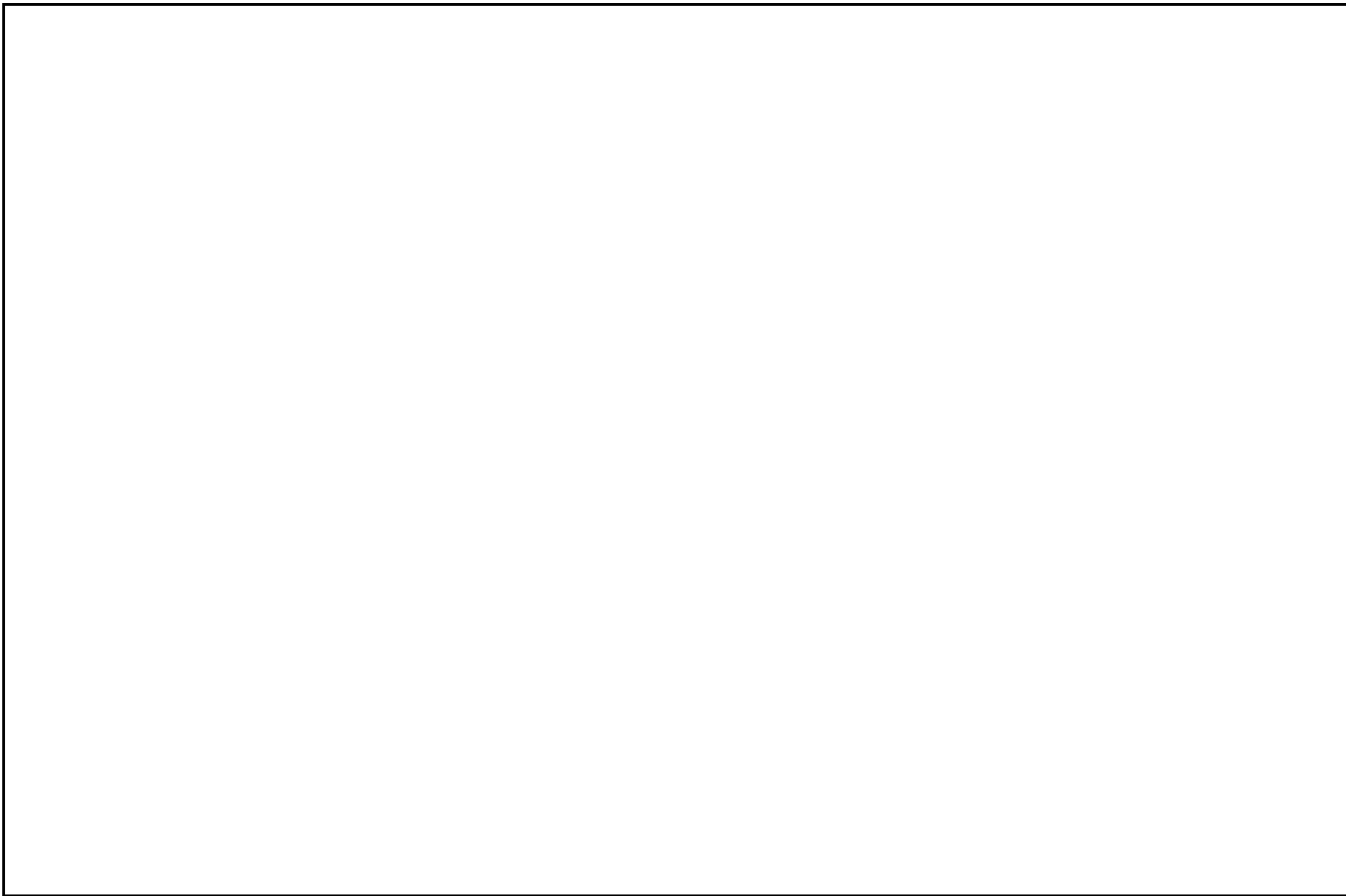


・最新面を含む④中に右横ずれの運動センスを示すR1面・Pフオリエーションが認められる。

薄片観察結果

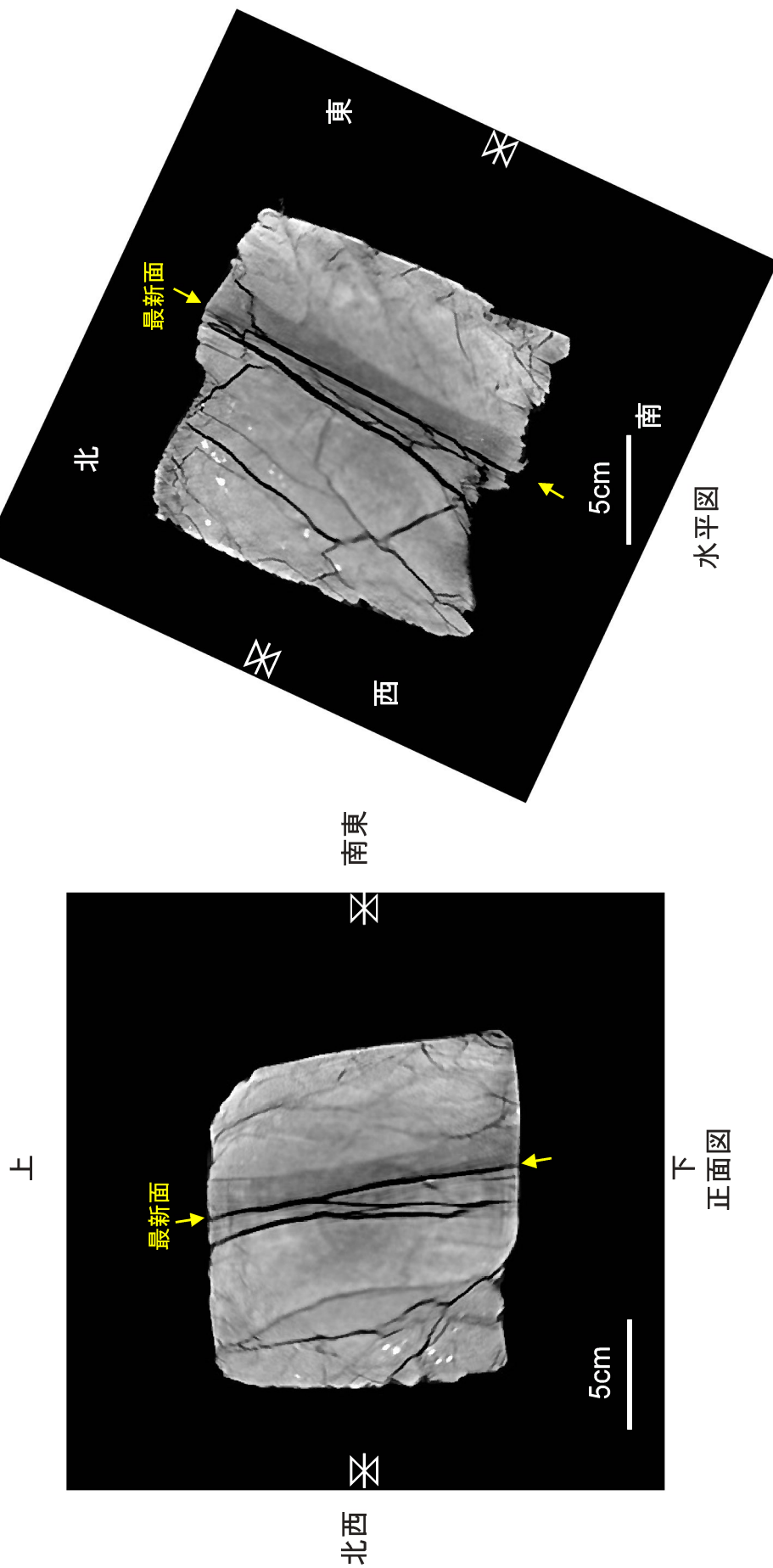
- ・分帯: ①角礫状破砕部、②③砂状破砕部、④粘土状破砕部、⑤粘土混じり角礫状破砕部、⑥原岩
- ・分帯はテクスチャー及び粒度に基づく。
- ・薄片中の最も直線性が良く、軸粒化した破砕部を伴う面を最新面とした。
- ・最新面を含む④中に右横ずれセンスを示すR1面・Pフオリエーションが認められる。
- ・⑤中にも右横ずれセンスを示すR1面・Pフオリエーションが認められ、⑤中を横断する鉱物脈が認められる。
- ・③中には複合面構造は認められない。
- ・①②及び③境界は不明瞭、②中に左横ずれセンスを示すPフオリエーションが認められる。
- ・①中に明瞭な構造は認められない。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3.7.34 図 [redacted] の掘削面観察結果

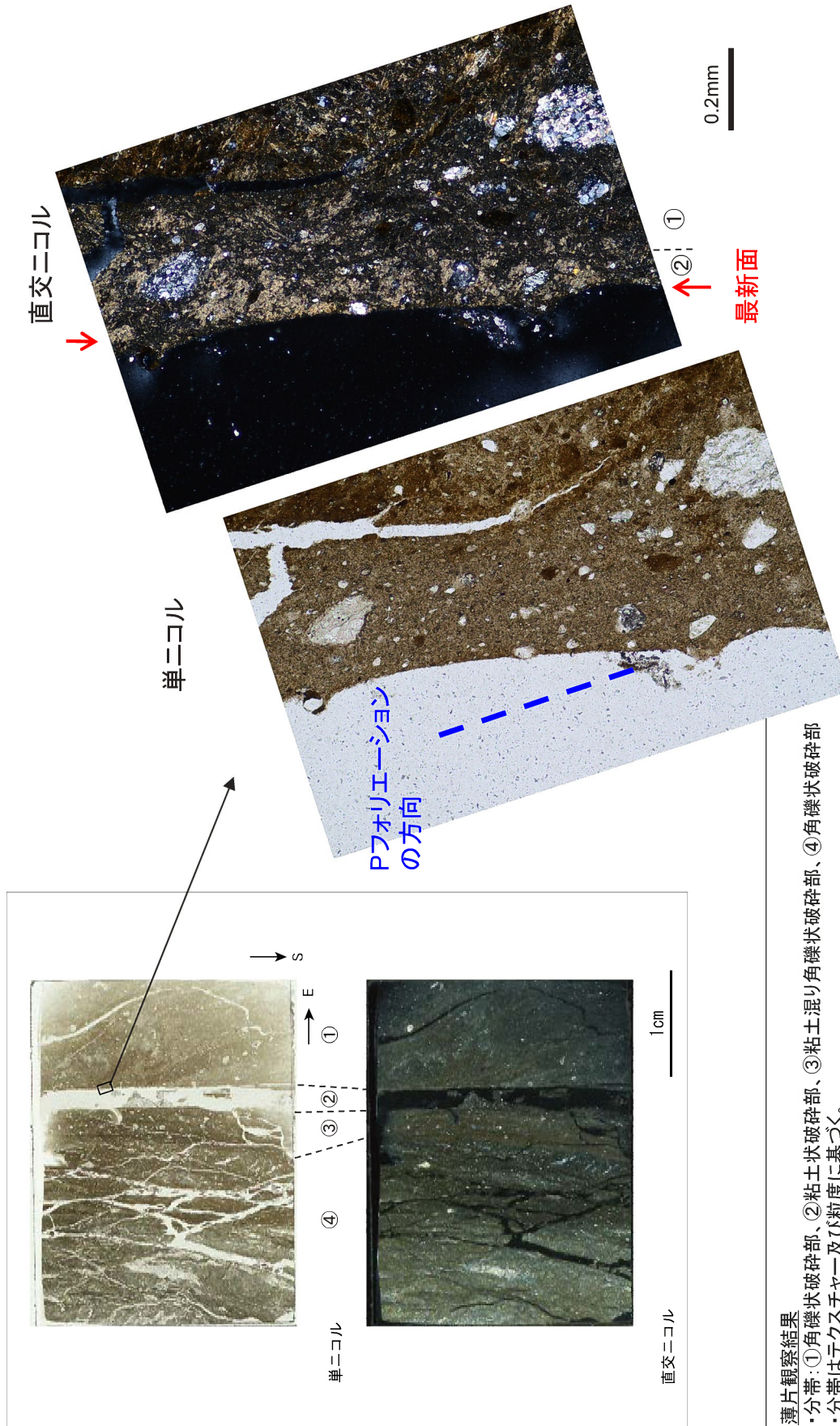


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

幅10mm程度の低密度部が連続する。

第 3. 7. 35 図

C T画像観察結果 (の掘削面)

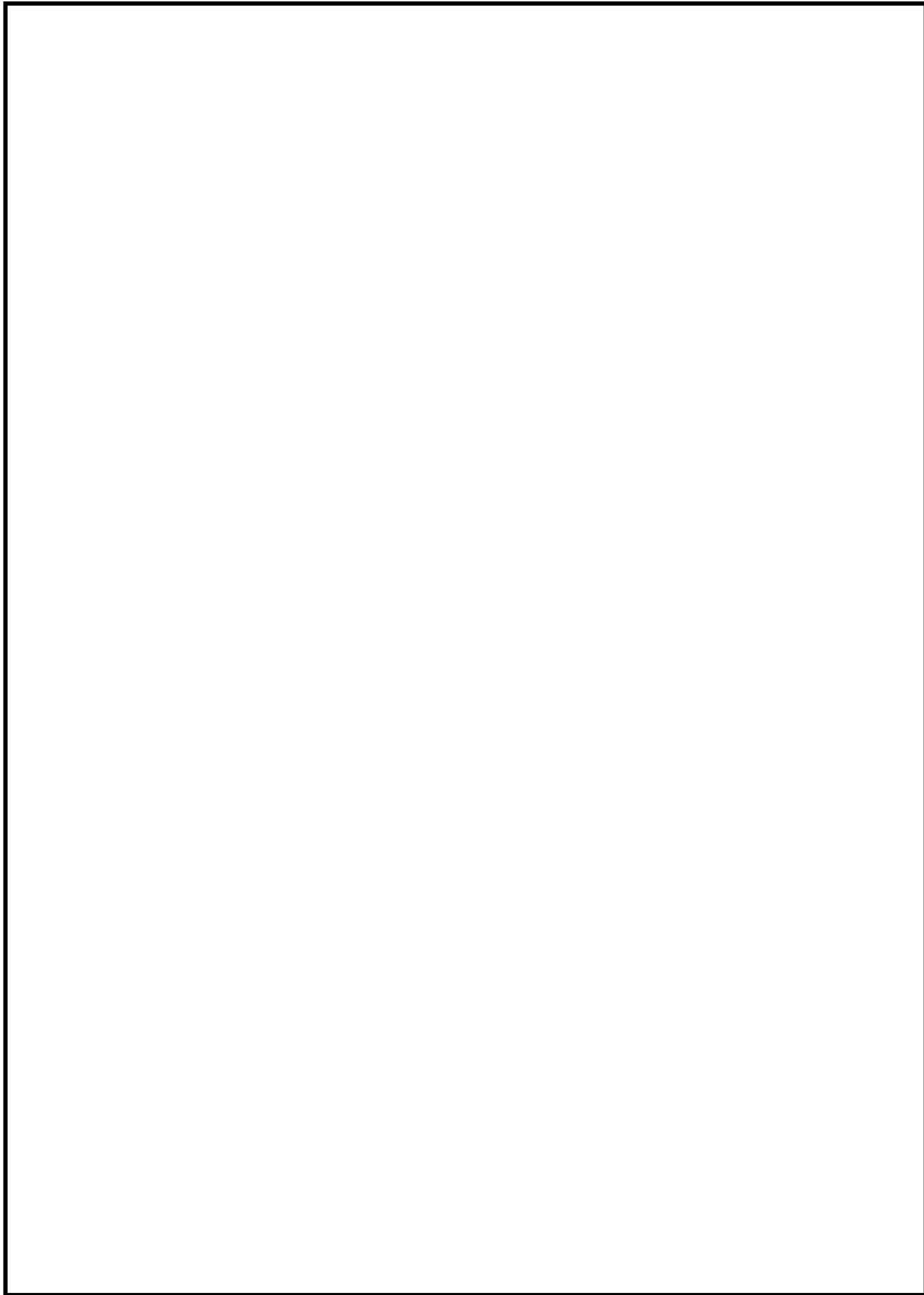


・最新面を含む②中に右横ずれの運動センスを示すPフオリエーションが認められる。

薄片観察結果
 ・分帯：①角礫状破砕部、②粘土状破砕部、③粘土混り角礫状破砕部、④角礫状破砕部
 ・分帯はテクスチャー及び粒度に基づく。
 ・薄片中の最も直線性が良く、細粒化した破砕部を伴う面を最新面とした。
 ・②中に右横ずれセンスを示すPフオリエーションが認められる。
 ・③中の最新面から離れた位置に、左横ずれセンスを示すPフオリエーションが認められる。
 ・④中の最新面から離れた位置にも左横ずれセンスを示すR1面が認められる。
 ・①中には右横ずれセンスを示すPフオリエーションが認められる。

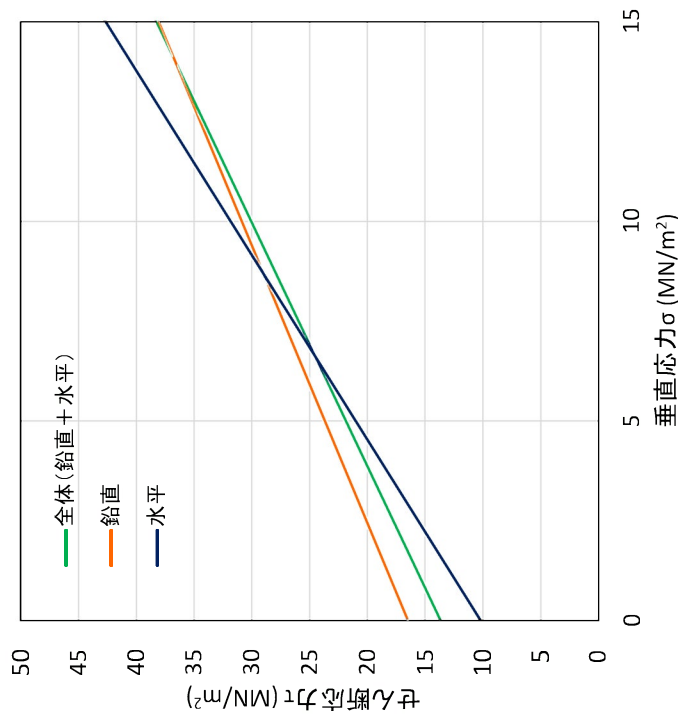
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第 3. 7. 37 図 薄片観察結果 () の掘削面

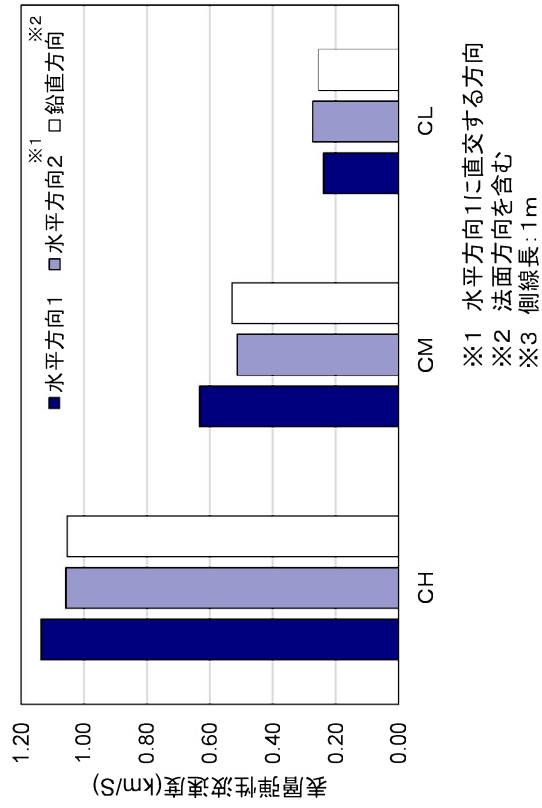


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

【強度特性】



【変形特性】

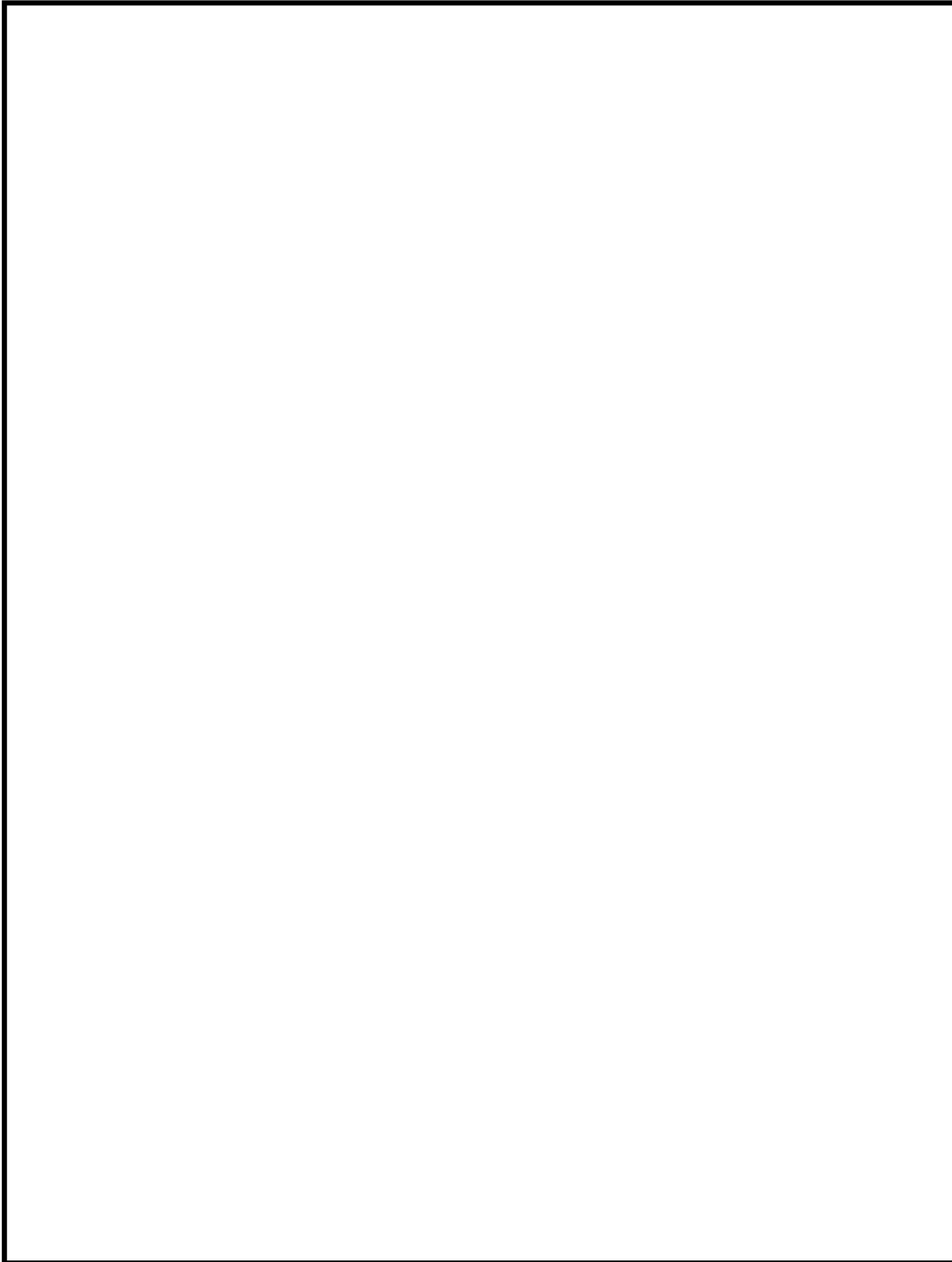


※1 水平方向1に直交する方向
 ※2 法面方向を含む
 ※3 側線長: 1m

三軸圧縮強度試験(UU試験)結果

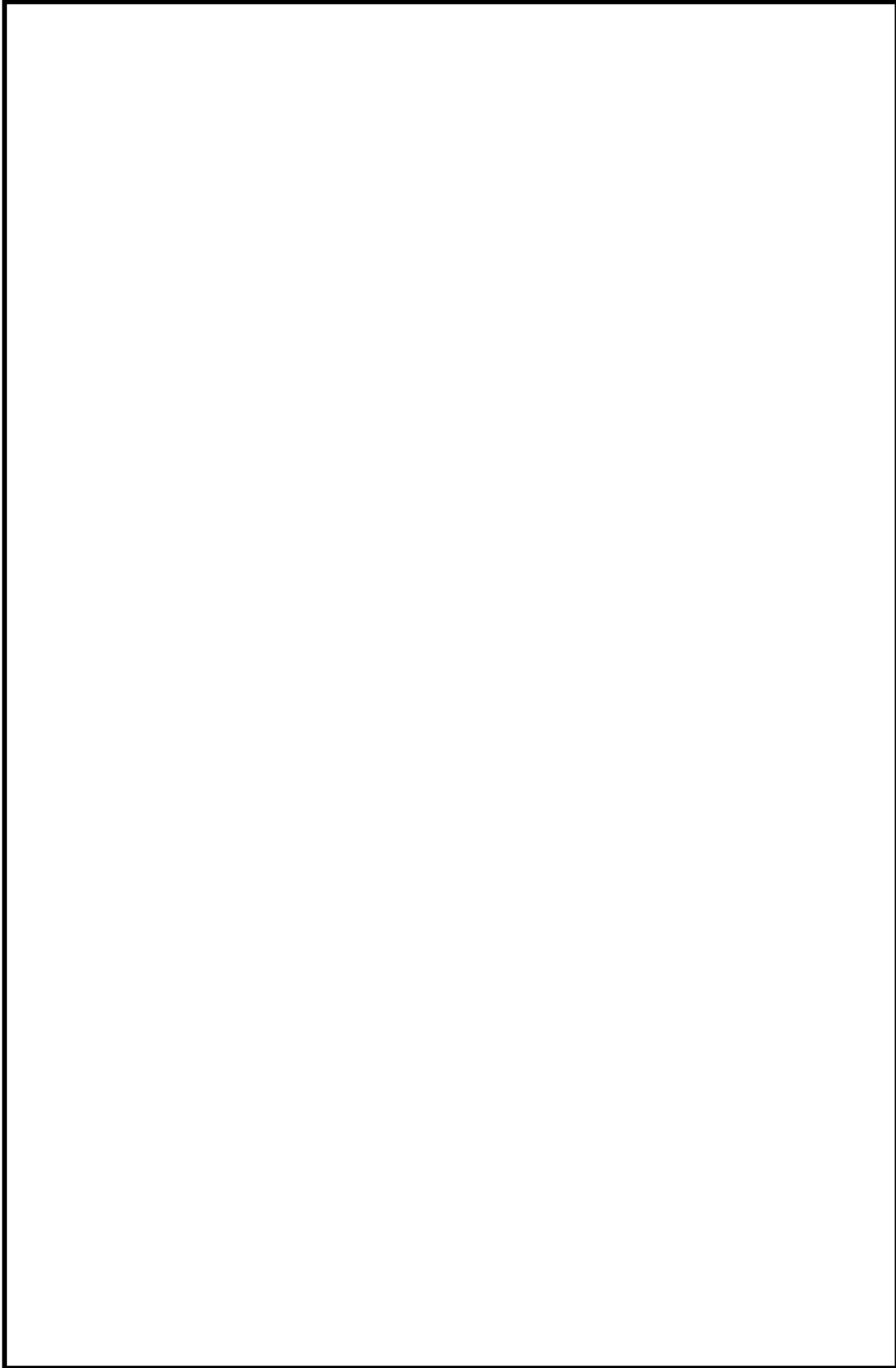
※試験体数はそれぞれ鉛直:2体、水平:1体

第 3.7.42 図 異方性の影響に関する確認結果



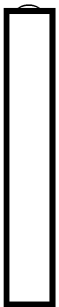
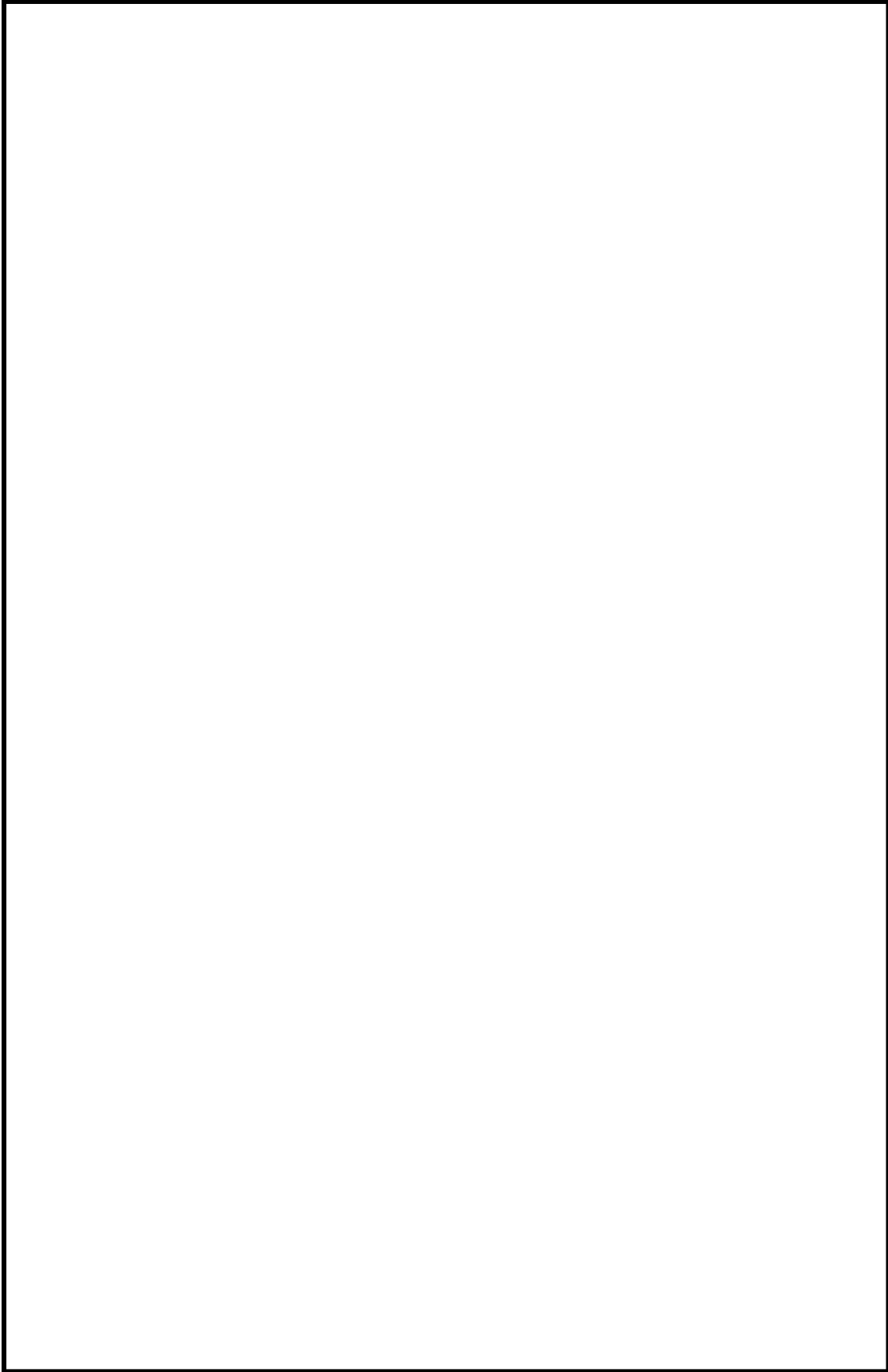
第3.8.1 図 特定重大事故等対処施設の配置及び解析断面位置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



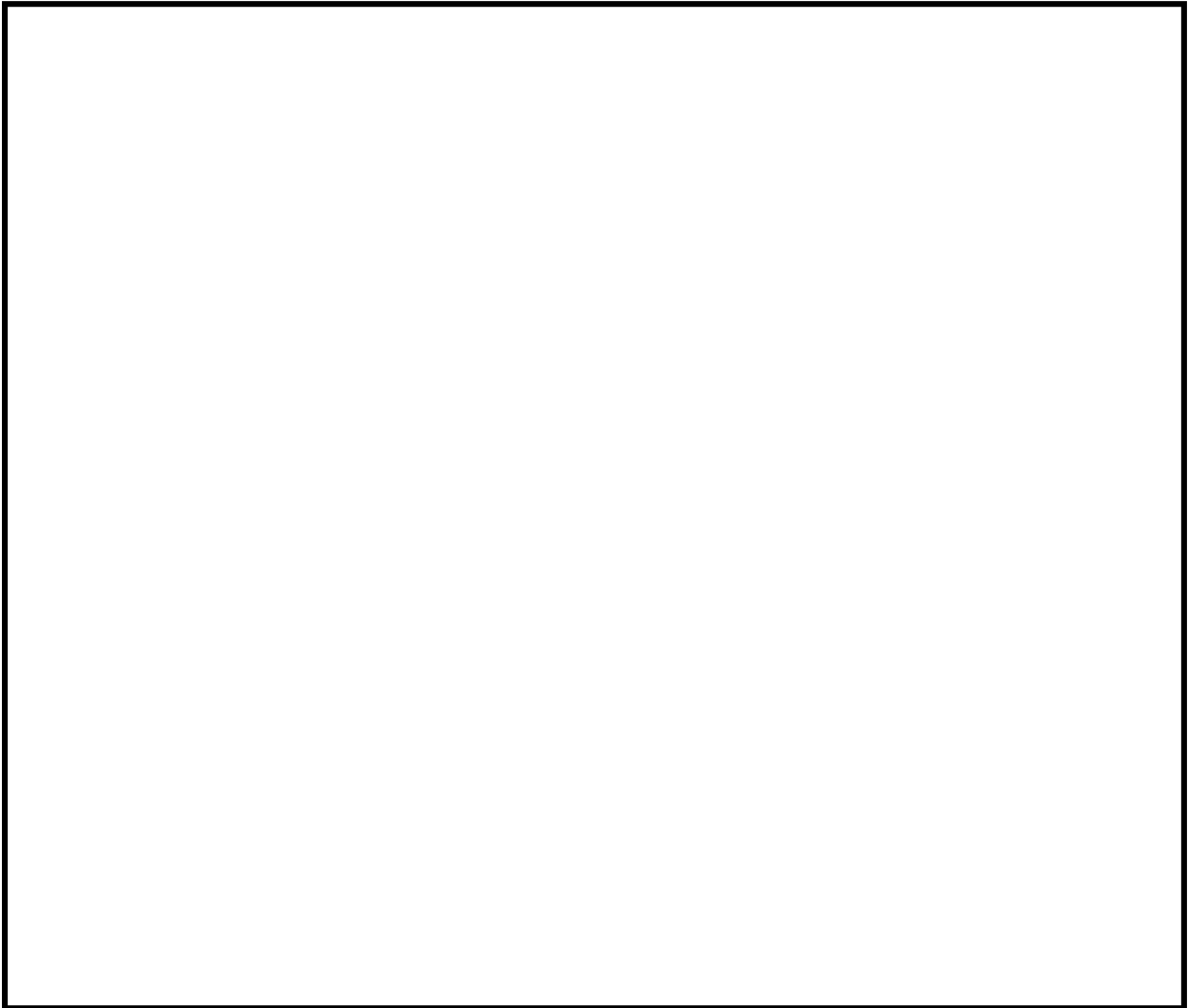
第 3.8.2 図 解析用要素分割図 (

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



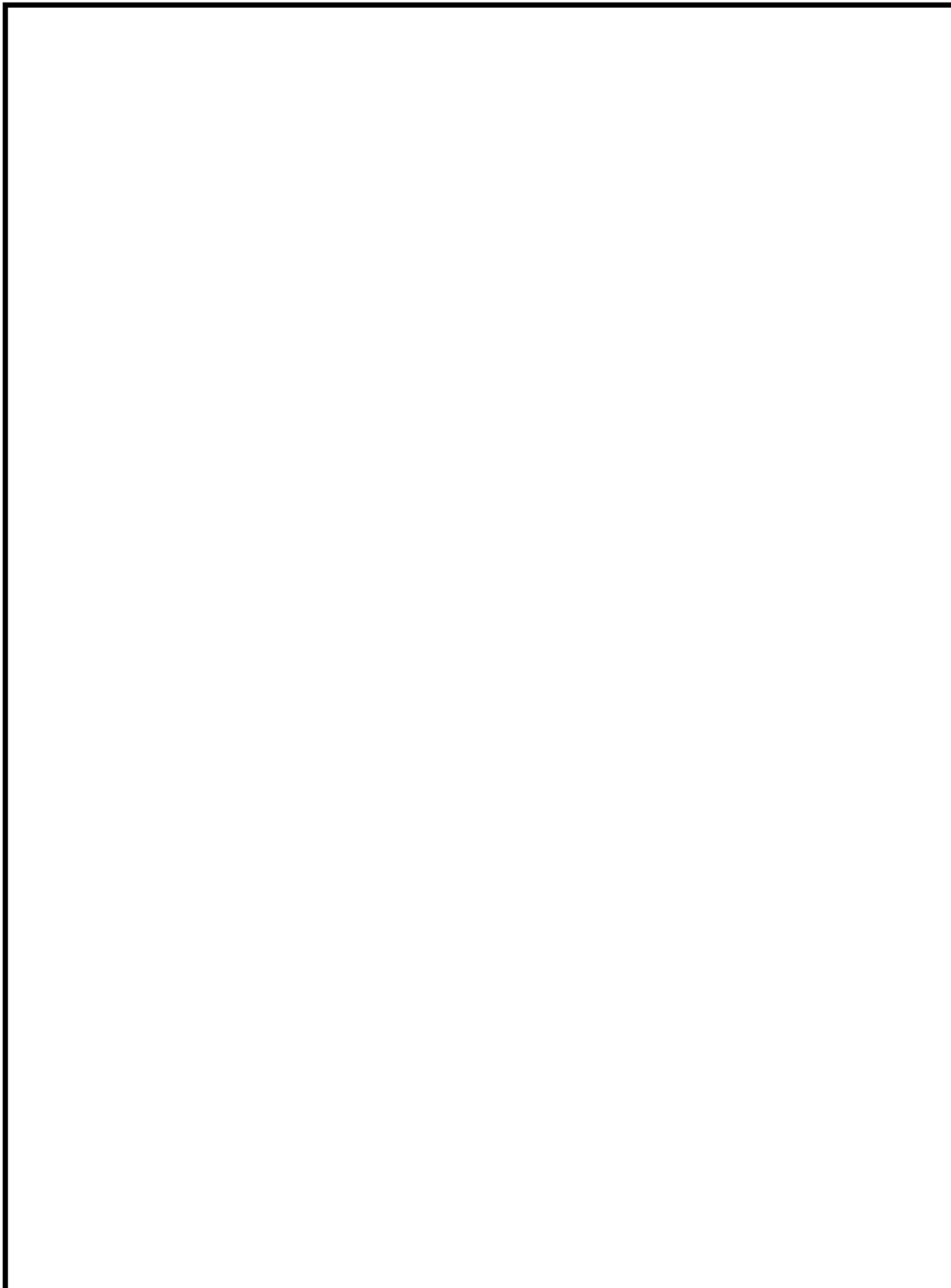
第 3.8.3 図 解析用要素分割図 (

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



第 3.8.10 図 解析用地下水位の設定方法

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



第3.8.11図 評価対象斜面及び解析断面位置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-目-1	上 4 行	<u>平成 3 1 年 1 月 1 6 日</u> 付け原規規発第 <u>1 9 0 1</u> <u>1 6 4</u> 号をもって…	<u>令和元年 1 2 月 1 1 日</u> 付け原規規発第 <u>1 9 1 2</u> <u>1 1 2</u> 号をもって…
8-目-2	上 1 行	1.2.8 発電用原子炉設置 変更許可申請…	1.2.10 発電用原子炉設置 変更許可申請…
	上 3 行	1.2.8.1 「実用発電用原子 炉	1.2.10.1 「実用発電用原 子炉

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-2	下 11 行 下 5 行～ 下 4 行	屋外の____重大事故等 対処設備・・・ ・・・設計とする。 <u>また、可 搬型重大事故等対処設備 については、____必要によ り当該設備・・・</u>	屋外の <u>常設</u> 重大事故等 対処設備・・・ ・・・設計とする。 <u>屋外の可搬型重大事故 等対処設備は、重大事故等 時における屋外の環境条 件を考慮した設計とする。</u> <u>操作は中央制御室から可 能な設計又は設置場所で 可能な設計とするか、人が 携行して使用可能な設計 とする。また、地震、積雪 及び降下火砕物による荷 重を考慮して、機能を損な うことのない設計とする</u> <u>とともに、風（台風）及び 竜巻による風荷重の影響 に対しては、位置的分散を 考慮した保管、又は風（台 風）及び竜巻による風荷重 を考慮して、機能を損なわ ない設計とする。また、必 要により当該設備・・・</u>
8-1-4	上 11 行	・・・特定重大事故等対処施 設は、「1.2.8.1「実用発 電用原子炉・・・	・・・特定重大事故等対処施 設は、「1.2.10.1「実用 発電用原子炉・・・
8-1-6	上 10 行～ 上 11 行	・・・構成する設備は、 「1.2.8.1「実用発電用原 子炉・・・	・・・構成する設備は、 「1.2.10.1「実用発電用 原子炉・・・
8-1-19	上 2 行	1.2.8 発電用原子炉設置 変更許可申請・・・	1.2.10 発電用原子炉設置 変更許可申請・・・
	下 2 行	1.2.8.1「実用発電用原子 炉及びその附属施設・・・	1.2.10.1「実用発電用原 子炉及びその附属施設・・・
8-1-31	上 4 行	・・・間接支持構造物は、 <input type="checkbox"/>	・・・間接支持構造物は、 <input type="checkbox"/>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	上 7 行		
	上 10 行～ 上 11 行		
	上 14 行～ 上 15 行		
	上 15 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-1-34	下 14 行	・・・放水路等 ____ から施設 へ・・・	・・・放水路等の <u>経路</u> から施設 へ・・・
	下 8 行～ 下 7 行		
	下 6 行～ 下 5 行		
	下 2 行		
8-1-34 ～ 8-1-35	下 1 行～ 上 1 行		
8-1-35	上 3 行～ 上 5 行		
8-1-40	下 9 行	・・・特定重大事故等対処施設は、「1.2.8.1 「実用発電用原子炉・・・	・・・特定重大事故等対処施設は、「1.2.10.1 「実用発電用原子炉・・・

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-1-42	下11行～ 下10行	・・・構成する設備は、 「1.2.8.1「実用発電用原子炉・・・	・・・構成する設備は、 「1.2.10.1「実用発電用原子炉・・・
8-1-56	上8行～ 上9行	・・・適合性については、 「1.2.8.1「実用発電用原子炉施設・・・	・・・適合性については、 「1.2.10.1「実用発電用原子炉施設・・・
8-1-57	下2行～ 下1行	・・・蓄電池（3系統目）は、 「1.2.8.1「実用発電用原子炉・・・	・・・蓄電池（3系統目）は、 「1.2.10.1「実用発電用原子炉・・・
8-1-89	下4行	・・・を行う。なお、____特定重大事故等対処施設に・・・	・・・を行う。なお、 <u>原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等は、人為的な事象であり地震との確率論的な組合せの議論は困難であるが、</u> 特定重大事故等対処施設に・・・
8-1-90	上2行	・・・する荷重と____地震力とを組み合わせない・・・	・・・する荷重と <u>基準地震動Ss</u> 又は <u>弾性設計用地震動Sd</u> に相当する地震力とを組み合わせない・・・
	上15行		
	下13行～ 下12行		
	下10行～ 下9行		
	下6行～		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	下 5 行		
	下 5 行～ 下 4 行		
8-1-91	上 4 行～ 上 6 行	<p>…確認する。</p> <p>_____</p> <p>(4) 特定重大事故等…</p>	<p>…確認する。</p> <p><u>静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</u></p> <p>(4) 特定重大事故等…</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-92	下 9 行	特定重大事故等対処施設____の耐震設計・・・	特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物の耐震設計・・・
8-1-95	上 6 行～ 上 7 行	・・・建物・構築物____については、常時作用・・・	・・・建物・構築物及び特定重大事故等対処施設を支持する建物・構築物については、常時作用・・・
	上 9 行～ 上 10 行	・・・建物・構築物____については、常時作用・・・	・・・建物・構築物及び特定重大事故等対処施設を支持する建物・構築物については、常時作用・・・
	下 11 行～ 下 10 行	・・・建物・構築物____については、常時作用・・・	・・・建物・構築物及び特定重大事故等対処施設を支持する建物・構築物については、常時作用・・・
8-1-96	上 12 行～ 上 13 行	・・・建物・構築物____については、常時作用・・・	・・・建物・構築物及び特定重大事故等対処施設を支持する建物・構築物については、常時作用・・・
8-1-100	上 4 行～ 上 11 行	・・・よいものとする。 (d) 特定重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、特定重大事故等対処施設に適用する地震力と常時作用している荷重、重大事故等（原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等を除く。）の状態で施設に作用する荷重及びその他必	・・・よいものとする。 (4) 許容限界

頁	行	補 正 前	補 正 後
		<u>要な荷重とを組み合わせる。</u> (4) 許容限界	
	下 9 行～ 下 7 行	…構成する施設の設計基準事故時の状態における長期荷重と弾性設計用地震動____による地震力との組合せ…	…構成する施設の弾性設計用地震動 Sd と重大事故等(原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等を除く。)の状態における長期的荷重との組合せ…
	下 6 行～ 下 4 行	…建物・構築物の弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力との組合せ…	…建物・構築物の基準地震動 Ss による地震力との組合せ…
8-1-102	上 13 行	…特定重大事故等対処施設の____間接支持構造物…	…特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物…
8-1-106	上 2 行～ 上 3 行	…津波監視設備として、 <u>1号炉原子炉補助建屋壁面 T.P. + 38.3m</u> 及び海水ポンプ室…	…津波監視設備として、 <u>原子炉格納施設 T.P. + 79.8m</u> 及び海水ポンプ室…
8-1-111	下 7 行～ 下 6 行	…津波監視設備として、 <u>1号炉原子炉補助建屋壁面及び海水ポンプ室に…</u>	…津波監視設備として、 <u>原子炉格納施設及び海水ポンプ室に…</u>
8-1-119	下 5 行	<u>1号炉原子炉補助建屋壁面 T.P. + 38.3m</u> 及び海水ポンプ室…	<u>原子炉格納施設 T.P. + 79.8m</u> 及び海水ポンプ室…
8-1-121	上 12 行～ 上 14 行	…電源車(緊急時対策所用)、 <u>可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶、ブルドー</u>	…電源車(緊急時対策所用)、 <u>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、空気供給装</u>

頁	行	補正前	補正後
8-1-122	上 10 行～ 上 11 行	ザ… …津波監視設備として、 <u>1号炉原子炉補助建屋壁 面及び海水ポンプ室に…</u>	置、ブルドーザ… …津波監視設備として、 <u>原子炉格納施設及び海水 ポンプ室に…</u>
	下 11 行～ 下 10 行	…電源車（緊急時対策所 用）、 <u>可搬式モニタリング ポスト、可搬型放射線計測 装置、電離箱サーベイメー タ、小型船舶、ブルドー ザ…</u>	…電源車（緊急時対策所 用）、 <u>緊急時対策所非常用 空気浄化ファン、緊急時対 策所非常用空気浄化フィ ルタユニット、空気供給装 置、ブルドーザ…</u>
8-1-123	上 4 行～ 上 6 行	…電源車（緊急時対策所 用）、 <u>可搬式モニタリング ポスト、可搬型放射線計測 装置、電離箱サーベイメー タ、小型船舶、ブルドー ザ…</u>	…電源車（緊急時対策所 用）、 <u>緊急時対策所非常用 空気浄化ファン、緊急時対 策所非常用空気浄化フィ ルタユニット、空気供給装 置、ブルドーザ…</u>
8-1-124	下 10 行～ 下 8 行		
	下 7 行～ 下 6 行		
	下 3 行		
	下 1 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-1-125	上2行～ 上4行		
	下13行～ 下12行	<p>…津波監視設備として、 <u>1号炉原子炉補助建屋壁面及び海水ポンプ室…</u></p>	<p>…津波監視設備として、 <u>原子炉格納施設及び海水ポンプ室…</u></p>
8-1-189 ～ 8-1-190	下1行～ 上6行	<p>…選定する。 <u>(b) 緊急時対策所</u> <u>緊急時対策所は、常駐する運転員等によって、早期の火災感知が可能であり、火災発生時の煙が充満する前に、消火可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。</u> (3) 火災発生時…</p>	<p>…選定する。 (3) 火災発生時…</p>
8-1-192	下7行～ 下3行	<p>…設置する。 <u>j. 緊急時対策所</u> <u>緊急時対策所には、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。</u></p> <p>1.7.2.3.2.2 消火用水供給系…</p>	<p>…設置する。</p> <p>1.7.2.3.2.2 消火用水供給系…</p>
8-1-204	下1行	<p>特定重大事故等対処施設____は、落雷による火災発生…</p>	<p>特定重大事故等対処施設を設置する建屋等は、落雷による火災発生…</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-208	下 13 行～ 下 12 行	<p>…防止する設計とする。</p> <p>_____</p> <p>1.7.3.3.1.3 火災受信機盤</p>	<p>…防止する設計とする。</p> <p><u>多目的貯水槽エリアは、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>(1) 多目的貯水槽エリア</u></p> <p><u>多目的貯水槽内は水で満たされていること、多目的貯水槽エリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</u></p> <p><u>したがって、多目的貯水槽エリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</u></p> <p>1.7.3.3.1.3 火災受信機盤</p>
8-1-210	上 9 行～ 上 10 行	<p>…場所として選定する。</p> <p>_____</p> <p>(3) 火災発生時の…</p>	<p>…場所として選定する。</p> <p><u>c. 多目的貯水槽エリア</u></p> <p><u>多目的貯水槽内は水で満たされていること、多目的貯水槽エリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはないため、消火活動が困難とならない場所として選定する。</u></p> <p>(3) 火災発生時の…</p>
8-1-211	下 9 行～ 下 8 行	<p>…消火を行う設計とする。</p> <p>_____</p> <p>1.7.3.3.2.2 消火用水供給系…</p>	<p>…消火を行う設計とする。</p> <p><u>c. 多目的貯水槽エリア</u></p> <p><u>多目的貯水槽内は水で満たされていること、多目的貯水槽エリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<p><u>したがって、多目的貯水槽エリアは、消火設備を設置しない設計とする。</u></p> <p>1.7.3.3.2.2 消火用水供給系・・・</p>
8-1-235		第 1.1.7.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等 (18/25)	別紙 8-1-1 に変更する。
8-1-242		第 1.5.1 表 クラス別施設 (7/7)	別紙 8-1-2 に変更する。
8-1-249		第 1.6.1.5 表 津波防護対象範囲の分類	別紙 8-1-3 に変更する。
8-1-298		第 1.6.1.6 図 敷地の特性に応じた津波防護の概要	別紙 8-1-4 に変更する。
8-1-303		第 1.6.2.1 図 重大事故等対処施設の津波防護対象範囲	別紙 8-1-5 に変更する。
8-1-304		第 1.6.3.1 図 特定重大事故等対処施設の津波防護対象範囲	別紙 8-1-6 に変更する。

第 1.1.7.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等(18/25)

第57条 電源設備

設備(既設+新設)	系統機能	代替する機能を有する設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
空冷式非常用発電装置	代替電源(交流)からの給電	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
燃料油貯蔵タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
重油タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
タンクローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
ディーゼル発電機(他号炉)				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
燃料油貯蔵タンク(他号炉)				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
重油タンク(他号炉)				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
電源車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
蓄電池(安全防護系用)				代替電源(直流)からの給電	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	S
蓄電池(3系統目)	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-			
可搬式整流器	代替電源(直流)からの給電	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)、 蓄電池(安全防護系用)(枯渇)	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
空冷式非常用発電装置				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
燃料油貯蔵タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
重油タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
タンクローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
ディーゼル発電機(他号炉)				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
燃料油貯蔵タンク(他号炉)				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
重油タンク(他号炉)				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
電源車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
空冷式非常用発電装置	代替所内電気設備による(交流、直流)給電	所内電気設備	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
燃料油貯蔵タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
重油タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
タンクローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
代替所内電気設備分電盤				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
代替所内電気設備変圧器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
可搬式整流器				可搬	可搬型重大事故等対処設備	-
ディーゼル発電機				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
燃料油貯蔵タンク	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-			
重油タンク	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-			
タンクローリー	可搬	可搬型重大事故等対処設備	-			

((1/25) ~ (17/25) 及び (19/25) ~ (25/25) は変更前の記載に同じ。)

第 1.5.1 表 クラス別施設(7/7)

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用地 震動 (注6)
C	q. 放射線安全に関係 しない施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・タービン設備 ・原子炉補機冷却系 ・補助ボイラ及び補助蒸気系 ・消火設備 ・主発電機・変圧器 ・空調設備 ・蒸気発生器ブローダウン系 ・所内用空気系 ・格納容器ポーラクレーン ・緊急時対策所 ・その他 	C C C C C C C C C C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・タービン建屋 ・原子炉格納施設 ・原子炉補助建屋 (原子炉周辺建屋、制御建屋、廃棄物処理建屋) ・内部コンクリート ・補助ボイラ建屋 ・緊急時対策所建屋 	S _c S _c S _c S _c S _c S _c

(注1)主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(注2)補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

(注3)直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。

(注4)間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物、構築物）をいう。

(注5)波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって耐震重要施設に波及的影響を及ぼすおそれがある施設をいう。

(注6)Ss:基準地震動Ssにより定まる地震力

S_B:耐震Bクラス施設に適用される地震力

S_c:耐震Cクラス施設に適用される静的地震力

((1/7)~(6/7)は変更前の記載と同じ。)

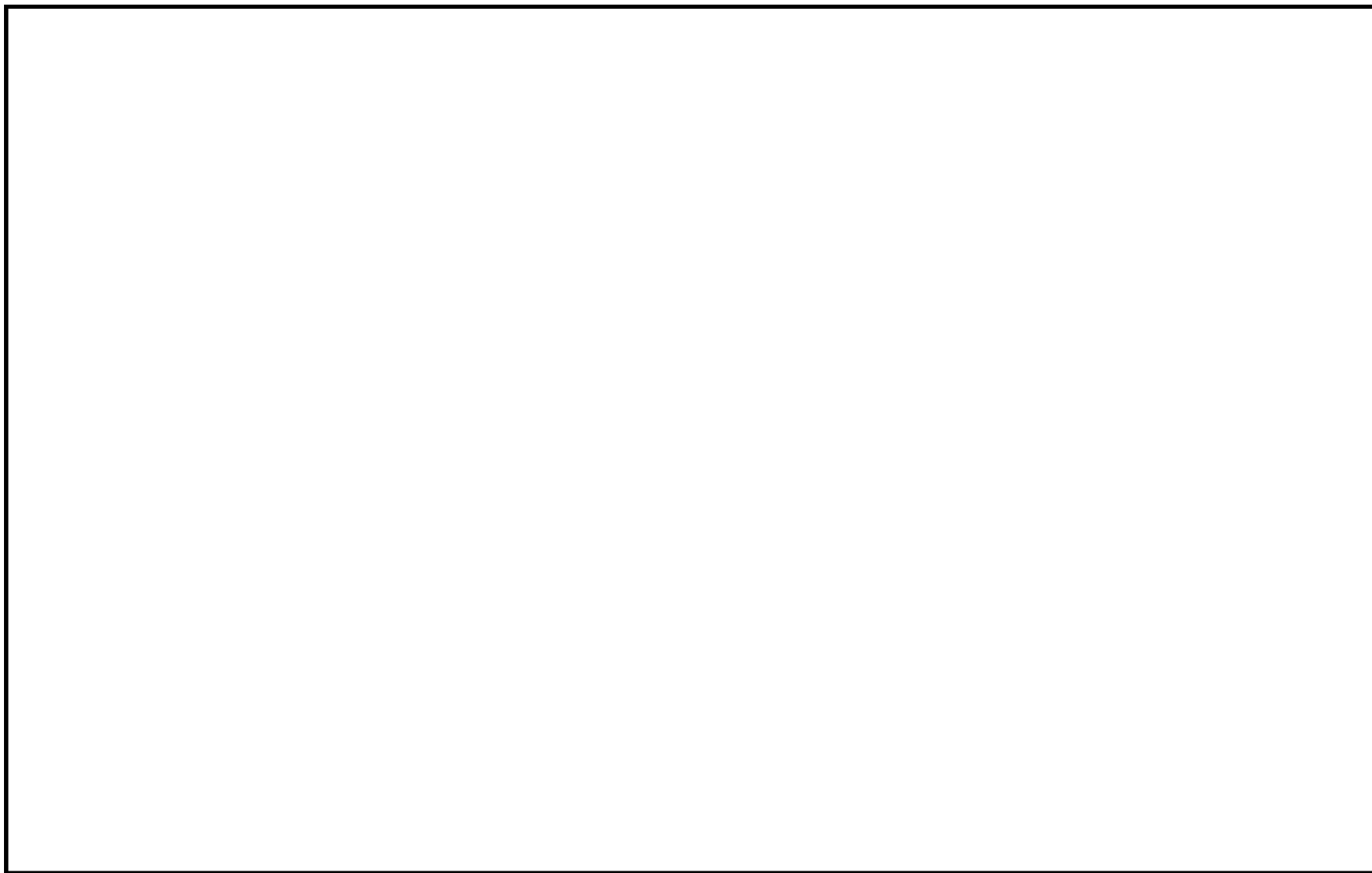
第 1.6.1.5 表 津波防護対象範囲の分類

津波防護対象範囲	説明	対象
(1)設計基準対象施設の津波防護対象範囲（重大事故等対処施設含む）	重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画と設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が同一範囲	原子炉格納施設、原子炉補助建屋（原子炉周辺建屋、制御建屋、廃棄物処理建屋）、燃料油貯蔵タンク、海水ポンプ室、重油タンク、海水管トンネル、海水管トレンチ
(2)可搬型重大事故等対処設備の津波防護対象範囲	(1)を除く可搬型重大事故等対処設備を内包する建屋及び区画	泡混合器、仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、軽油ドラム缶、送水車、シルトフェンス、スプレイヘッド、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）、タンクローリー、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、ブルドーザ及び放水砲
(3)重大事故等対処施設のための津波防護対象範囲	(1)(2)を除く重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	空冷式非常用発電装置、緊急時対策所、蓄電池（3系統目）
(4)津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備	津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、入力津波に対して機能を保持できることが必要	防護壁、貯水堰、海水ポンプエリア浸水防止蓋、止水壁、津波監視カメラ、潮位計



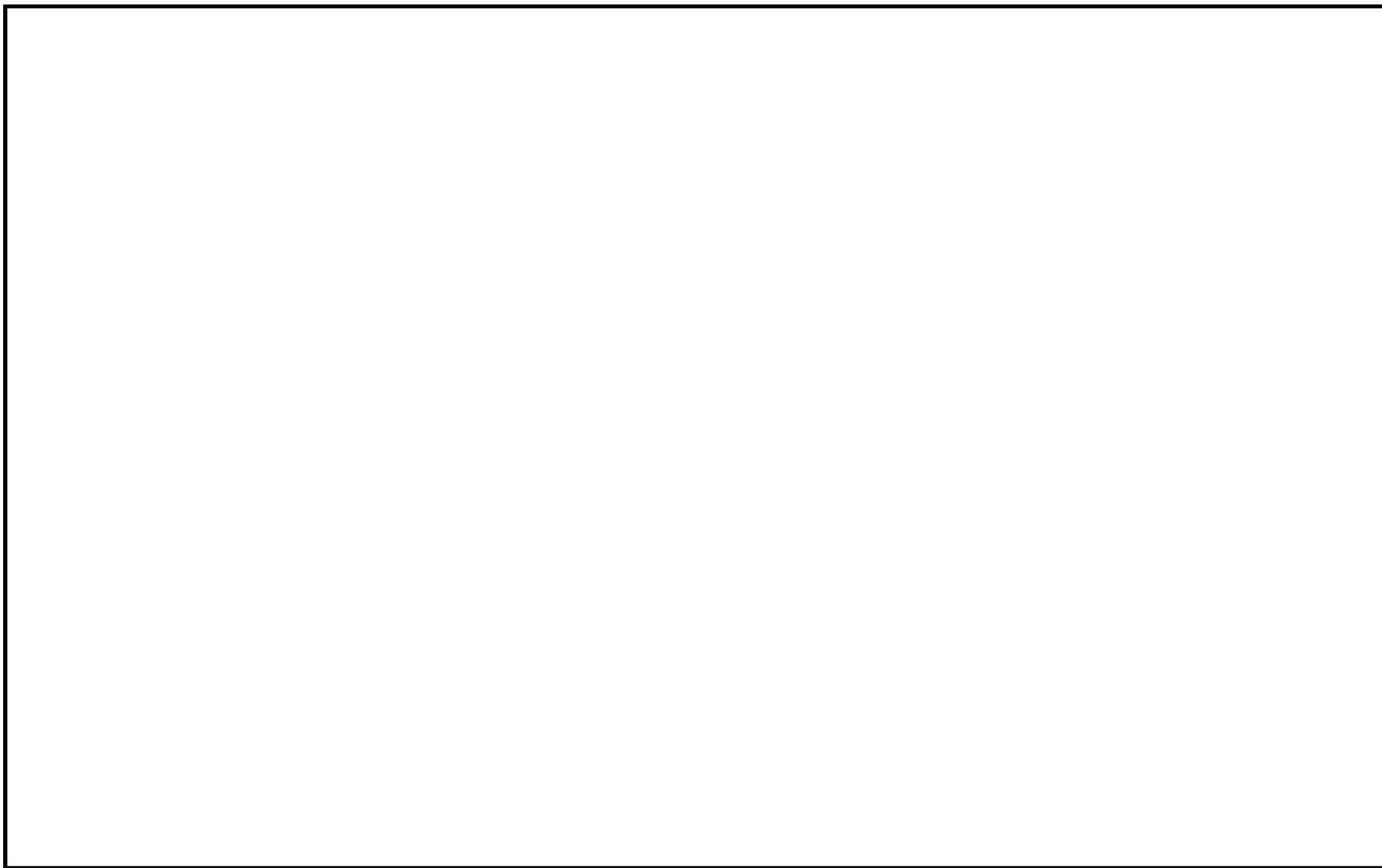
第 1.6.1.6 図 敷地の特性に応じた津波防護の概要

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.6.2.1 図 重大事故等対処施設の津波防護対象範囲

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.6.3.1 図 特定重大事故等対処施設の津波防護対象範囲

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-2-1	下 3 行～ 下 2 行	<div data-bbox="593 309 999 405" style="border: 1px solid black; height: 43px; width: 254px;"></div> 2. 6. 3. 2 <div data-bbox="732 434 944 483" style="border: 1px solid black; width: 133px; height: 22px;"></div>	<div data-bbox="1010 309 1415 701" style="border: 1px solid black; height: 175px; width: 254px;"></div> 2. 6. 3. 2 <div data-bbox="1145 725 1358 775" style="border: 1px solid black; width: 133px; height: 22px;"></div>


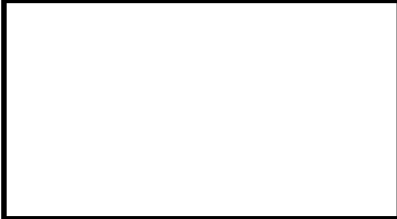



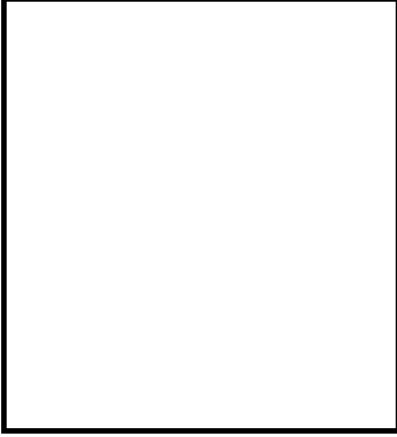
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-10-52	下2行		
8-10-53	上2行		
	上5行		
	上7行		
	上10行～ 上12行		
8-10-59	上14行～ 上15行		
	下14行～ 下13行		
8-10-63	上4行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-10-68	上 5 行		
	下 4 行		
8-10-70	上 1 行～ 上 2 行		
	上 11 行～ 上 12 行		
8-10-78	下 13 行		
	下 8 行		
8-10-79	上 5 行		
	上 10 行		
8-10-82	上 10 行～ 上 11 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

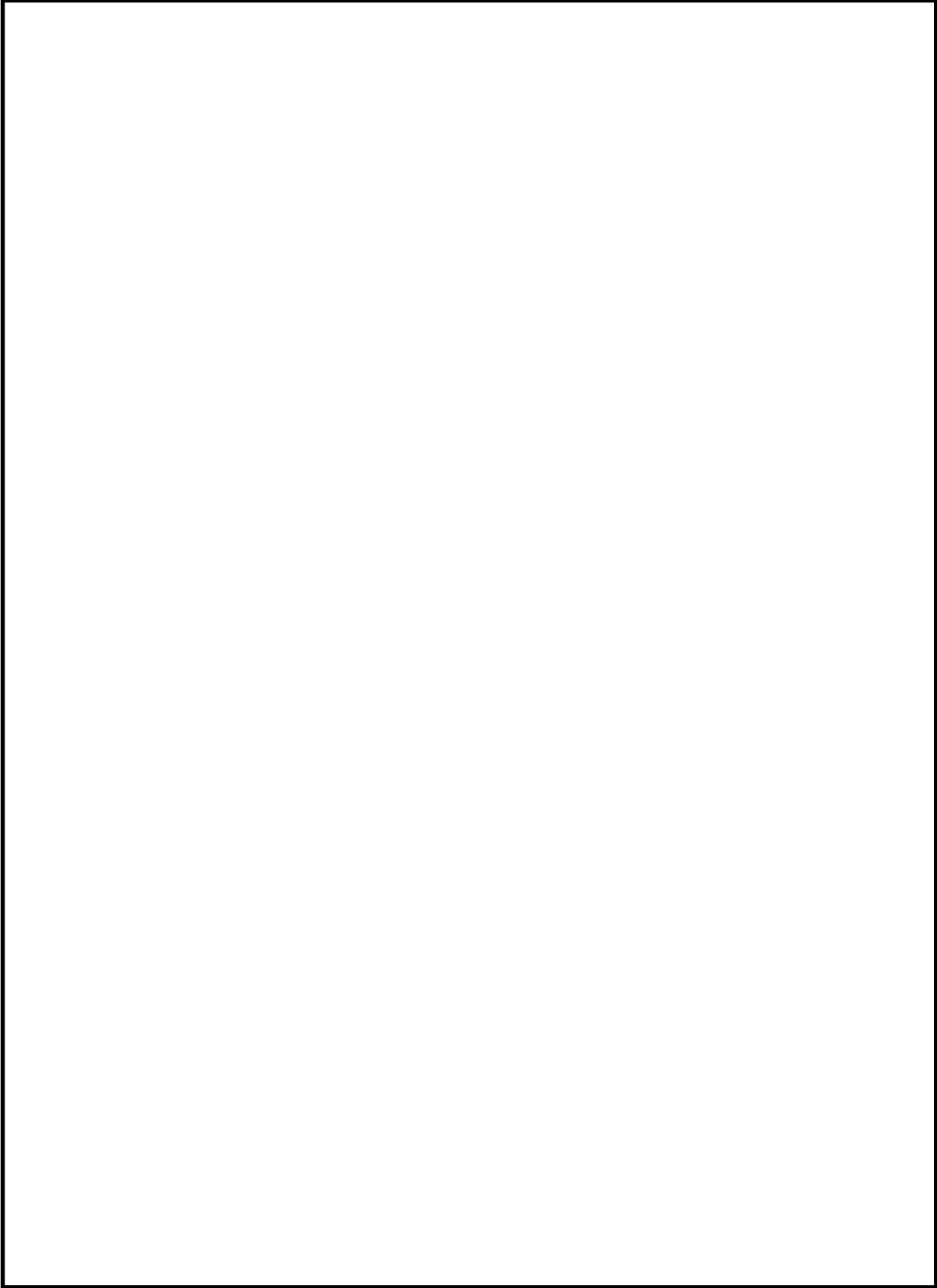
頁	行	補 正 前	補 正 後
8-10-103	下 9 行		
8-10-105	上 1 行～ 上 2 行		
8-10-128	上 5 行～ 上 8 行		
8-10-167		第 10.13.8.1 表 電源設備の設備仕様	別紙 8-10-1 に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

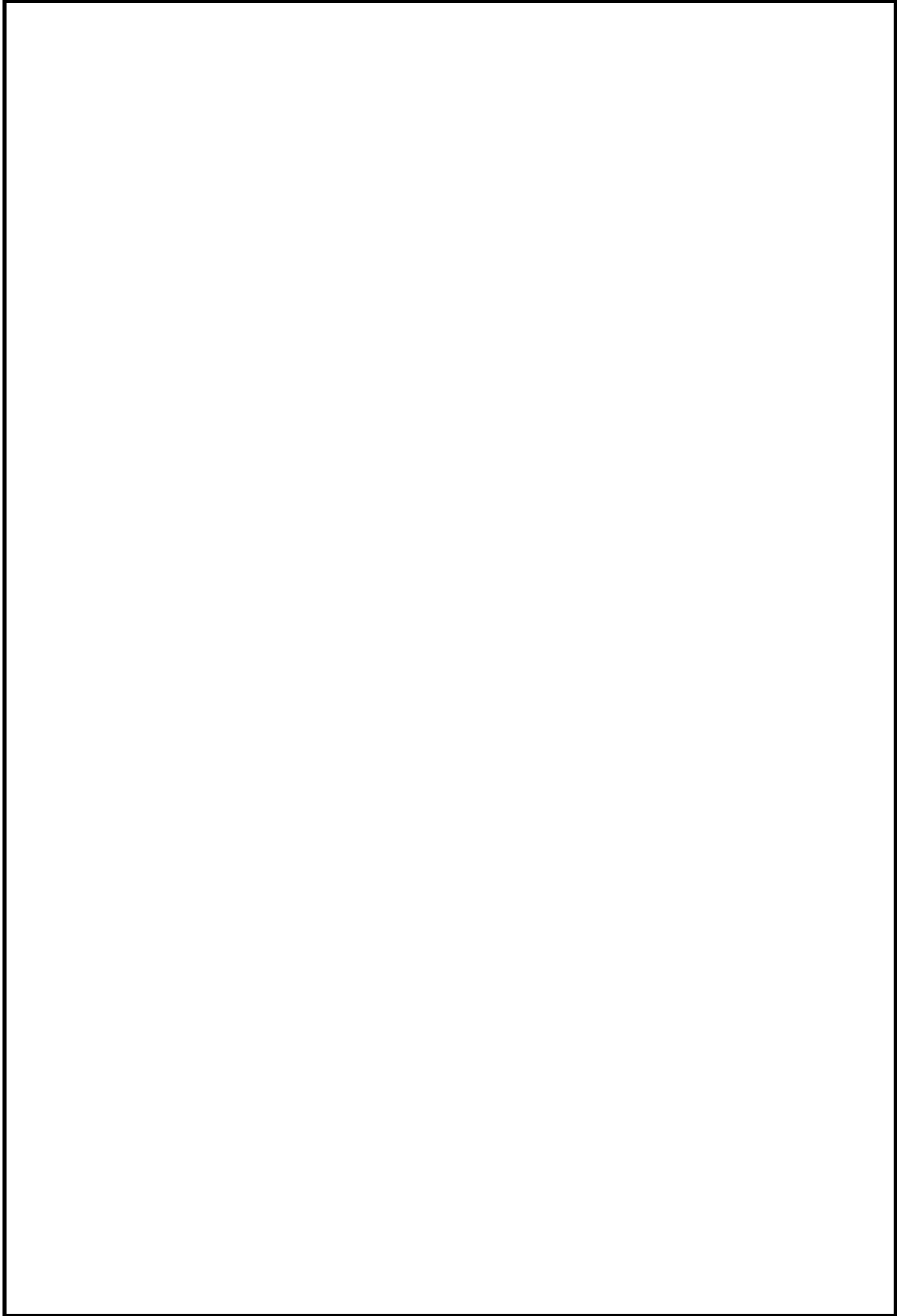
第 10.13.8.1 表 電源設備の設備仕様

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付書類十の一部補正

添付書類十を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
10-目-1	上6行	<u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901</u> <u>164</u> 号をもって…	<u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912</u> <u>112</u> 号をもって…

頁	行	補 正 前	補 正 後
10-5-4	下 7 行～ 下 6 行	f. <u>前兆事象として把握</u> <u>ができるか、原子炉補助建</u> <u>屋等への大型航空機の衝</u> <u>突その他のテロリズム</u> _ _により想定される…	f. 原子炉補助建屋等へ の大型航空機の衝突その 他のテロリズムの <u>前兆事</u> <u>象を把握</u> ができるか、それ により想定…
10-5-5	上 1 行	…発生した場合____、原 則として…	…発生した場合又は発生 するおそれがあると原子 力防災管理者又は当直課 長が判断した場合、原則と して…
10-5-6	下 14 行～ 下 13 行	…「添付書類八 1.7.1.2 火災発生防止」に示す。	…「添付書類八 1.7.3.2 火災発生防止」に示す。
	下 6 行	…除去可能なブルドーザ <u>及び油圧ショベル</u> を保管 し、それらを…	…除去可能なブルドーザ を保管し、それらを…
10-5-7	下 10 行	…重大事故等が____発生 するおそれが…	…重大事故等が発生した 場合又は発生するおそれ が…
10-5-15	上 9 行～ 上 10 行	発電所対策本部は、 <u>3号</u> <u>炉及び4号炉</u> の同時被災 の場合において、____本 部長の指示…	発電所対策本部は、 <u>複数</u> <u>号炉</u> の同時被災の場合に おいて、 <u>発電所対策本部長</u> の指示…
	上 12 行～ 上 13 行	…実施する。 ____ 特重施設要員…	…実施する。 また、 <u>発電所対策本部長</u> <u>の指示により3号炉及び</u> <u>4号炉ごとに指名された</u> <u>指揮者は、特重施設指揮者</u> <u>として、特重施設要員に指</u> <u>示を行い、特定重大事故対</u> <u>処施設による対応を実施</u> <u>する。</u> 特重施設要員…
	上 13 行～	…常時確保し、 <u>3号炉及</u> <u>び4号炉</u> の同時被災が発	…常時確保し、 <u>複数号炉</u> の同時被災が発生…

頁	行	補正前	補正後
	上14行	生…	
10-5-15 ～ 10-5-16	下1行～ 上1行	…必要な要員を、計 <u>74</u> 名 (3号炉及び4号炉…	…必要な要員を、計 <u>68</u> 名 (3号炉及び4号炉…
10-5-16	上1行～ 上2行	…装荷されていない場合は計 <u>67</u> 名、3号炉及び4号炉…	…装荷されていない場合は計 <u>61</u> 名、3号炉及び4号炉…
	上3行	…装荷されていない場合は計 <u>60</u> 名) を確保し…	…装荷されていない場合は計 <u>54</u> 名) を確保し…
	上4行	…合わせて合計 <input type="text"/> (3号炉及び4号炉…	…合わせて合計 <input type="text"/> (3号炉及び4号炉…
	上5行～ 上6行	…装荷されていない場合は合計 <input type="text"/> 、3号炉及び4号炉…	…装荷されていない場合は合計 <input type="text"/> 、3号炉及び4号炉…
	上6行～ 上7行	…装荷されていない場合は合計 <input type="text"/>) を確保する。 「5.1.4(3)体制の整備」…	…装荷されていない場合は合計 <input type="text"/>) を確保する。 <u>ただし、緊急時対策所建屋内に緊急時対策所を設置するまでは、重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における必要な要員を、計 70 名 (3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計 63 名、3号炉及び4号炉両方共に原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計 56 名) を確保し、特重施設要員と合わせて合計 <input type="text"/> <input type="text"/> (3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃</u>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
10-5-29			料が装荷されていない場合は合計 <input type="text"/> 、3号炉及び4号炉両方共に原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は合計 <input type="text"/> を確保する。「5.1.4(3)体制の整備」・・・
	上15行～ 下13行	・・・装荷されていない場合は8名)、 <u>1号炉及び2号炉の運転員10名(3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は6名)</u> 、運転支援活動・・・	・・・装荷されていない場合は8名)、運転支援活動・・・
	下12行～ 下11行	・・・緊急安全対策要員 <u>36名(3号炉及び4号炉・・・</u>	・・・緊急安全対策要員 <u>40名(3号炉及び4号炉・・・</u>
	下10行	・・・燃料が装荷されていない場合は <u>33名</u> 、3号炉及び4号炉・・・	・・・燃料が装荷されていない場合は <u>35名</u> 、3号炉及び4号炉・・・
	下9行～ 下8行	・・・装荷されていない場合は30名)の計 <u>64名</u> (3号炉及び4号炉・・・	・・・装荷されていない場合は30名)の計 <u>58名</u> (3号炉及び4号炉・・・
	下8行～ 下7行	・・・装荷されていない場合は <u>57名</u> 、3号炉及び4号炉・・・	・・・装荷されていない場合は <u>51名</u> 、3号炉及び4号炉・・・
	下7行～ 下6行	・・・装荷されていない場合は <u>50名</u>)並びに被災後・・・	・・・装荷されていない場合は <u>44名</u>)並びに被災後・・・
	下4行	・・・「召集要員」という。)の合計 <u>74名</u> (3号炉及び4号炉・・・	・・・「召集要員」という。)の合計 <u>68名</u> (3号炉及び4号炉・・・

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
10-5-29 ～ 10-5-30	下3行～ 下2行	…装荷されていない場合は <u>67</u> 名、3号炉及び4号炉…	…装荷されていない場合は <u>61</u> 名、3号炉及び4号炉…
	下2行～ 上1行	<p>…装荷されていない場合は<u>60</u>名)を確保する。</p> <p>— なお、号炉ごとの指揮者は…</p>	<p>…装荷されていない場合は<u>54</u>名)を確保する。</p> <p><u>なお、上記とは別に1号炉及び2号炉の対応を行う1号炉及び2号炉の運転員4名を確保する。</u></p> <p><u>ただし、緊急時対策所建屋内に緊急時対策所を設置するまでは、重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における必要な要員は、原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者、号炉ごとの指揮を行うユニット指揮者、通報連絡を行う通報連絡者並びに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員6名、運転操作指揮を行う当直課長及び当直主任、運転操作対応を行う運転員12名(3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は10名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名)、1号炉及び2号炉の運転員2名、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動及びガレ</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
10-5-30	上 2 行～ 上 7 行	<p>…現場の指揮を行う。 <u>1号炉及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提に、1号炉及び2号炉の運転員10名のうち、4名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は2名）が3号炉及び4号炉現場作業応援を行う。</u></p>	<p><u>キ除去活動を行う緊急安全対策要員40名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は35名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は30名）の計60名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は53名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は46名）並びに召集要員10名の合計70名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は63名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は56名）を確保する。</u> <u>なお、上記とは別に1号炉及び2号炉の対応を行う1号炉及び2号炉の運転員4名を確保する。</u> <u>なお、号炉ごとの指揮者は…</u></p> <p>…現場の指揮を行う。 また、火災発生時…</p>

頁	行	補正前	補正後
10-5-36 ～ 10-5-37	下1行～ 上1行	また、火災発生時… …重大事故等対策要員 <u>64</u> 名（3号炉及び4号炉…	…重大事故等対策要員 <u>58</u> 名（3号炉及び4号炉…
10-5-37	上2行	…装荷されていない場合は <u>57</u> 名、3号炉及び4号炉…	…装荷されていない場合は <u>51</u> 名、3号炉及び4号炉…
	上3行	…装荷されていない場合は <u>50</u> 名) を確保し…	…装荷されていない場合は <u>44</u> 名) を確保し…
	上5行～ 上6行	…体制を整備する。 さらに、発電所構内…	…体制を整備する。 <u>なお、上記とは別に1号炉及び2号炉の対応を行う1号炉及び2号炉の運転員4名を確保する。</u> <u>ただし、緊急時対策所建屋内に緊急時対策所を設置するまでは、重大事故等及び大規模損壊のような原子力災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における時間外、休日(夜間)においても発電所内に消火活動要員7名を含む重大事故等対策要員60名(3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は53名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は46名)を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室(運転員(当直員)を含む。)が機能しない場合に</u>

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<p><u>おいても、対応できるよう体制を整備する。</u></p> <p><u>なお、上記とは別に1号炉及び2号炉の対応を行う1号炉及び2号炉の運転員4名を確保する。</u></p> <p>さらに、発電所構内…</p>
10-5-53		第5.2.2.2表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (1/11)	別紙10-5-1に変更する。
10-5-54 ～ 10-5-55		第5.2.2.2表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (2/11)	別紙10-5-2に変更する。
10-5-56 ～ 10-5-57		第5.2.2.2表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (3/11)	別紙10-5-3に変更する。
10-5-60 ～ 10-5-62		第5.2.2.2表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (6/11)	別紙10-5-4に変更する。
10-5-63 ～ 10-5-64		第5.2.2.2表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (7/11)	別紙10-5-5に変更する。
10-5-65		第5.2.2.2表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (8/11)	別紙10-5-6に変更する。
10-5-66		第5.2.2.2表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (9/11)	別紙10-5-7に変更する。
10-5-67		第5.2.2.2表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (10/11)	別紙10-5-8に変更する。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (1/11)

a. 特定重大事故等対処施設の準備操作の手順

--

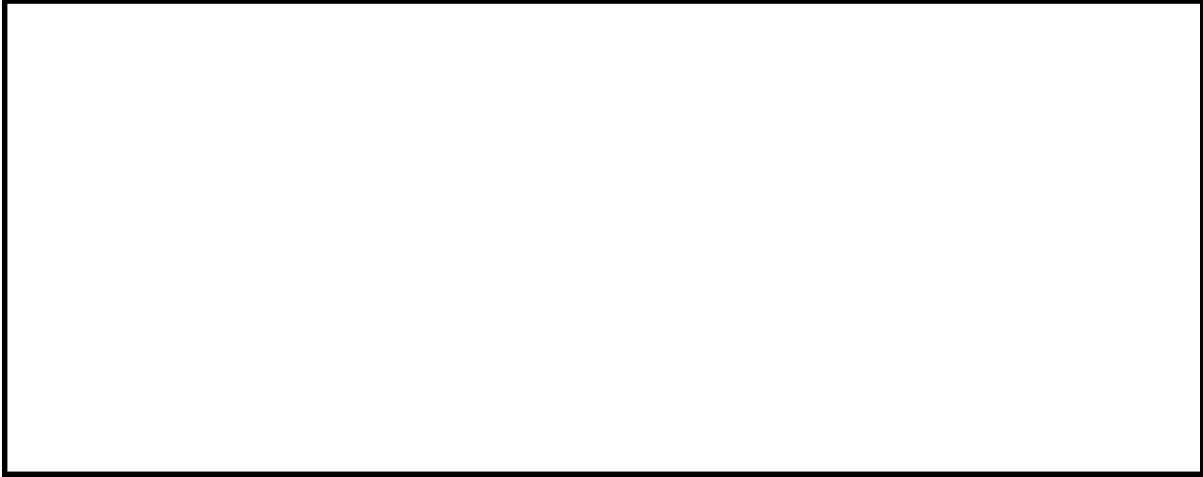
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (2/11)

b. 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作の手順

--

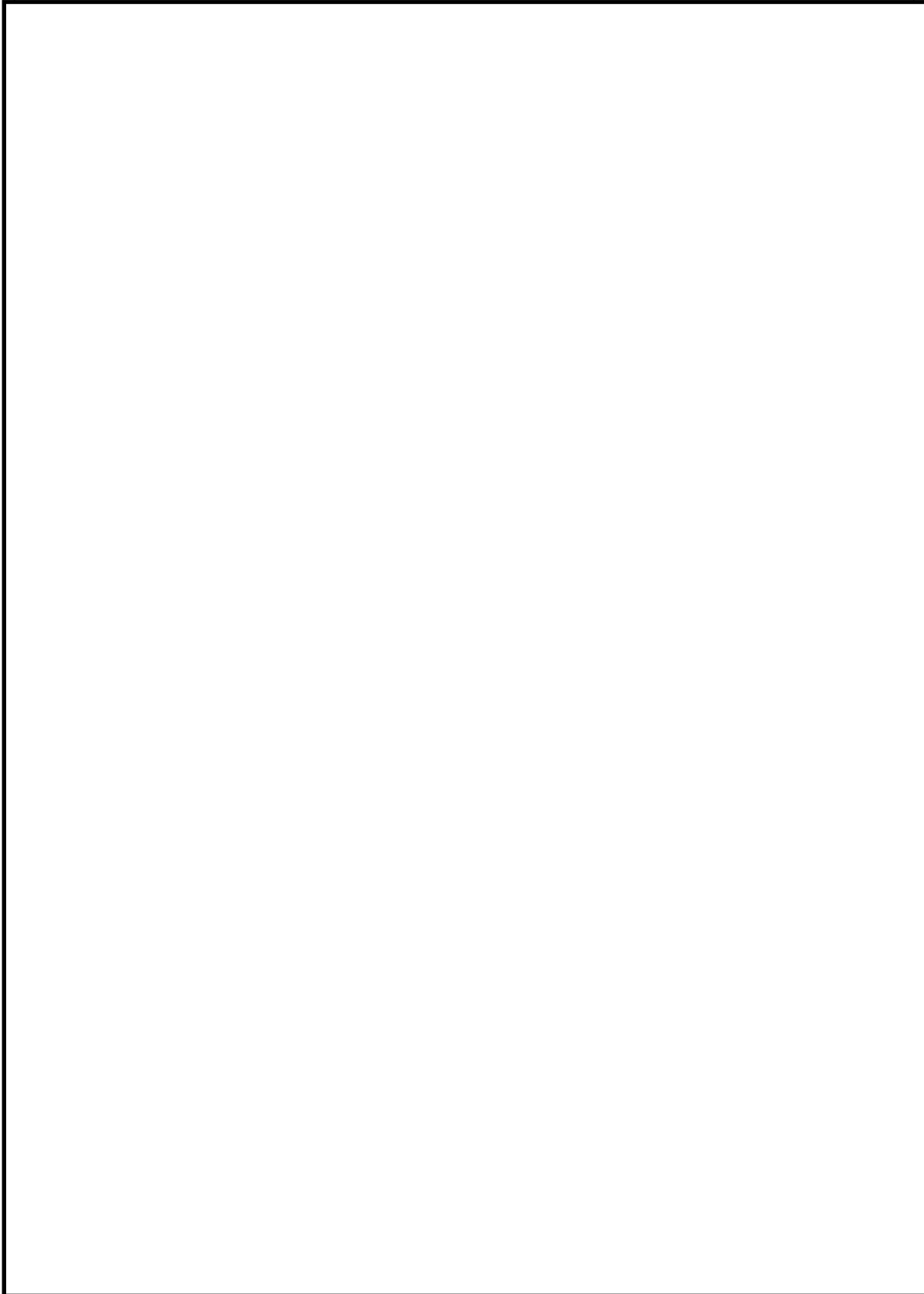
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



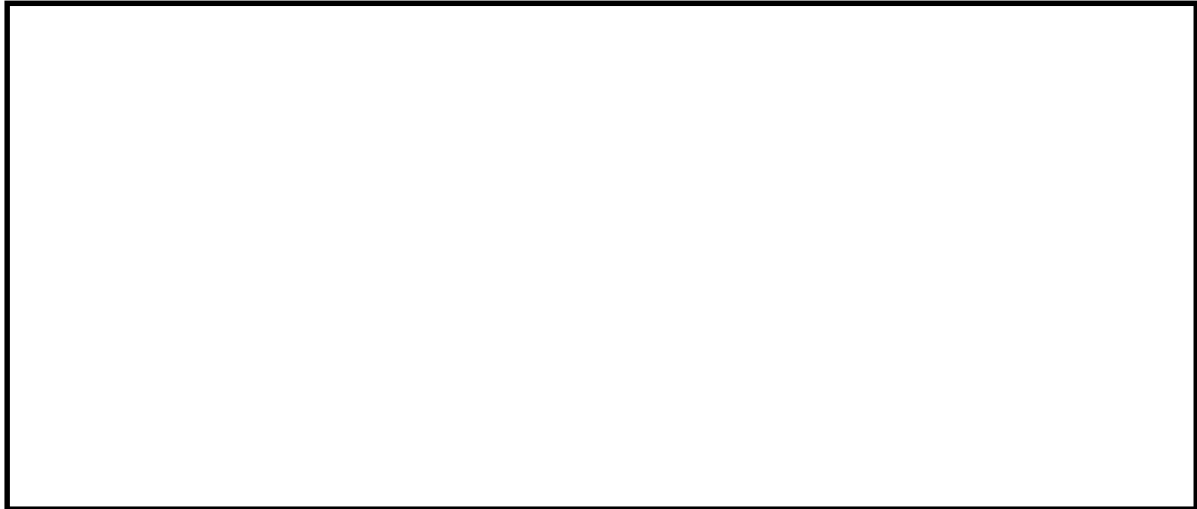
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (3/11)

c. 炉内の溶融炉心の冷却の手順



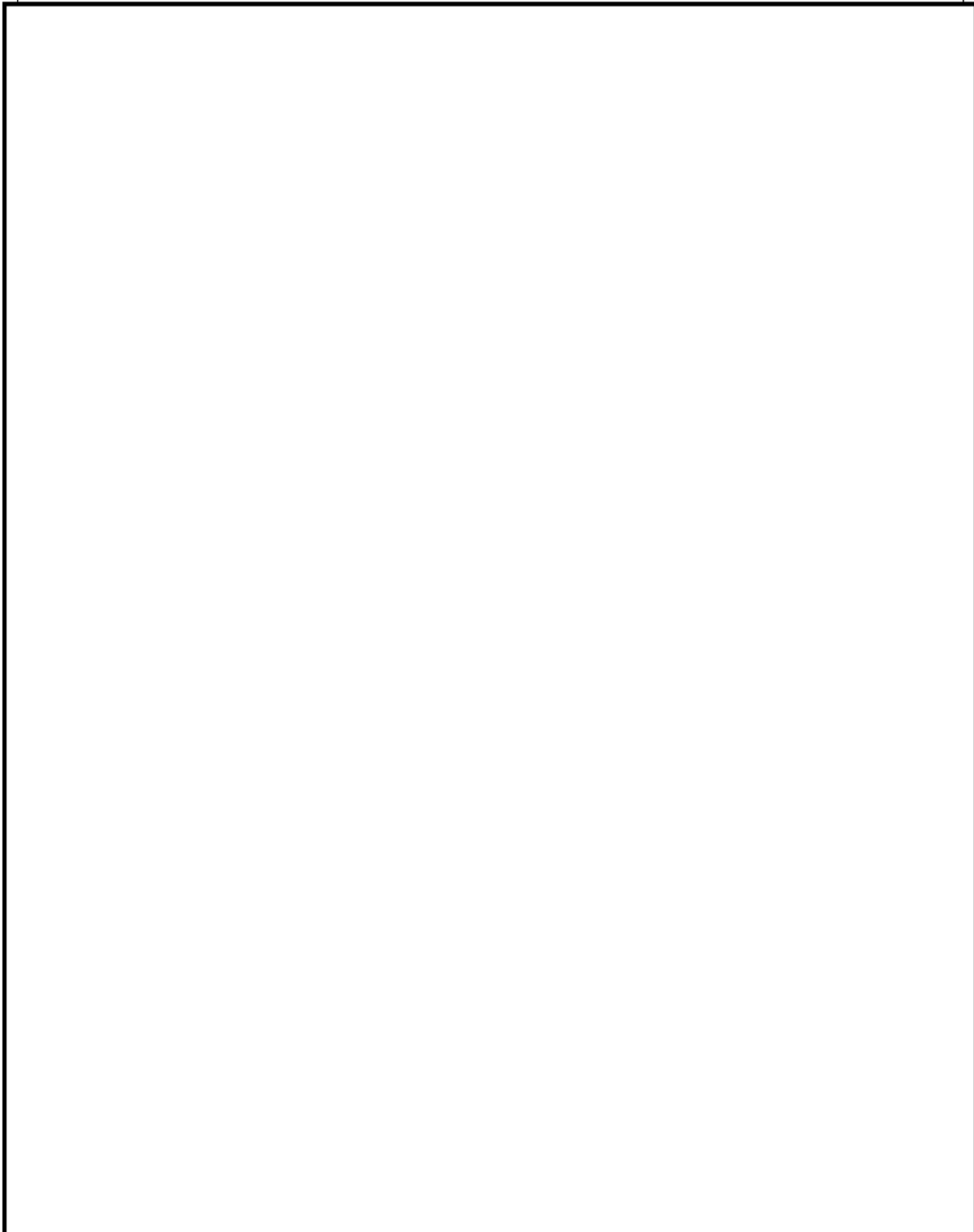
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

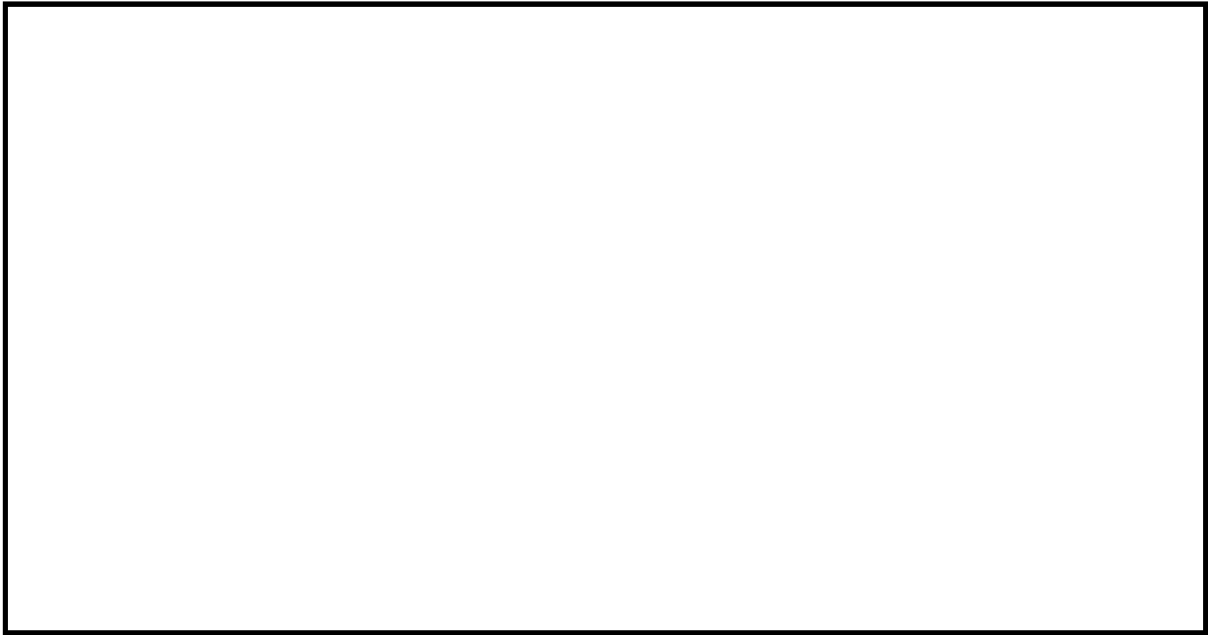
第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (6/11)

f. 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



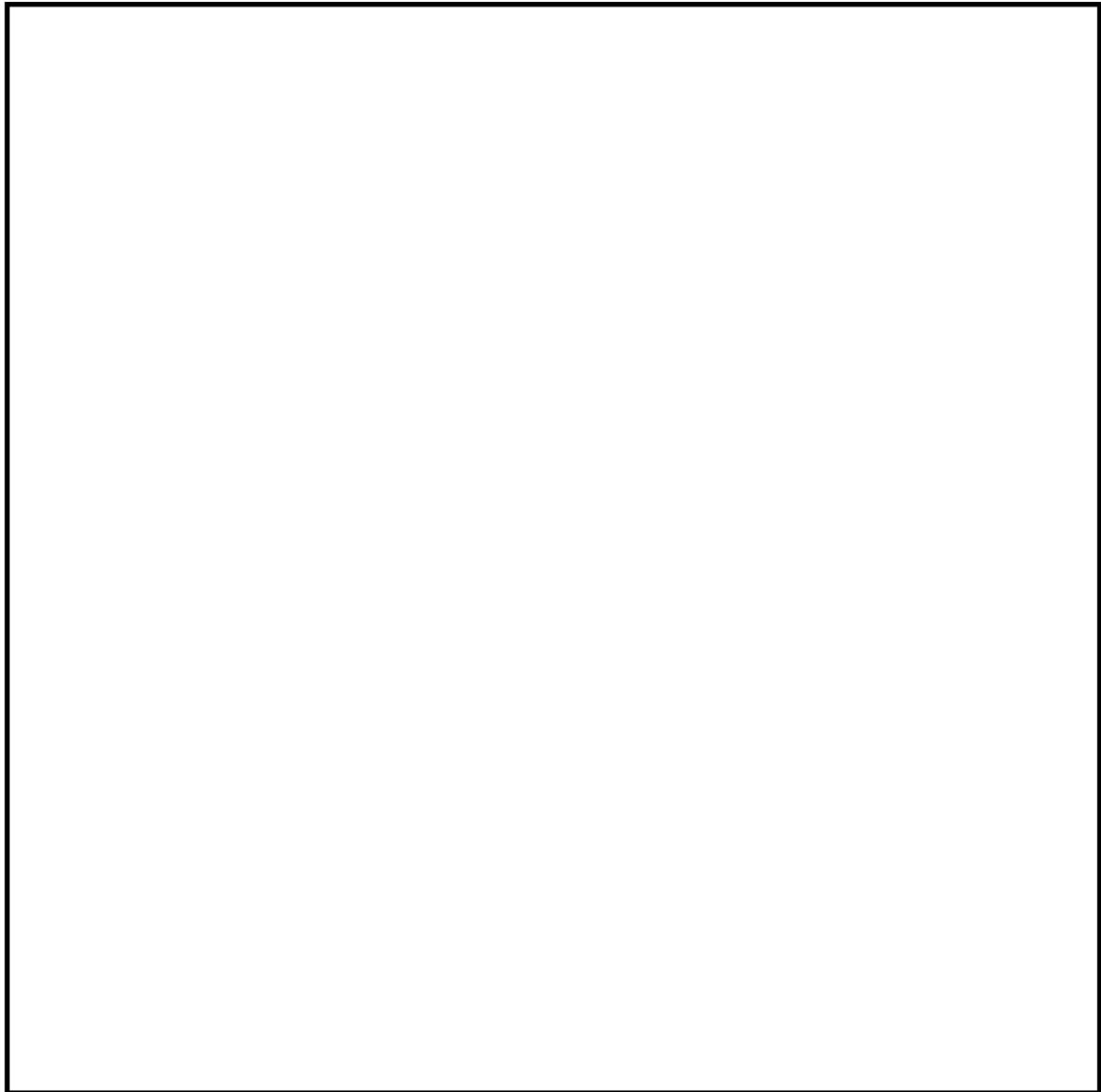
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (7/11)

g. の居住性に関する手順

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (8/11)

h. 電源設備の手順

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (9/11)

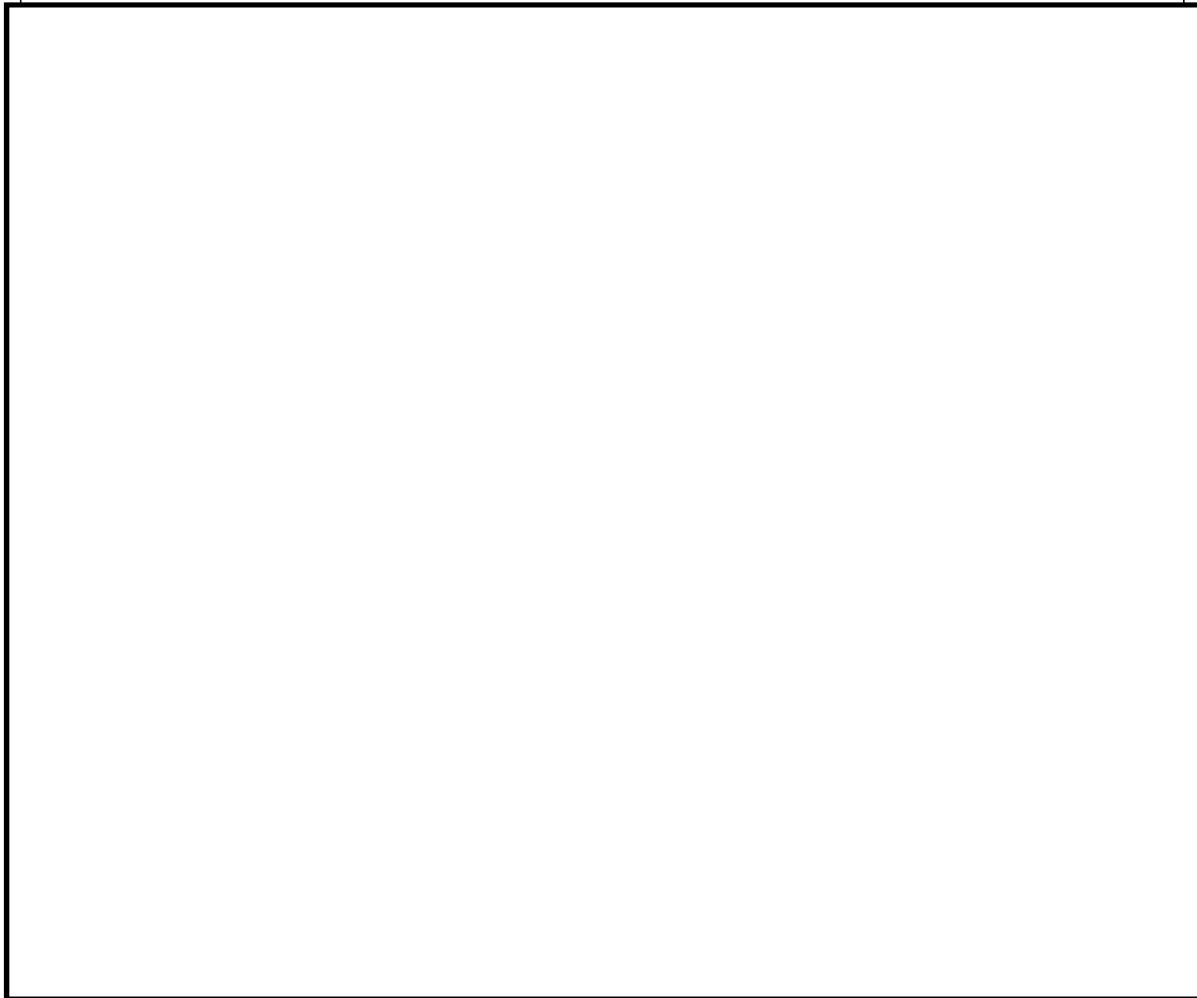
i. 計装設備の手順

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (10/11)

j. 通信連絡設備の手順



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付書類十（追補 1）の一部補正

添付書類十（追補1）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
1.1-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもって設置変更許可…
1.2-1	上3行～ 上4行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもって設置変更許可…
1.3-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもって設置変更許可…
1.4-1	上3行～ 上4行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもって設置変更許可…
1.5-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもって設置変更許可…
1.6-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもって設置変更許可…
1.7-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもって設置変更許可…
1.8-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもつ	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもつ

頁	行	補正前	補正後
1.9-1	上2行～ 上3行	て設置変更許可… 記述は、平成31年1月16日付け原規規発第1901164号をもって設置変更許可…	て設置変更許可… 記述は、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって設置変更許可…
1.10-1	上2行～ 上3行	記述は、平成31年1月16日付け原規規発第1901164号をもって設置変更許可…	記述は、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって設置変更許可…
1.11-1	上2行～ 上3行	記述は、平成31年1月16日付け原規規発第1901164号をもって設置変更許可…	記述は、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって設置変更許可…
1.12-1	上2行～ 上3行	記述は、平成31年1月16日付け原規規発第1901164号をもって設置変更許可…	記述は、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって設置変更許可…
1.13-1	上2行～ 上3行	記述は、平成31年1月16日付け原規規発第1901164号をもって設置変更許可…	記述は、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって設置変更許可…
1.14-1	上2行～ 上3行	記述は、平成31年1月16日付け原規規発第1901164号をもって設置変更許可…	記述は、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって設置変更許可…
1.15-1	上2行～ 上3行	記述は、平成31年1月16日付け原規規発第1901164号をもって設置変更許可…	記述は、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって設置変更許可…
1.16-1	上2行～ 上3行	記述は、平成31年1月16日付け原規規発第1901164号をもって設置変更許可…	記述は、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって設置変更許可…

頁	行	補 正 前	補 正 後
1.17-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもって設置変更許可・・・	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもって設置変更許可・・・
1.18-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもって設置変更許可・・・	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもって設置変更許可・・・
1.19-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成31年1月16日</u> 付け原規規発第 <u>1901164</u> 号をもって設置変更許可・・・	記述は、 <u>令和元年12月11日</u> 付け原規規発第 <u>1912112</u> 号をもって設置変更許可・・・

添付書類十（追補Ⅰ）の一部補正

添付書類十（追補 I）を以下のとおり補正する。

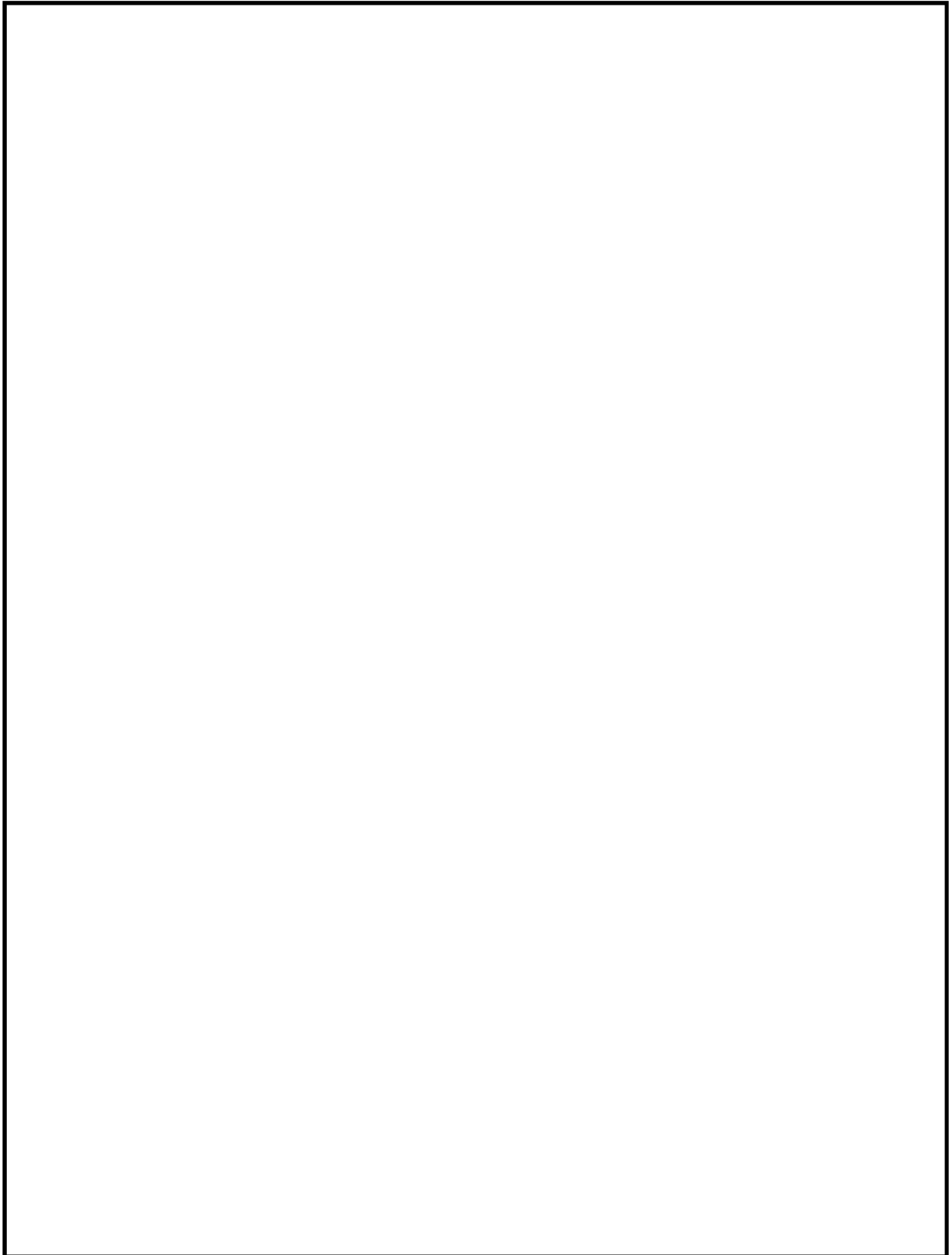
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

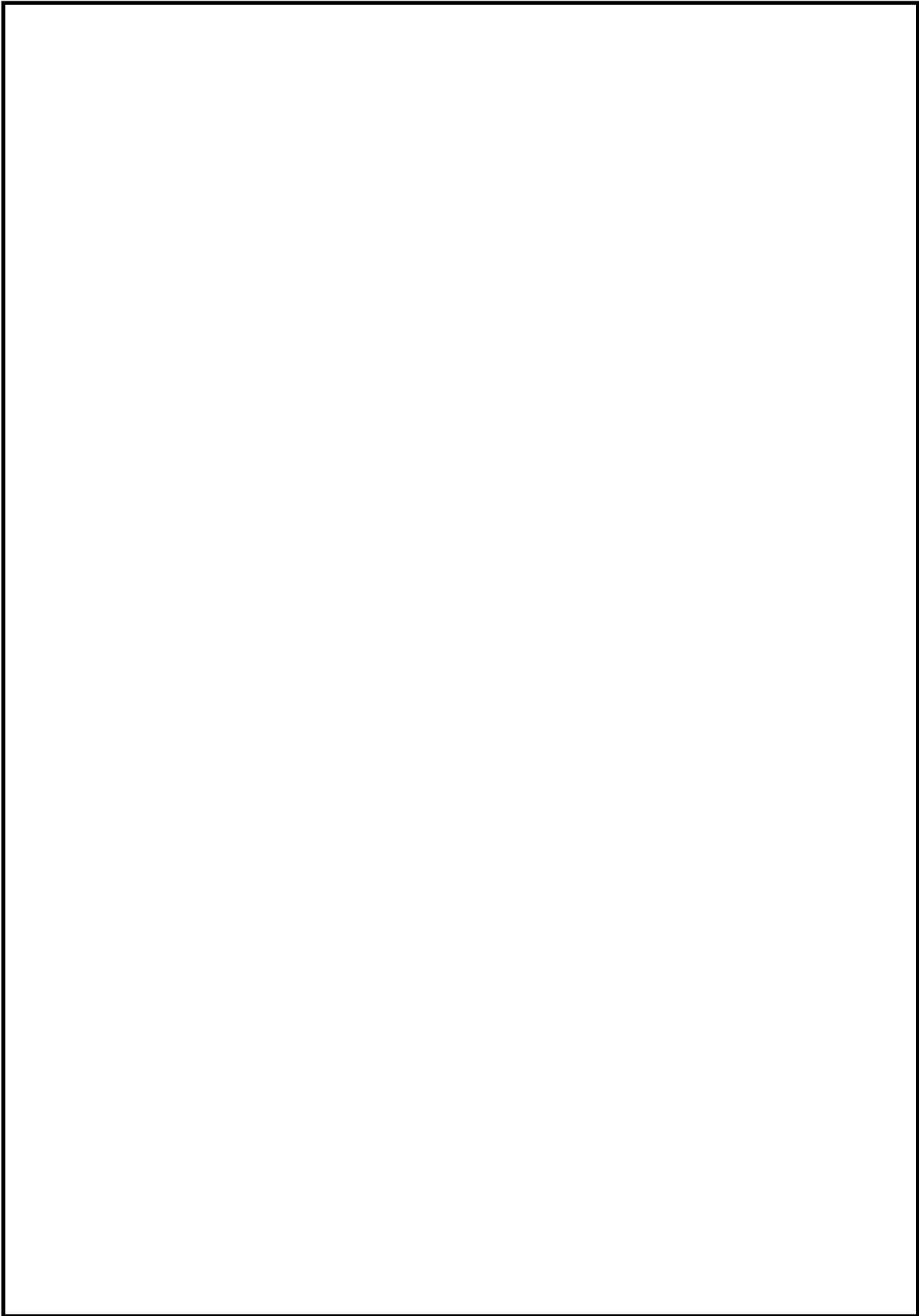
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

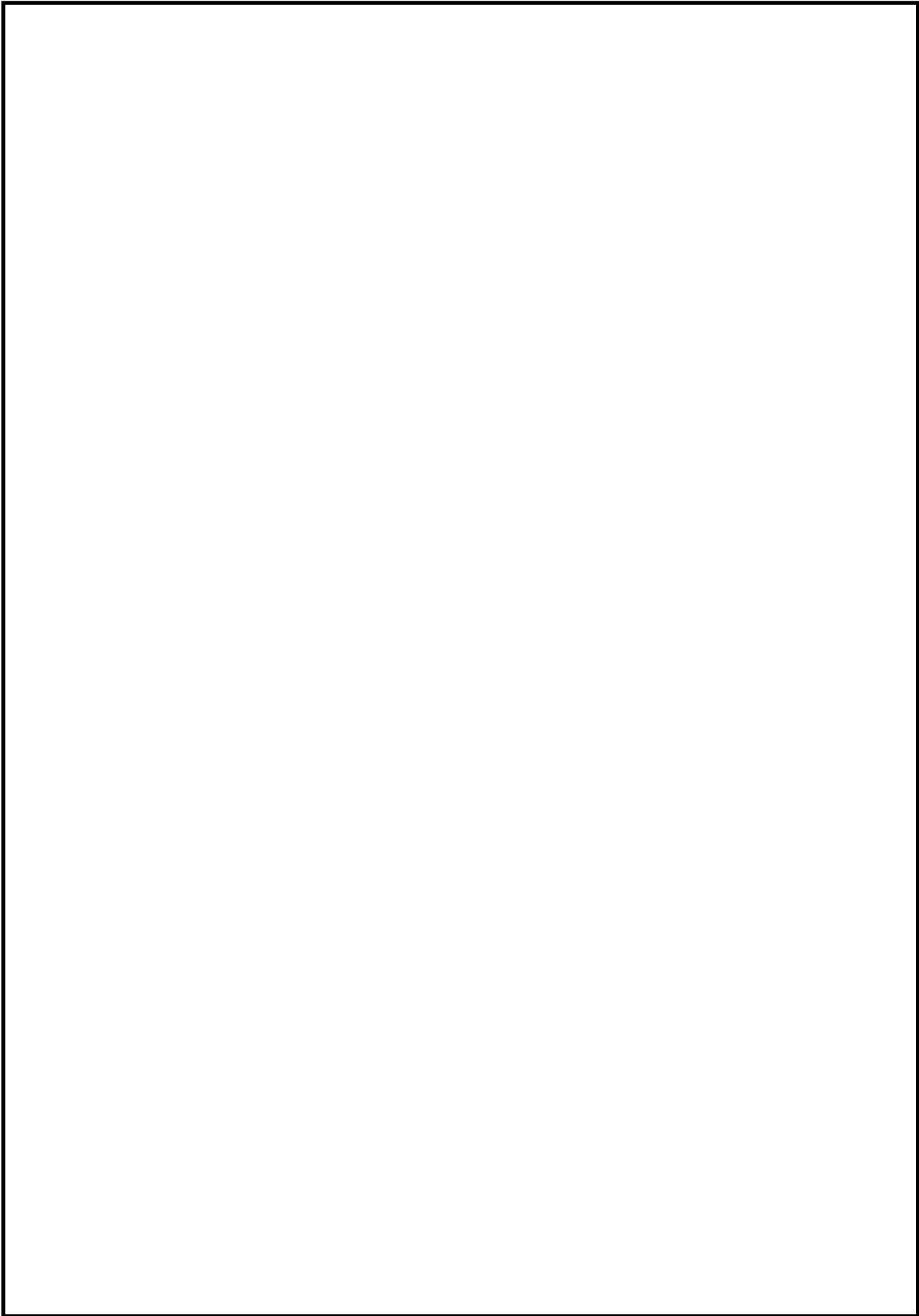
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



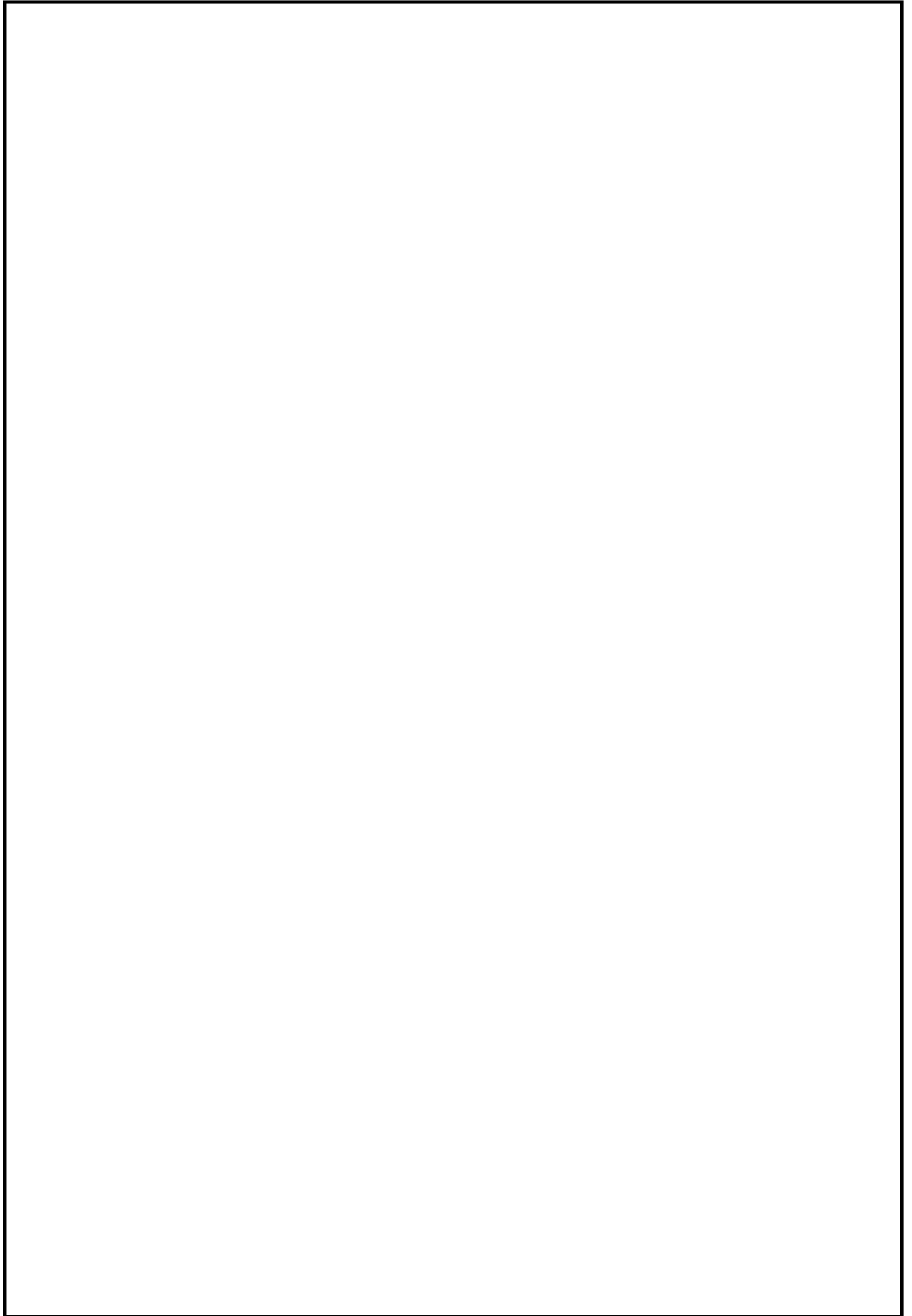
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

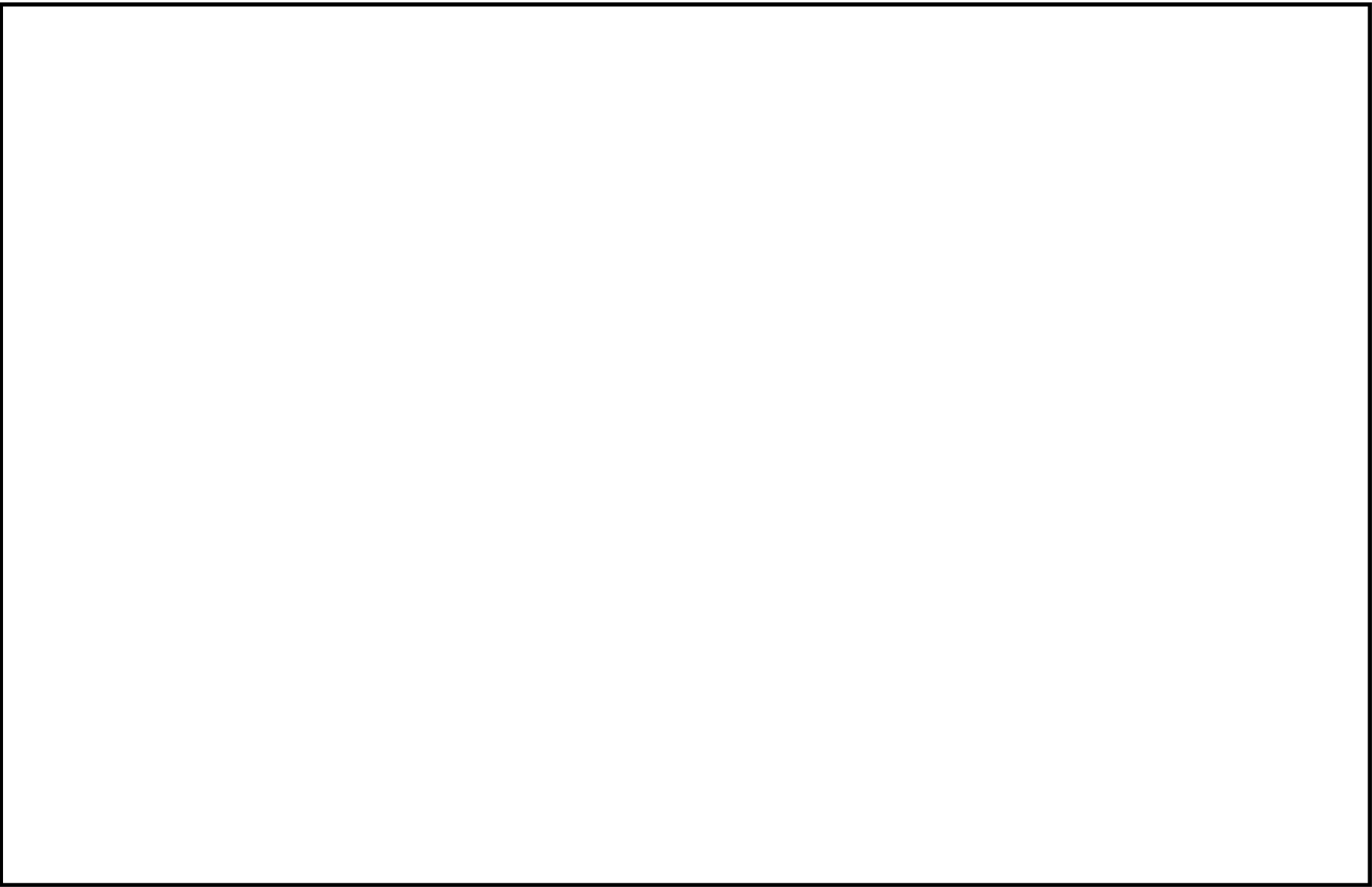


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。





枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



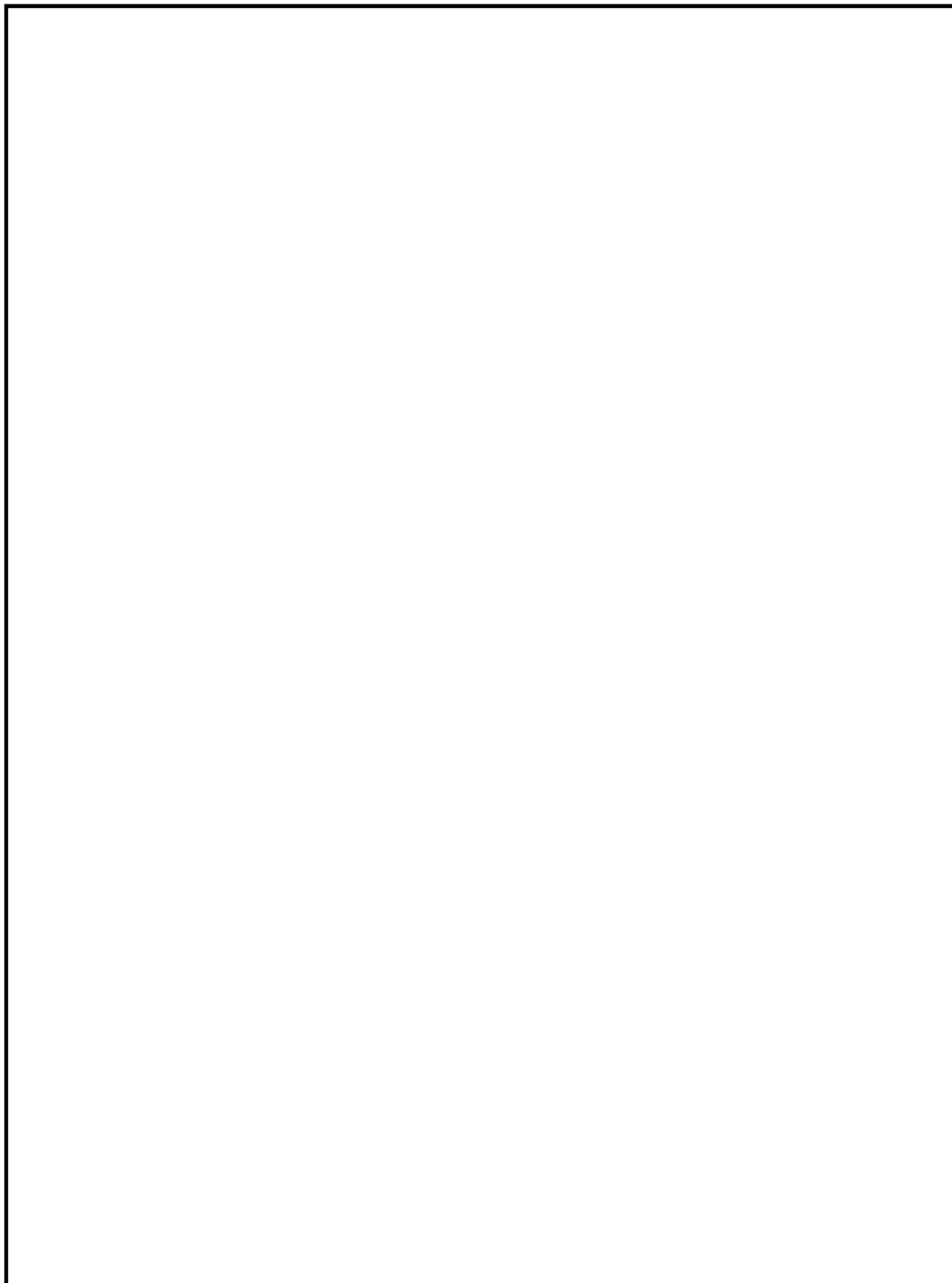
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

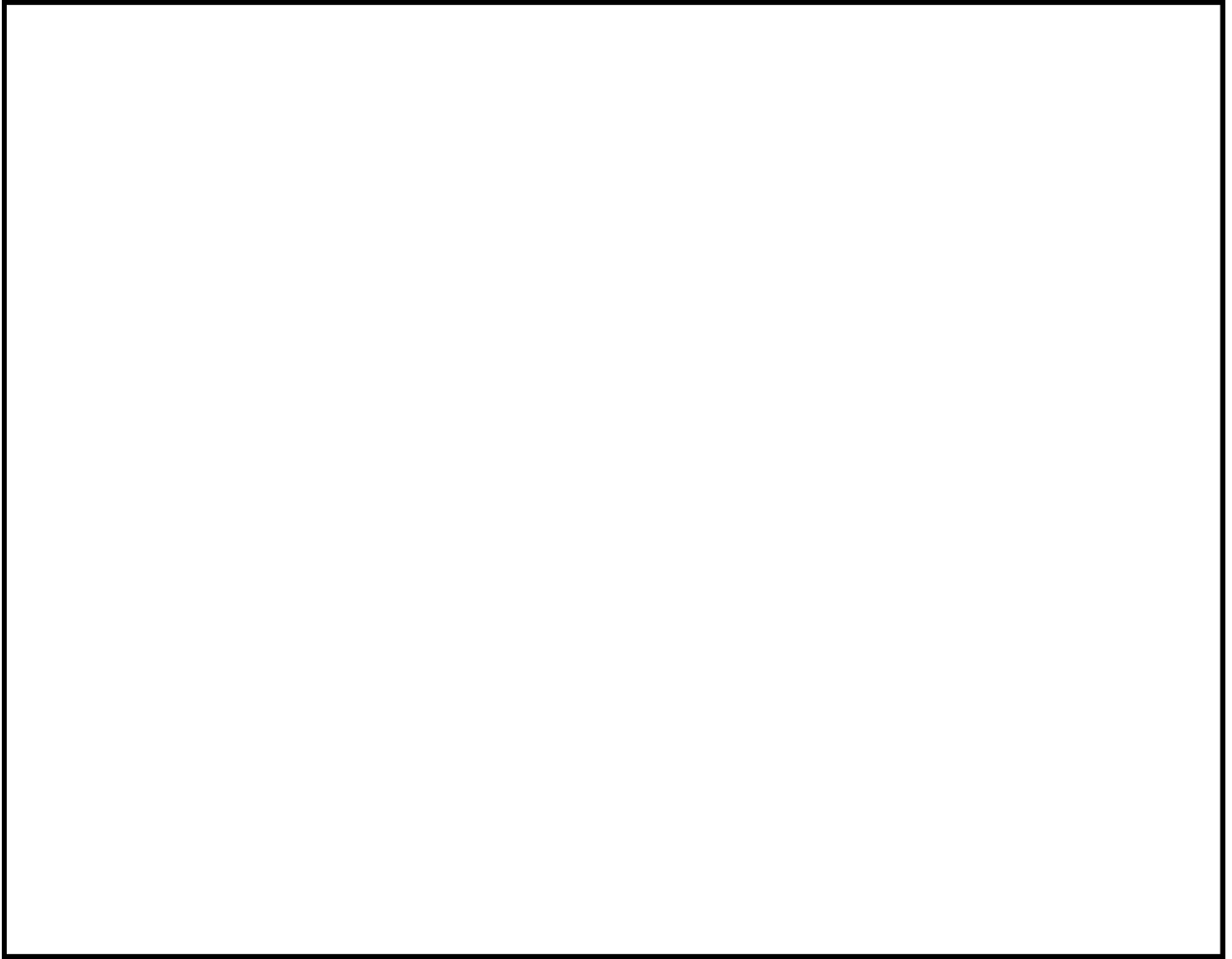
添付書類十（追補Ⅱ）の一部補正

添付書類十（追補Ⅱ）を以下のとおり補正する。

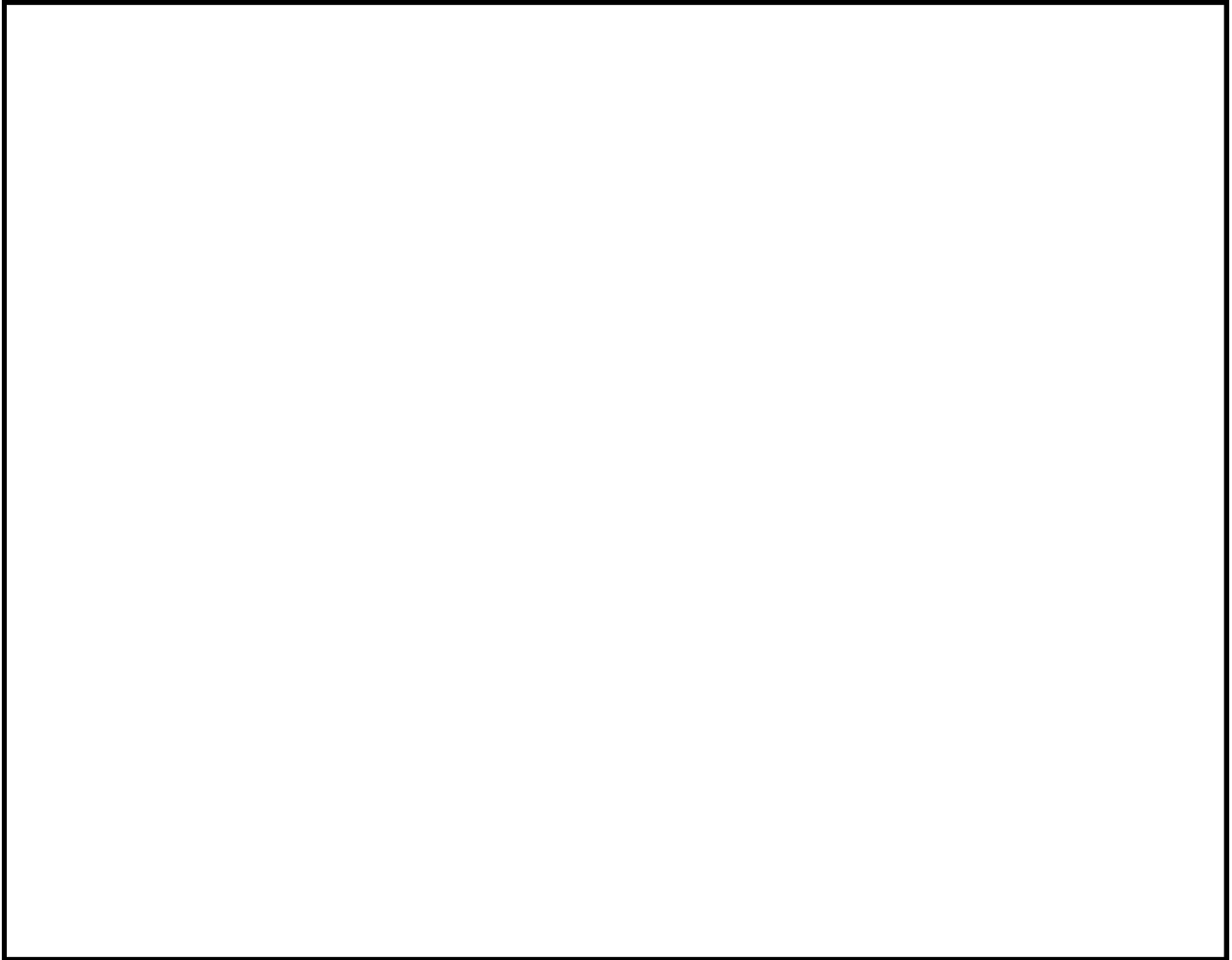


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。